# 令和6年度

国 民 健 康 保 険 の 概 要 (令和5年度実績)

付:高齢者医療の概要



# 目 次

# 国民健康保険の概要

# 事業編

1.	船橋市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	船橋市国保のあゆみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	事務機構及び事務分掌	18
4.	国民健康保険運営協議会	20
5.	保険給付の概要	25
6.	国民健康保険料の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
7.	特定健康診査・特定保健指導	39
デ、8.	ー タ 編 加入世帯・被保険者の状況	
0.	(1) 年度別加入世帯数の状況 ····································	43
	(2) 年度別被保険者数の状況	44
	(3) 年度別被保険者異動状況	45
	(4) 年齢別人口と被保険者数	46
9.	保険給付の状況	
	(1) 療養諸費の状況	48
	(2) 療養諸費費用額1世帯当たりの状況	48
	(3) 療養諸費費用額1人当たりの状況	49
	(4) 療養の給付(診療費) 内訳	50
	(5) 高額療養費の状況	52
	(6) 高額介護合算療養費の状況	52
	(7) 任意給付の状況	52

10.	保健	事業の状況	
	(1)	特定健康診査等の状況	53
	(2)	医療費通知の状況	54
	(3)	後発医薬品利用差額通知(ジェネリック差額通知)の状況	55
L1.	国民	健康保険料の状況	
	(1)	保険料率等の状況	56
	(2)	保険料収納区分の状況	58
	(3)	保険料及び国民健康保険事業費納付金の状況(1人当たりの額)	59
	(4)	保険料の収納状況	60
	(5)	保険料の軽減及び減免の状況	64
.2.	保険	財政	
	(1)	令和6年度国民健康保険事業特別会計当初予算の状況	67
	(2)	令和5年度国民健康保険事業特別会計決算の状況	71
	(3)	年度別決算状況	74
	(4)	年度別決算における被保険者1人当たり諸費の状況	78
	(5)	基金の状況	78
L <b>3</b> .	事業	年報	85
高 語 14.		医療の概要 <sub>者医療</sub>	
	(1)	老人医療の概要	103
	(2)	「後期高齢者医療制度」の創設	103
	(3)	船橋市の高齢者医療のあゆみ	104
	(4)	後期高齢者医療制度の給付内容	108
	(5)	後期高齢者医療保険料等の状況	111
	(6)	後期高齢者医療制度 被保険者数	112
	(7)	後期高齢者医療事業特別会計決算状況	114

# 事業編

- 1. 船 橋 市 の 概 況
- 2. 船 橋 市 国 保 の あ ゆ み
- 3. 事務機構及び事務分掌
- 4. 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

## 1. 船橋市の概況

船橋市は、昭和12年4月1日に、船橋町、葛飾町、八栄村、法典村、塚田村の2町3村が合併して、千葉県下で4番目の市として誕生しました。その後、昭和28年に二宮町、29年に豊富村を合併し、人口も徐々に増加していきましたが、昭和35年の日本住宅公団(当時)前原団地の入居開始以降、大規模団地の造成、宅地開発等が次々と行なわれ、首都圏のベッドタウンとして急激に人口が増加しました。

市制施行当時4万3千人余だった人口も、昭和49年には人口40万人を超え、 58年9月には人口50万都市の仲間入りをし、現在では人口64万人余、中核市 最大の人口を擁しています。

本市は、首都に近く、鉄道、道路などの交通網が発達し、商業港を持つなど、人 や物、情報が集まる拠点となっています。

沿岸部には恵み豊かな干潟である三番瀬、内陸部には工業地、商業地、住宅地、農地が広がり、バランスの取れた産業、市民の活発な文化・スポーツ活動など、全国有数のポテンシャルを秘めています。また、北部地域では農業や畜産業、東京湾では漁業も盛んに営まれています。

令和4年度からは、将来都市像を「人も まちも 輝く 笑顔あふれる 船橋」とする新たな総合計画がスタートしました。市民を含め、船橋に関わるすべての人が自分らしく輝くとともに、都市としての輝きも創出し、まち中に笑顔の輪が広がることで、さらに活気あふれるまちを目指します。

少子高齢化社会を迎え、保健・医療・福祉の一層の連帯を図る中で、お年寄りや障害を持つ方々をはじめ、すべての市民の皆さんが、健やかで安心して暮らし続けられるような仕組みや体制の充実を図っております。

市制施行 昭和 12 年 4 月 1 日

面 積 85.62 km² (平成 26 年 10 月 1 日より)

人 口 648.594 人

世 帯 数 321,114 世帯

※人口及び世帯数は住民基本台帳人口を記載(令和6年4月1日現在)

# 2. 船橋市国保のあゆみ

年月	事項	医療改定
昭和		
19. 1	船橋市国民健康保険組合を設立	
22.7	終戦後の混乱により組合財政破綻し、事業を休止	
24. 7	新法に基づく事業実施のため、保険課を設置し準備に入る	
27. 3	財政的理由により事業実施に至らず保険課を廃止	
29.4	旧豊富村の合併に伴い同村で行っていた事業を引継ぎ一部実	
	施の形態でその事務を福祉事務所で行う	
33. 7	直営診療施設「豊富診療所」を開設(33.7.10)	
33. 9	全市実施のため再び保険課を設置、準備に入る	
33.10		医療費改定 8.5%引上げ
34. 6	国民健康保険全市実施委員会を設置	
35. 4	国民健康保険全市実施。機構を庶務、資格、保険税の 3 係制	
	とする	
	保険税賦課4方式、標準割合、限度額 50,000 円とする	
	助産費 1,000 円、児童手当 1,200 円、葬祭費 2,000 円	
36. 4	入院時の給食、寝具の給付制限を撤廃し完全給付実施	
36. 7		医療費改定 12.5%引上げ
36.10	世帯主の結核性疾病、精神障害について7割給付実施	
36.12		医療費改定 2.3%引上げ
37. 4	世帯主の全疾病について7割給付実施	
38. 4	助産費 2,000 円	
39. 4	部制施行に伴い経済衛生部に編入。給付係を設け4係制とする	
39. 6	昭和 39 年度分保険税から賦課割合の規定を削除	
41. 1	世帯員の全疾病について7割給付実施	医療費改定 9.5%引上げ
41.11		薬価基準の改定 4.5%引下げ
		技術科の改定 3%引上げ
42. 4	助産費 3,000 円、育児手当 1,800 円、葬祭費 3,000 円	
42.7	機構改革に伴い民生部に編入	
42.10		薬価基準の改定 10.2%引下げ
42.12		医療費改定 医科 7.68%
		歯科 12.65%
		引上げ
44. 1		薬価基準の改定 5.6%引下げ
44. 4	昭和 44 年度分保険税から納期を 4 回から 5 回に改め、第 1 期分に暫定賦課方式を導入	
44. 7	保険税賦課事務の電子計算機導入委託	
44. 9	助産費 10,000 円	
45. 2		医療費改定 医科 8.77%
		歯科 9.73%
		引上げ
45. 4	朝鮮、韓国人を被保険者とする	

年月	事項	医療	改定
45. 7		医療費改定	医科 0.97%
			引上げ
45.8		薬価基準の改定	3%引下げ
46. 4	70 歳以上高齢者給付付加金制度(10 割給付)実施		
	賦課限度額 80,000 円		
46. 7	機構改革に伴い市民部に編入		
46.11	保険税納付の銀行口座振替制度を導入		
47. 2		医療費改定	医科 13.70%
			歯科 13.73%
			調剤 6.54% 引上げ
		薬価基準の改定	
47. 4	税制度を料制度に改め、嘱託収納員 21 名による臨戸徴収制	栄価基準の以及	2.3.97071110
177. 4	度を導入		
	期別を5回から10回とし、第3期分までを暫定賦課とする		
47. 7	保険料を賦課、徴収に分け5係制とする		
48. 1	国の老人医療無料化(寿)実施に伴い、高齢者給付付加金制		
	度を廃止し、老人福祉課へ事務を移管		
48. 4	助産費 13,000 円、葬祭費 5,000 円		
	保険料消込事務・資格得喪事務の電子計算機導入委託		
48.8	被保険者の資格遡及について、従来の最高6ヵ月を3ヵ月と		
	して保険料を遡及賦課することとした		
48.12	12月診療分から任意給付として、高額療養費支給制度を創設		
	(自己負担額 30,000 円)		
49. 2		医療費改定	医科 19.0%
			歯科 19.9% 調剤 8.5%
			副用 6.3 % 引上げ
49. 3	住民記録(住民コード)とのマッチング開始	薬価基準の改定	
49. 4	昭和 49 年度分保険料から賦課を 2 方式に、擬制世帯主の所	ス 岡 圣 平 り <b>以</b> 人	0.070 31 1 17
	得割軽減方法を逆数方式から比例方式に改める		
	賦課限度額 120,000 円、育児手当を助産費に統合廃止		
	助産費 23,000 円、葬祭費 10,000 円		
49. 6	市民税申告所得の国保へのマッチング開始		
49.10		医療費改定	医科 16.0%
			歯科 16.2%
			調剤 6.6%
		-t+ /	引上げ
50. 1	加隆である河南教を、、、四川に加井をマ	薬価基準の改定	1.6%引下げ
50. 3 50. 4	保険証の検認事務をシール貼付に切替える 調整交付金申請資料の電子計算機導入委託		
50.4	調金交刊金申請賃料の電子計算機導入安託 助産費 43,000 円、葬祭費 20,000 円		
50.10	助産員 43,000 円、発宗員 20,000 円 高額療養費支給制度が任意給付から法定給付へ移行		
30.10	時版/永茂县入州  明		

年月	事項	医	療改定
51. 4	保険料の月割計算賦課を全被保険者の資格得喪に適用 賦課限度額 150,000 円	医療費改定	医科 9.0% 調剤 4.9%
	成議   150,000 円		調剤 4.9% 引上げ
	助産費 53,000 円、葬祭費 25,000 円		717.0
51. 7	機構改革に伴い保健衛生部に編入。資格と給付、賦課と徴収		
	を各々統合し、庶務、資格給付、保険料の3係制とする		
51.8	高額療養費支給制度の自己負担額 39,000 円	医療費改定	歯科 9.6% 引上げ
52. 4	全外国人を被保険者とする 高額療養費貸付基金条例を制定。基金 500 万円 擬制世帯主にかかる所得割賦課を廃止 賦課限度額 170,000 円 助産費 60,000 円 葬祭費 30,000 円		
52. 9	滞納全世帯の実態調査実施。以後毎年実施し実態に応じ差押 処分等を行う		
53. 2		医療費改定	医科 11.5% 歯科 12.7% 調剤 5.6% 引上げ
53. 4	市の電子計算機導入に伴い、従来の業者委託から電子計算課 へ移行 保健婦を一般会計へ身分移管 保険料納付義務者に対し、所得の申告業務を条例規定 賦課限度額 190,000 円 助産費 70,000 円、葬祭費 40,000 円		
53. 6	他法で助産費支給される者について、重複支給をしないこと を条例規定(昭和 53 年 12 月 18 日以後の出産から発効)		
54. 4	収納消込OCR (光学文字読取装置) 導入 オンライン処理開始、同端末機設置 賦課限度額 220,000 円 助産費 80,000 円、葬祭費 50,000 円		
55. 4	保険料あん分率(料率)の定率、定額条例規定を算定式とし 告示方式に改める 納期を1ヵ月繰上げ、仮算定賦課を2期までとする 賦課限度額240,000円 助産費100,000円		
56. 1	高額療養費貸付基金を 1,000 万円に増額		
56. 4	賦課限度額を地方税法の限度額にスライドさせる条例規定に 改める(賦課限度額 260,000 円) 助産費 120,000 円、葬祭費 60,000 円 レセプト点検事務の電子計算化導入 (国保連合会電算共同処理事業へ一部委託)		

年月	事項	医療	改定
56. 6		医療費改定	医科 8.4%
			歯科 5.9%
			調剤 3.8%
			引上げ
		薬価基準の改定	₹18.6%引下げ
57. 4	賦課限度額 270,000 円		
	助産費 150,000 円、葬祭費 70,000 円		
	(高額療養費に対する自己負担額、9月診療分から45,000円、		
	58 年 1 月診療分から 51,000 円)		
	(老人、低所得者 39,000 円)		
58. 1		薬価基準の改定	€ 4.9%引下げ
58. 2	老人保健法施行		
	被保険者に対する医療費通知実施		
	[多受診世帯(1人1か月2医療機関以上)の一部実施]		
	被保険者証を電子計算機による漢字プリンターとする		
58. 4	賦課限度額 280,000 円		
58.11	被保険者資格台帳を電子計算機による漢字プリンターとする		
59. 2	被保険者に対する医療費通知実施(全受診世帯)		
59. 3		医療費改定	医科 3.0%
			歯科 1.1%
			調剤 1.0%
			引上げ
		薬価基準の改定	€ 16.6%引下げ
59. 4	賦課限度額 350,000 円		
59.10	退職者医療制度の実施		
	高額療養費、低所得者世帯を 30,000 円に引下げ		
60. 3		医療費改定	医科 3.5%
			歯科 2.5%
			調剤 0.2%
			引上げ
		薬価基準の改定	€ 6.0%引下げ
60.4	高額医療費共同事業の実施。(基準額 150 万円)		
	高額療養費貸付基金を 1,000 万円増額し、2,000 万円とする		
61.4	賦課限度額 370,000 円	医療費改定	医科 2.5%
	国保運営協議会委員の定数改正		歯科 1.5%
	(被用者保険等保険者代表 2 名加わる)		調剤 0.3%
	5 人未満法人事務所への健保等の適用拡大		引上げ
61.5		薬価基準の改定	₹5.1%引下げ
61.6	高額療養費自己負担限度額を 54,000 円に改定		
	(但し、低所得者世帯は 30,000 円に据置)		
62. 1	国民健康保険法の改正に伴い、保険料滞納者に、資格証明書		
	等の措置が講ぜられた		
62. 4	賦課限度額 390,000 円		

年月	事項	医療	改定
63. 4	賦課限度額 400,000 円	医療費改定	医科 3.8%
	1~2人法人事務所への健保等の適用拡大		調剤 1.7%
	国保電算処理システムの抜本的な見直しのためのプロジェク		引上げ
	トを設置	薬価基準の改定	至10.2%引下げ
63. 6	保険基盤安定制度の創設等国保改革の実施	医療費改定	歯科 1.5%
			引上げ
63. 7	高額医療費共同事業の医療費基準額が 150 万円から 80 万円		
	に改定される		
平成			
元.4	賦課限度額 420,000 円		
	高額療養費支給事務用パソコン導入		
元.6	高額療養費自己負担限度額を 57,000 円に改定		
	(但し、低所得者世帯は 31,800 円)		
2. 4	国保電算処理システム稼動	医療費改定	医科 4.0%
	暫定賦課を廃止し、納期を6月から翌年3月までに変更		歯科 1.4%
			調剤 1.9%
		###### a 1.d	引上げ
0.4	E	薬価基準の改定	
3. 4	賦課限度額 440,000 円	薬価基準の改定	8.1%5  トけ
3. 5	高額療養費自己負担限度額を 60,000 円に改定		
4. 4	(但し、低所得者世帯は 33,600 円) 賦課限度額 460,000 円	医療費改定	医科 5.4%
4.4	助産費 240,000 円	区原負以足	齿科 3.4% 歯科 2.7%
	葬祭費 100,000 円		調剤 1.9%
	开水县 100,000 门		引上げ
		  薬価基準の改定	
5. 4	滞納整理係を新設(4係制)		, , , ,
	賦課限度額 500,000 円		
5. 5	高額療養費自己負担限度額を 63,000 円に改定		
	(但し、低所得者世帯は 35,400 円)		
6. 4	船橋市国民健康保険事業財政調整基金条例を制定。	医療費改定	医科 5.2%
	(基金 220,000,000 円)		歯科 2.3%
			調剤 2.1%
			引上げ
		薬価基準の改定	₹6.6%引下げ
6.10	助産費 240,000 円を出産育児一時金 300,000 円に改正		
	入院食事療養費の創設		
	老人保健法一部改正		
7.0	老人保健事業費拠出金の創設		
7.3	国保直営豊富診療所を廃止		
7. 4 8. 4	賦課限度額 520,000 円	医療費改定	医科 3.6%
0.4		四次貝以化	齿科 3.0% 歯科 2.2%
			調剤 1.3%
			明月 1.370 引上げ
		  薬価基準の改定	
<u> </u>		717 IM 12 1 7 9//	

年月	事項	医療	改定
8. 6	高額療養費自己負担限度額を 63,600 円に改定		
	(但し、低所得者世帯は 35,400 円)		
8.10	入院時食事療養費の自己負担額の改定		
9. 4	課名を国民健康保険課に変更	医療費改定	医科 1.31%
	賦課限度額 530,000 円		歯科 0.75%
			調剤 1.15%
			引上げ
		薬価基準の改定	₹4.4%引下げ
9. 9	国民健康保険法及び老人保健法の一部改正により、外来時薬		
	剤費の一部負担金の創設		
10. 4		医療費改定	医科 1.5%
			歯科 1.5%
			調剤 0.7%
			引上げ
		  薬価基準の改定	
10. 6	レセプトの内容点検を実施(非常勤一般職3名採用)		,
10. 7	機構改革に伴い、新設の福祉局保健福祉部となる		
	高齢者医療係が編入される(5係制)		
11.4	保険料率を告示方式から、明示方式へ変更		
	高額療養費貸付基金を 500 万円増額し、2,500 万円とする		
11. 7	老人保健法における薬剤一部負担軽減特例措置が実施(臨時		
	老人薬剤費特別給付金として、一部負担金を国が支払う)		
12. 4	介護保険制度の実施により、介護第2号被保険者(40歳~64	医療費改定	医科 2.0%
	歳)の保険料が医療分に加え介護分も含んで賦課、徴収され		歯科 2.0%
	る		調剤 0.8%
	医療分賦課限度額 530,000 円		引上げ
	介護分賦課限度額 70,000 円	薬価基準の改定	₹7.0%引下げ
	短期被保険者証交付開始(年度内 2,967 世帯)		
12. 6	レセプトの内容点検範囲拡大(歯科・縦覧)		
	(非常勤一般職2名採用、計5名)		
13. 1	老人保健法の一部改正により、老人医療費一部負担金が上限		
	付き定率1割負担となる		
	海外療養費制度の新設		
	高額療養費自己負担限度額に所得階層別・上限スライド導入		
	一般世帯 63,600 円+(総医療費-318,000 円)×1 %		
	上位所得世帯 121,800 円+(総医療費-609,000 円)×1 % 非課税世帯  35,400 円		
13. 4	国民健康保険出産費資金貸付基金条例を制定		
	(基金 1,000 万円)		
13.10	資格証明書交付開始(年度内 62 世帯)		
14. 4		医療費改定	医科 1.3%
			歯科 1.3%
			調剤 1.3%
			引下げ
		薬価基準の改定	
		医療材料の改定	

年月	事項	医療改定
14.10	国民健康保険法等一部改正	
	・ 3 歳未満乳幼児の一部負担割合変更 (3割→2割)	
	・老人医療受給対象年齢の引上げ(5年間かけて70歳から75歳)	
	・高額療養費自己負担限度額の改定(低所得者は据置)	
	70歳未満の者	
	一般 72,300 円+(医療費-361,500 円)×1%	
	上位所得者 139,800 円+(医療費-699,000 円)×1%	
	70 歳以上の者 一般	
	入院 40,200 円	
	外来 12,000 円	
	一定以上所得者	
	入院 72,300 円+(医療費-361,500 円)×1%	
	外来 40,200 円 低所得者	
	入院 低所得者 I 15,000 円 低所得者 II 24,000 円	
	外来 8,000 円	
	・70 歳以上の高齢者の一部負担割合変更(1割→1割又は2割)	
15. 4	国民健康保険法等一部改正	
	・退職者医療制度の一部負担割合変更	
	退職者本人(入院・外来) 2 割→3割	
	退職者扶養(入院) 2割→3割	
	・薬剤一部負担金制度廃止	
	・高額療養費自己負担限度額の改定	
	70 歳未満の者	
	一般 72,300 円+(医療費-241,000 円)×1 % 上位所得者 139,800 円+(医療費-466,000 円)×1 %	
	・保険者支援制度の創設	
	・高額医療費共同事業拡充・制度化 (交付基準額 80 万円→70 万円)	
	・保険料(介護分)年間賦課限度額の引上げ(7万円→8万円)	
16. 4	高額療養費貸付基金を 1,500 万円増額し、4,000 万円とする	薬価基準の改定 1.0%引下げ
17. 4	国民健康保険法等一部改正	来画 本 年 の 以 た 1.0 /0 分   り
17.4	・保険給付費等に要する費用に対する国庫負担の変更等	
	・国庫負担率の引下げ(40%→34%(17 年度は 36%))	
	・国調整交付金 (10%→9%)	
	・県調整交付金の創設 (7% (17年度は5%))	
	・保険基盤安定制度の改正	
	・国庫負担廃止による県負担率の引上げ(25%→75%)	
17. 6	コンビニでの保険料収納業務を実施	
18. 4	国民健康保険法等一部改正	  医療費改定   医科 1.5%
10. 1	・入院時食事療養費自己負担額の改定(1日当たり→1食当たり)	歯科 1.5%
	・高額医療費共同事業の継続(交付基準額 70万円→80万円)	調剤 0.6%
	・保険者支援制度の継続	引下げ
	・税制改正(公的年金等控除額の縮減)による激変緩和措置	薬価基準の改定 1.6%引下げ
	・国保財政安定化支援事業の継続	医療材料の改定 0.2%引下げ
		E-W-14-1-5-6VVC 0-9-10-11-10

年月	事項	医療改定
18.10	国民健康保険法等一部改正	
	・70 歳以上で現役並み所得者の一部負担割合変更 (2割→3割)	
	・高額療養費自己負担限度額の改定(低所得者は据置)	
	70 歳未満の者	
	一般 80,100 円+(医療費-267,000 円)×1 % 上位所得者 150,000 円+(医療費-466,000 円)×1 %	
	上区別 行名 130,000 円 + (医療負 - 400,000 円) × 1 % 70 歳以上の者	
	一般 入院 44,400 円	
	一定以上所得者→現役並み所得者	
	入院及び世帯単位 80,100 円+(医療費-267,000 円)×1 % 外来 44,400 円	
	・保険財政共同安定化事業の創設 (交付基準額8万円超~80万円)	
	・特定療養費を廃止し、保険外併用療養費を創設	
	・入院時生活療養費の創設(介護保険との均衡を図るため、療養病床	
	に入院する 70 歳以上の者は、食費と居住費の一部を負担)	
	・出産育児一時金の改正 (30万円→35万円)	
	・出産費資金貸付制度の改正	
	(貸付限度9割→10割、貸付対象出産予定日1月以内→2月以内)	
19. 4	保険料年間賦課限度額の引上げ	
	医療分 53 万円 → 56 万円 △ # /	
	↑護分 8万円 → 9万円 70 歳未満の被保険者の入院に係る高額療養費の現物給付化	
	の実施(事前に市へ申請することにより、入院費用の支払い	
	を自己負担限度額までにとどめる)	
19. 4	出産育児一時金受取代理払いの実施	
19.10	平成 14 年 10 月に実施された、老人医療受給対象年齢の引上	
	げ(5年間の経過措置)が完了する	

年月	事項	医療改定			
	国民健康保険法等一部改正	医療費改定	医科 0.42%		
	・前期高齢者の対象年齢引下げ (70歳以上→65歳以上)		歯科 0.42%		
	・3 歳未満乳幼児の負担割合対象年齢引上げ(3歳未満就学前ま		調剤 0.17%		
	で)		引上げ		
	・70 歳以上前期高齢者(現役並所得者除く)の一部負担割合	薬価基準の改定	1.1%引下げ		
	変更 (1割→2割) 〈但し1年間凍結〉 医療材料の改定 0.1%				
	・高額療養費自己負担限度額の改定 (低所得者は据置) 〈但し1年間				
	凍結〉				
	70 歲以上前期高齡者				
	一般世帯 入院 62,100 円 一般個人 外来 24,600 円				
	・退職者医療制度の廃止 (但し平成 26 年度までの間の 65 歳未満の退				
	職者は、経過措置として存続)				
	・入院時生活療養費の対象年齢の引下げ(70歳以上→65歳以上)				
	・高額介護合算療養費制度の創設				
	・前期高齢者の医療給付費等に係る財政調整制度の創設(前期				
	高齢者交付金・納付金の創設)				
	・保険料が医療分及び介護分に加え後期高齢者支援金等分も				
	含んで賦課、徴収される				
	・保険料年間賦課限度額の引上げ				
	医療分額 470,000 円				
	後期高齢者支援金等分 120,000 円 介護分 90,000 円				
	・保険料の年金からの特別徴収開始				
	・被保険者証を高齢受給者証と一体としカード化する				
	・葬祭費の支給金額の改正 (10万円→5万円)				
	高齢者の医療の確保に関する法律施行				
	・後期高齢者医療制度の実施(75歳以上の全ての高齢者が対象)				
	・特定健康診査及び特定保健指導の実施				
	・特定健康診査室を新設(5係1室制)				
21. 1	出産育児一時金額の改正				
3	35 万円→38 万円(産科医療補償制度加入医療機関での出産のみ)				
21.4	国民健康保険法等一部改正				
	・70 歳以上前期高齢者(現役並所得者除く)の一部負担割合				
	変更(1割→2割)凍結が更に 1 年間延長				
	・70 歳以上前期高齢者の高額療養費自己負担限度額の改定				
	(低所得者は据置)の凍結が更に1年間延長				
	一般世帯 入院 62,100 円				
	一般個人 外来 24,600 円 ・資格証明書の交付要件の見直し(年齢制限を設け、15 歳到達日以				
	降最初の3月31日までの間は交付しない)				
1.	保険料(介護分)年間賦課限度額の引上げ ・				
	未映行(月度ガ)午间風味版反銀のガエり 9万円→10万円				
21.10	出産育児一時金額の改正 38 万円→42 万円				
	(産科医療補償制度未加入医療機関での出産は、▲3万円)				

年月	事項	医療	改定				
22. 4	国民健康保険法等一部改正	医療費改定	医科 1.74%				
	・70 歳以上前期高齢者(現役並所得者除く)の一部負担割合		歯科 2.09%				
	変更(1 割→ 2 割)凍結が更に 1 年間延長		調剤 0.52%				
	・70 歳以上前期高齢者の高額療養費自己負担限度額の改定	引上げ 薬価基準の改定 1.36%引下げ					
	(低所得者は据置)の凍結が更に1年間延長						
	一般世帯 入院 62,100 円						
	一般個人 外来 24,600 円						
	・国保財政基盤強化策の継続(高額医療費共同事業、保険者支援制度、						
	国保財政安定化支援事業)						
	保険料年間賦課限度額の引上げ						
	医療分       47 万円→50 万円 後期高齢者支援金等分  12 万円→13 万円						
	保険料均等割額の引上げ						
	医療分 16,090円→24,360円						
	後期高齢者支援金等分 5,860 円→ 7,090 円						
	保険料軽減割合の改正 (6・4割→7・5・2割)						
	非自発的失業者に対する保険料軽減制度の創設						
	(前年所得を 30/100 として算定)						
	旧被扶養に係る保険料軽減の延長 (当面の間継続)						
22.12	レセプト内容点検の民間委託実施						
23. 4	運転免許証識別装置導入(本人確認のため)						
	国民健康保険法等一部改正						
	・70 歳以上前期高齢者(現役並所得者除く)の一部負担割合						
	変更(1割→2割)凍結が更に1年間延長						
	・70 歳以上前期高齢者の高額療養費自己負担限度額の改定						
	(低所得者は据置)の凍結が更に1年間延長						
	一般世帯 入院 62,100 円						
	一般個人 外来 24,600 円						
	保険料年間賦課限度額の引上げ						
	医療分 50 万円→51 万円 後期高齢者支援金等分 13 万円→14 万円						
	介護分 10万円→12万円						
	出産育児一時金額の改正						
	(21年10月~23年3月の暫定措置 → 恒久化)						
	38 万円→42 万円 (産科医療補償制度未加入の出産は、▲3 万円)						
	嘱託収納員制度廃止						
23. 5	新国民健康保険システム稼働(パッケージシステム)						
23. 7	保険料電話催告開始(非常勤職員)						
20. 1	ペイジー口座振替受付サービス開始						
24. 3	ジェネリック医薬品(後発医薬品)利用差額通知実施						
	V P. I J J J P. KHI ( D. LEXHI) 11/1/EINE/11/00						

年月	事項	医療	改定					
24. 4	国民健康保険法等一部改正		医科 1.55%					
	・保険給付費等に要する費用に対する国庫負担の変更等		歯科 1.70%					
	・国庫負担率の引下げ(34%→32%)		調剤 0.46%					
	・県調整交付金の引上げ(7%→9%)		引上げ					
	・国保財政基盤強化策の恒久化(高額医療費共同事業、保険財政共同	薬価基準の改定	1.38%引下げ					
	安定化事業、保険者支援制度)							
	・70 歳以上前期高齢者(現役並所得者除く)の一部負担割合							
	変更(1 割→2 割)の凍結が更に 1 年間延長							
	・70 歳以上前期高齢者の高額療養費自己負担限度額の改定							
	(低所得者は据置)の凍結が更に1年間延長							
	一般世帯 入院 62,100 円							
	一般個人 外来 24,600 円 ・高額療養費の外来現物給付化の実施 (事前に市へ申請することに							
	より、外来窓口での支払いを月の自己負担限度額までにとどめる)							
25. 4	国民健康保険法等一部改正							
25. 1	・70歳以上前期高齢者(現役並所得者除く)の一部負担割合							
	変更(1割→2割)凍結が更に1年間延長							
	・70 歳以上前期高齢者の高額療養費自己負担限度額の改定							
	(低所得者は据置)の凍結が更に1年間延長							
	一般世帯 入院 62,100 円							
	一般個人 外来 24,600 円							
	・特定同一世帯所属者への特例措置の恒久化							
	(後期制度移行から5年間は5割・7割軽減判定の際に特定同一世帯所属者							
	を含めて軽減対象基準額を算定する)							
	延滞金の特例基準割合の適用期間延長(1 か月→3 か月)	例基準割合の適用期間延長(1 か月→3 か月) 健康保険特定健康診査等実施計画を策定						
25.10	(第2期:平成25年度~平成29年度) 窓口及び受電業務の委託実施							
26. 4	国民健康保険法等一部改正	医療費改定	医科 0.82%					
20. 4	・70歳以上前期高齢者(現役並所得者除く)の一部負担割合	区原貝以及	歯科 0.99%					
	変更(1割→2割)凍結の解除		調剤 0.22%					
	※平成 26 年度に 70 歳になる者から 2 割負担		引上げ					
	※経過措置として平成 26 年 4 月 1 日までに 70 歳の誕生日を迎えた被保険	薬価基準の改定						
	者は従来どおり75歳になるまで1割負担(現役並所得者除く)	医療材料の改定						
	・70 歳以上前期高齢者の高額療養費自己負担限度額の改定	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						
	(低所得者は据置)の凍結の解除 保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大(7割軽減は変更							
	不例代の   3 向程機   2 向程機の   3 世市の   1 回程機は   2 定 をし)							
	保険料年間賦課限度額の引上げ							
	医療分(据え置き) 51万円→51万円							
	後期高齢者支援金等分 14万円→16万円							
	介護分 12 万円→14 万円							

<b>4</b> - 0	±17	医病状的
年月	事項 	医療改定
27. 1	国民健康保険法等一部改正	
	・70歳未満被保険者における高額療養費の所得区分及び自己	
	負担限度額の改定 ア: 252,600円+(医療費-842,000円)×1%	
	イ:167,400 円+(医療費-558,000 円)×1%	
	ウ: 80,100 円+(医療費-267,000 円)×1%	
	エ: 57,600 円	
	才: 35,400円	
27. 1	出産育児一時金額の改正	
	・産科医療補償制度未加入の医療機関	
	39 万円→40 万 4 千円(制度加入医療機関は 42 万円で据置き)	
27. 4	国民健康保険法等一部改正	
	・保険財政共同安定化事業の拡大	
	対象事業が、30万円以上80万円までから、1円以上80万円までの医療 費へ変更	
	保険料年間賦課限度額の引上げ	
	医療分 51 万円→52 万円	
	後期高齢者支援金等分 16 万円→17 万円 介護分 14 万円→16 万円	
	介護ガー 14カロ→16カロ  保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大(7割軽減は変更	
27.10	なし)   部名が健康・高齢部へ変更	
27.10		
00.4	組織改正に伴い特定健康診査室が保健所健康づくり課へ移管	医病患小点 医乳 0.570/
28. 4	国民健康保険法等一部改正	医療費改定 医科 0.56%
	・入院時食事療養費自己負担額の改定(1食当たり260円→360円)	歯科 0.61%
	保険料年間賦課限度額の引上げ	調剤 0.17%
	医療分 52 万円→54 万円 後期高齢者支援金等分 17 万円→19 万円	引上げ
	保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大(7割軽減は変更	薬価基準の改定 1.22%引下げ
	なし)	医療材料の改定 0.11%引下げ
28.10	短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大	
29. 4	国民健康保険法等一部改正	
	保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大(7割軽減は変更	
	なし)	
29. 8	70 歳以上被保険者における高額療養費の自己負担限度額の	
	改定(平成30年7月診療分まで)(改定箇所下線)	
	外来	
	現役並み:57,600円 80,100円+(医療費-267,000円)×1%	
	一般:14,000円 57,600円	
	低所得者II: 8,000 円 24,600 円	
	低所得者 I: 8,000 円 15,000 円	
	70 歳以上一般被保険者における高額療養費の外来年間合算	
	の施行(平成29年8月診療分から)	
	・自己負担額の年間(前年8月1日から当年7月31日までの間)の合計額	
	・自己負担額の年间(削年 8 月 1 日から 3 年 7 月 3 1 日までの間)の音計額 に対する自己負担限度額(144,000円)が設けられる	
	「CAI y の日 L 具担政反領(144,000 円 / が設りりれる	

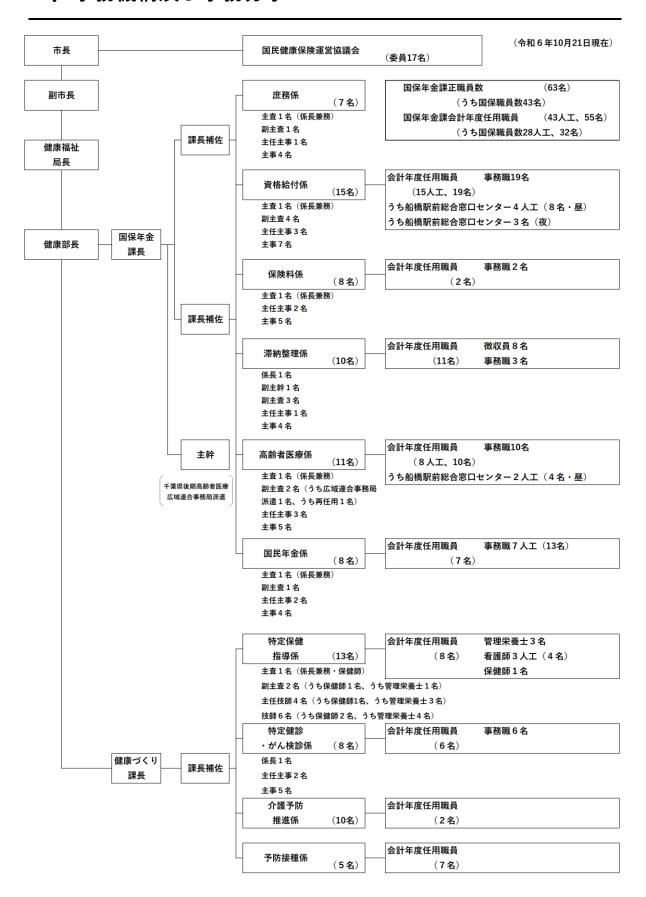
年月	事項	医療改定						
29.10	65 歳以上被保険者における入院時生活療養費自己負担額の							
	改定(平成30年3月診療分まで)(改定箇所下線)							
	医療区分 I:370円/日							
	医療区分 II ・ III: <u>200 円/日</u> (難病患者: 0 円)							
30. 4	国民健康保険法等一部改正	医療費改定 医科 0.63%						
	・国民健康保険制度運営が広域化され、都道府県も保険者と	歯科 0.69%						
	なる	調剤 0.19%						
	・国民健康保険事業費納付金、保険給付費等交付金の創設	引上げ						
	・高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業の廃止	薬価基準の改定 1.65%引下げ						
	・入院時食事療養費の標準負担額の改定 (平成30年4月診療分か	医療材料の改定 0.09%引下げ						
	6)							
	低所得者以外の被保険者における標準負担額:460円/日							
	・入院時生活療養費の標準負担額の改定 (平成30年4月診療分か							
	6)							
	65歳以上の被保険者における標準負担額:370円/日							
	保険料年間賦課限度額の引上げ 医療分 54万円→58万円							
	(後期高齢者支援金分、介護納付金分は変更なし)							
	保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大(7割軽減は変更							
	なし)							
	保険料均等割額の引上げ							
	後期高齢者支援金分:7,090 円→ 8,590 円							
30. 7	自動音声電話催告システムの導入、委託の実施							
30.8	70 歳以上現役並み所得者における区分の再編及び高額療養							
	費、高額介護合算療養費の自己負担限度額の改定 (平成30年8							
	月診療分から)							
	現役並み所得者の区分及び自己負担限度額							
	課税所得 外来、入院時の自己負担限度額 自己負担限度額							
	Ⅲ 690万円~ : 252,600円+(医療費-842,000円) 212万円							
	×1% (4回目以降: 140,100円)							
	II 380 万円 : 167,400 円+(医療費-558,000 円) 141 万円 ~690 万円 ×1% (4 回目以降: 93,000 円)							
	I 145万円 : 80,100 円+(医療費-267,000 円) 67 万円							
	~380 万円 ×1% (4 回目以降: 44,400 円)							
	70 歳以上被保険者のうち一般区分における外来に係る高額							
	療養費の自己負担限度額の改定 (平成30年8月診療分から)							
	14,000 円→18,000 円							
30. 9	外国人被保険者向けパンフレットの作成・配布							
	(英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、シンハラ語)							
30.10	外国人被保険者に係る人材派遣業務委託の実施							
	(ベトナム語、ネパール語)							

年月	事項	医療改定
31. 4	組織改正に伴い国民健康保険課と国民年金課が統合 課名を国保年金課に変更 国民健康保険法等一部改正 保険料年間賦課限度額の引上げ 医療分 58万円→61万円 (後期高齢者支援金分、介護納付金分は変更なし) 保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大(7割軽減は変更なし) 旧被扶養者の均等割減免対象期間の特例廃止	
令和 元.10		医療費改定 医科 0.48% 歯科 0.57% 調剤 0.12% 引上げ 薬価基準の改定 0.51%引下げ 医療材料の改定 0.03%引上げ
2. 4 2. 10 3. 4 4. 1	国民健康保険法等一部改正 保険料年間賦課限度額の引上げ 医療分 61万円→63万円 介護納付金分 16万円→17万円 (後期高齢者支援金分は変更なし) 保険料の5割軽減・2割軽減の対象世帯の拡大(7割軽減は変更なし) 保険料均等割額の引上げ 医療分 24,360円→27,360円 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に傷病手当金を支給するための条例改正 Web 口座振替受付サービス開始 平成30年度税制改正における給与所得控除等の10万円引下 げ及び基礎控除の10万円引上げ ・基礎控除の引上げに伴う国保法施行令の一部改正 ・基礎控除の引上げに伴う保険料軽減判定所得の改正 出産育児一時金額の改正 ・産科医療補償制度未加入の医療機関 40万4千円→40万8千円(制度加入医療機関は42万円で据置き)	医療材料の改定 0.03%引上げ 医療費改定 医科 0.53% 歯科 0.59% 調剤 0.16% 消費税財源を活用した救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応 0.08% 引上げ 薬価基準の改定 0.44%引下げ 医療材料の改定 0.01%引下げ

年月	事項	医療	<b></b> 发定
4. 4	国民健康保険法等一部改正	医療費改定	医科 0.26%
	保険料年間賦課限度額の引上げ		歯科 0.29%
	医療分 63万円→65万円		調剤 0.08%
	後期高齢者支援金等分 19 万円→20 万円 (介護納付金分は変更なし)	看護の処遇改善	
	保険料均等割額の引上げ	的な対応 0.20%	
	医療分 27,360円→32,360円	不妊治療の保険	
	未就学児に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入	特例的な対応 0.	
	X	リラッシ加子祭	引上げの道は、近日四
		リフィル処方箋 進による効率化	
		小児の感染防止	
		かんの恋呆的エ   算措置(医科分	
		0.10%	引下げ
		0.10 /0	311.0
		薬価基準の改定	1.35%引下げ
		医療材料の改定	
5.4	部名が健康部へ変更		
	国民健康保険法等一部改正		
	・出産育児一時金額の改正 42 万円→50 万円		
	(産科医療補償制度未加入医療機関での出産は、40万8千円→48万8千円)		
	・保険料年間賦課限度額の引上げ		
	後期高齢者支援金等分 20万円→22万円		
	(医療分、介護納付金分は変更なし) ・保険料の 5 割軽減・ 2 割軽減の対象世帯の拡大		
	(7割軽減は変更なし)		
	スマートフォンアプリによる保険料収納業務の開始		
5. 5	   令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症が 5 類感染		
3. 3	症に位置付けられたことを踏まえ、同日以降の感染に関する		
	傷病手当金の支給終了		
6.1	国民健康保険法等一部改正		
	・産前産後保期間相当分の保険料(均等割額、所得割額)の		
	免除制度の導入		
6.3	千葉県において第2期国民健康保険運営方針が策定される。		
	(令和6年度~令和11年度)		

年月	事項		医療	改定
6.4	額の引上げ 22万円→24万円 は変更なし) 過措置の終了 係る国民健康保 3歳に達する日じ 対象となる)	険の減額調整措置廃止 人後の最初の3月31日 世帯の拡大 32,360円→35,100円 8,590円→10,700円 9,610円→11,500円	について、処遇 例的な対応+0 ② 入院時の食 げ(1食当たり (一部例外あり ③ 生活習慣病	歯科 0.57% 調剤 0.16% の医療関係職種 改善のための特 .61% 費基準額の引上 0 30円)の対応 0) +0.06% を中心とした管 等の再編等の効 0 2 5 % の改定分

# 3. 事務機構及び事務分掌



国	庶務係	1. 国民健康保険運営協議会に関すること 2. 出産育児一時金、葬祭費及び高額療養費の資金前渡並びに精算に関すること 3. 高額療養費貸付基金に関すること 4. 財政調整基金に関すること 5. 出産費資金貸付基金に関すること 6. 国民健康保険事業費納付金に関すること 7. 課の庶務に関すること
	資格給付係	1. 被保険者の資格の取得及び喪失に関すること 2. 出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金及び高額療養費の支給並びに療養費の受付に関すること 3. 療養の給付の資格の点検に関すること 4. 医療費通知に関すること 5. 看護及び移送の承認に関すること 6. 国民健康保険一部負担金に関すること 7. 療養費の支給に関すること 8. 高額療養費の貸付に関すること 9. 国民健康保険の資格及び返納の証明に関すること 10. 出産費資金の貸付に関すること
保年金	保険料係	1. 国民健康保険料の賦課、収納及び督励に関すること 2. 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること 3. 国民健康保険料の証明に関すること 4. 国民健康保険料の調査及び統計に関すること
課	滞納整理係	<ol> <li>国民健康保険料の滞納整理に関すること</li> <li>差押財産の整理保管及び公売等に関すること</li> <li>参加差押及び交付要求に関すること</li> <li>国民健康保険料の調査及び統計に関すること</li> </ol>
	高齢者医療係	<ol> <li>千葉県後期高齢者医療広域連合に関すること</li> <li>後期高齢者医療に関すること</li> </ol>
	国民年金係	<ol> <li>被保険者の資格取得及び喪失に関すること</li> <li>老齢福祉年金に関すること</li> <li>基礎年金番号通知書に関すること</li> <li>国民年金給付裁定に関すること</li> <li>拠出年金に関すること</li> <li>国民年金保険料の免除に関すること</li> <li>国民年金の調査及び統計に関すること</li> </ol>
健康づくり課		<ol> <li>特定健康診査及び特定保健指導に関すること</li> <li>国民健康保険に係る保健事業(他の課の所管に属するものを除く。)に関すること</li> <li>健康増進法に基づく健康診査事業等(他の課の所管に属するものを除く。)に関すること</li> <li>後期高齢者医療の被保険者に対する保健事業の受託に関すること ※船橋市事務分掌規則より抜粋</li> </ol>

# 4. 国民健康保険運営協議会

### (1)委員の構成

ア.被保険者を代表する委員 5人

イ. 保険医または保険薬剤師を代表する委員 5人

ウ. 公益を代表する委員 5人

エ. 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

## (2)報酬

日額 9,800 円

### (3) 任期

令和6年9月1日~令和9年8月31日(3年間)

## (4)委員名簿

令和6年10月1日現在

l	区 分		氏	名	職業又は役職名
			一富	肇 資	
_			大 谷	潔 志	
号委員	被保険者 代表		松原	みき子	
員	1 (2)		山本	昭比古	
			横山	雅章	
			鳥 海	正 明	船橋市医師会会長
=	医牵扣小		土 居	良 康	船橋市医師会副会長
二号委員	医療担当 代表		山﨑	達之	船橋市医師会副会長
員			山崎	繁 夫	船橋歯科医師会副会長
			市原	容 子	船橋薬剤師会理事
		副会長	石 﨑	幸雄	元市議会議員
=	/\ <del>}/</del>		金子	千代美	船橋市民生児童委員協議会理事
三号委員	公益 代表	会長	藤田	きよ子	人権擁護委員
員	1 (2)		柴 田	良一	船橋市自治会連合協議会副会長
			齋 藤	裕 子	JAいちかわ船橋地区女性部部長
四号	被用者保険		江川	定利	横河ブリッジホールディングス健康保険組合理事長
四号委員	代表		戸倉	俊 彦	公立学校共済組合千葉支部事務局長

## (5) 運営協議会開催経過

年	回	当 励	附 議 内 容
令和			
	1	2. 3	・令和元年度3月補正予算案について ・国民健康保険条例の一部改正について ・令和2年度予算案について
2	2	8.27	・令和元年度決算について ・国民健康保険条例の一部改正について ・令和2年度補正予算について
3	1	2 (書面開催)	・国民健康保険条例の一部改正について ・令和3年度予算案について ・保健事業実施計画(データヘルス計画)の中間評価について
	2	9 (書面開催)	・国民健康保険運営協議会における会長及び副会長の選出について ・令和2年度決算について
4	1	1~2(書面開催)	・令和3年度3月補正予算案について ・国民健康保険条例の一部改正について ・令和4年度予算案について
	2	8~9 (書面開催)	・令和3年度決算について ・令和3年度補正予算について
	1	2. 8	・国民健康保険条例の一部改正について ・令和4年度3月補正予算案について ・令和5年度予算案について
5	2	8.30	・令和4年度決算について
	3	11.15	・第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第4期特定 健康診査等実施計画(案)について
6	1	2.2	・国民健康保険条例の一部改正について ・令和5年度3月補正予算案について ・令和6年度予算案について ・第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第4期特定 健康診査等実施計画について
	2	9.4	<ul><li>・令和5年度決算について</li><li>・国民健康保険条例の一部改正について</li><li>・保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード(マイナ保険証)への移行に係る保険証の廃止について</li></ul>

5 . 保険給付の概要

# 5. 保険給付の概要

#### (1)給付内容

### ① 療養の給付及び療養費

## ア. 負担割合

区分	保険者負担割合	一部負担割合
義務教育就学前	8割	2割
義務教育就学以降~69 歳	7割	3 割
退職被保険者等	7割	3 割
70 歳~74 歳	8割	2 割
70 歳~74 歳の現役並み所得者	7割	3 割

### イ. 入院時食事療養費 (標準負担額)

所得	標準負担額	
下記以外の人	1食460円**1	
市民税非課税世帯	過去 12 ヶ月間に入院日数が 90 日以内の入院の場合	1食210円**2
低所得	過去 12 ヶ月間に入院日数が 90 日を超える入院の場合	1食160円**3
低所得 I		1食100円**2

- ※1 指定難病、小児慢性特定疾病等の人は 260 円
- ※2 事前に「標準負担額減額認定証」の交付を受け医療機関に提示するか、医療機関がオンライン資格確認を利用して市民税非課税世帯区分であることを確認できた場合
- ※3 事前に 90 日を超える入院がある旨を申し出て、長期入院該当の認定のある「標準負担額減額認定証」を提示した場合

#### ウ. 入院時生活療養費 (標準負担額)

65歳以上の人が療養病床に入院した場合

所得区分	標準負担額		
(説明は②アもしくはエを参照)	1 食当たりの食費	1日当たりの居住費	
下記以外の人	460 円 <sup>※</sup> (一部医療機関では 420 円)		
市民税非課税世帯・低所得Ⅱ	210 円	370 円*	
低所得 I	130 円		

<sup>※</sup> 厚生労働大臣が定める医療の必要性が高い人、指定難病の人は異なる

#### ② 高額療養費

同じ月(1日~末日)の医療費の一部負担金(食事代、差額ベッド代等を除いた保険診療分)が高額になったとき、世帯の所得(所得区分)によって定められた「自己負担限度額」を超えた額が高額療養費として支給される。自己負担限度額や計算方法は年齢によって異なり、高額療養費が発生する場合は診療月から約3ヶ月後に通知される。

また、診療月を含む過去 12 ヶ月間に、世帯単位での支給が 3 回以上あった場合、4 回目以降の自己負担限度額が適用される。

さらに、70歳以上一般被保険者における外来療養に係る前年8月1日から7月31日までの1年間の自己負担限度額が設けられている。

#### ア. 自己負担限度額 (月額)

### 69 歳以下の人の場合

所得区分		3 回目まで	4 回目以降
ア	基礎控除後の総所得金額等が 901 万円超	252,600 円 + (医療費の総額 - 842,000 円)×1%	140,100 円
1	基礎控除後の総所得金額等が 600 万円超〜901 万円以下	167,400円 + (医療費の総額-558,000円)×1%	93,000 円
ゥ	基礎控除後の総所得金額等が80,100 円210 万円超~600 万円以下+ (医療費の総額-267,000円)×1%		44,400 円
I	基礎控除後の総所得金額等が 210 万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	市民税非課税世帯※	35,400 円	24,600 円

<sup>※</sup> 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税の場合

<sup>○</sup> 同じ人が、同じ月に、同じ医療機関(外来と入院、医科と歯科は別扱い)でかかった一部負担金のひと月の合計が、21,000 円以上のものが計算対象となる。計算対象となる一部負担金を69歳以下の同一世帯の国保加入者で合算し、合算した金額が自己負担限度額(月額)を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給される。

70歳以上74歳以下の人の場合

所得区分 (説明は②エ. 所得区分を参照)			外来(個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)	
現	III	課税所得 690 万円以上	252,600 円+(医療費の総額-842,000 円)×1% <4回目以降 140,100 円>		
現役並み所得者	II	課税所得 380 万円以上	167,400 円+(医療費の総額-558,000 円)×1% <4回目以降 93,000 円>		
者	I	課税所得 145 万円以上	80,100 円+(医療費の総額-267,000 円)×1% <4回目以降 44,400 円>		
— 般			18,000 円 <年間上限 144,000 円>	57,600 円 < 4 回目以降 44,400 円>	
低所得			8,000 円	24,600 円	
低所得 I			8,000 円	15,000 円	

○ 同じ人が、同じ月に、同じ医療機関(外来と入院、医科と歯科は別扱い)でかかった一部負担金のすべてが計算対象となる。外来の一部負担金を個人ごとに合算し、合算した額が70歳以上74歳以下の自己負担限度額(月額)である外来(個人単位)を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給される。また、入院等の対象となる一部負担金を70歳以上74歳以下の同一世帯の国保加入者で合算し、合算した金額が70歳以上74歳以下の自己負担限度額(月額)である外来+入院(世帯単位)を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給される。

#### イ.限度額適用認定証

同じ人が、同じ月に、同じ医療機関(同じ医療機関でも外来と入院、医科と歯科は別扱い)での医療費が高額となる場合、事前に「限度額適用認定証」(市民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を取得し医療機関に提示するか、医療機関がオンライン資格確認を利用して区分を確認することができた場合、窓口での一部負担金の支払いを自己負担限度額までに抑えることができる。なお、限度額適用認定証を使わずに自己負担限度額を超えて支払いをした場合や、複数の医療機関での合算により高額療養費が発生した場合は、診療月から約3ヶ月後に通知される。

#### ウ、厚生労働大臣の指定する特定疾病

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の人は、「特定疾病療養受療証」を病院等の窓口に提示すれば、一部負担金は1ヶ月1万円\*までとなる。

※慢性腎不全で人工透析を要する 69 歳以下の所得区分「ア」「イ」の人は 2 万円までとなる

### エ. 所得区分(70歳以上74歳以下の人)

#### 現役並み所得者

同一世帯に市民税課税所得(調整控除が適用される場合は控除後の金額)が145万円以上の70歳以上74歳以下の国保被保険者がいる人。

ただし、課税所得 145 万円以上でも、70 歳以上 74 歳以下の国保被保険者の収入合計が、二人以上で 520 万円未満、一人で 383 万円未満の場合は、「一般」の区分と同様となる。また、同一世帯に後期高齢者医療制度に移行する人がいて現役並み所得者となった高齢者国保単身世帯の場合、市民税課税所得が 145 万円以上かつ収入 383 万円以上で同一世帯の旧国保被保険者\*も含めた収入合計が 520 万円未満の人は、「一般」の区分と同様となる。ただし、収入状況が把握できない場合は、申請が必要となる。

70歳以上74歳以下の国保被保険者がいる世帯のうち、基礎控除後の「総所得金額等」の合計額が210万円以下の場合は、「一般」の区分となる。

※旧国保被保険者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行した人を指す

#### 低所得 ||

同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税(低所得 I 以外)の人。

#### 低所得I

同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を 差し引いたときに0円となる人(一部の控除計算が市民税とは異なる)。

#### 一般

上記以外の人。

#### ③ 高額医療・高額介護合算制度

世帯内の国保被保険者全員の医療保険と介護保険の各負担が長期間にわたって重複している世帯で、高額療養費等の支給を受けても残る医療保険と介護保険の一年間(8月から翌年7月末)の合算自己負担額が下表の限度額を超えた額を支給する。

### 69歳以下の人の限度額

	所得区分						
ア	基礎控除後の総所得金額等が 901 万円超	212 万円					
1	基礎控除後の総所得金額等が 600 万円超~901 万円以下	141 万円					
ゥ	基礎控除後の総所得金額等が 210 万円超~600 万円以下	67 万円					
ェ	基礎控除後の総所得金額等が 210 万円以下	60 万円					
オ	市民税非課税世帯 <sup>※</sup>	34 万円					

<sup>※</sup> 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税の場合

### 70歳以上74歳以下の人の限度額

	限度額			
	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	212 万円		
現役並み所得者	Ⅱ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円		
	I 課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円		
— 般		56 万円		
低所得		31 万円		
低所得		19 万円*		

※介護サービス利用者が世帯に複数いる場合は31万円

### 4 出産育児一時金

出産日	産科医療補償制度未加入の 医療機関で出産	産科医療補償制度加入の 医療機関で登録・出産
令和 5 年 4 月 1 日以降	488,000 円	500,000 円
令和 4 年 1 月 1 日~ 令和 5 年 3 月 31 日	408,000 円	420,000 円
令和 3 年 12 月 31 日以前	404,000 円	420,000 円

#### ⑤ 葬祭費

被保険者が亡くなった場合、申請により喪主に50、000円が支給される。

### 6 傷病手当金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国民健康保険に加入している被用者のうち、令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができなかった期間に傷病手当金が支給される。

### 支給額

(直近の継続した3月間の給与収入の額の合計額÷就労日数) ×2/3×支給対象となる日数 6. 国民健康保険料の概要

# 6. 国民健康保険料の概要

#### (1) 保険料の内容(令和6年度)

① 税料の別

保険料

## ② 賦課期日

4月1日(本算定 6月1日)

## ③ 賦課の方法

所得割、均等割の二方式

#### ④ 賦課額

### ア. 医療分

世帯内の被保険者について算定した所得割額及び被保険者均等割額 の合算額で、賦課限度額は65万円である。

## イ. 後期高齢者支援金分

世帯内の被保険者について算定した所得割額及び被保険者均等割額 の合算額で、賦課限度額は24万円である。

#### ウ、介護分

世帯内の 40 歳から 64 歳までの被保険者について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額で、賦課限度額は 17 万円である。

### ⑤ 保険料率

#### ア、医療分

**所得割額……**基礎控除後の総所得額等の総額の 6.67/100 **被保険者均等割額……**被保険者 1 人につき 35,100 円

#### イ. 後期高齢者支援金分

**所得割額**……基礎控除後の総所得額等の総額の 2.69/100 **被保険者均等割額**……被保険者 1 人につき 10,700 円

#### ウ、介護分

**所得割額……**基礎控除後の総所得額等の総額の 1.49/100 **被保険者均等割額**……被保険者 1 人につき 11,500 円

#### 6 納付回数

10回(特別徴収の世帯主については年金支給時、年6回)

#### 7 納期限

第1	(6月)期	7月1日	第6 (11月)期	12月2日
第2	(7月)期	7月31日	第7 (12月)期	12月25日
第3	(8月)期	9月2日	第8 (1月) 期	1月31日
第4	(9月)期	9月30日	第9 (2月) 期	2月28日
第5	(10月)期	10月31日	第10(3月)期	3月31日

※特別徴収の世帯主については年金支給時(4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の年6回)

※特別徴収は、65歳から74歳までの被保険者のみで構成されている世帯で、年金年額18万円以上の方であり、かつ国保保険料と介護保険料の合算額が、年金額の2分の1を超えない方が対象。

#### 8 月割賦課

#### ア、医療分・後期高齢者支援金分

賦課期日(4月1日)以後に納付義務が発生した人には、その発生した月から、また、納付義務が消滅した人には、消滅した月の前月まで月割賦課を行う。

#### イ、介護分

令和6年4月以降に40歳になる人(第2号被保険者)は、誕生日の前日の属する月(1日が誕生日の場合はその前月)から、月割賦課を行う。年度途中に65歳に到達する人は、誕生日の前日の属する月の前月までの分を条例で定めた納期に分けて月割賦課を行う。

#### 9 保険料の軽減等

#### ア. 低所得者に対する軽減

- a. 前年の所得金額が43万円+(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数-1人)×10万円以下の世帯について均等割額の70/100を軽減。
- b. 前年の所得金額が43万円+(295,000円×被保険者数と特定同一世帯所属者)+(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数-1人)×10万円以下の世帯について均等割額の50/100を軽減。
- c. 前年の所得金額が43万円+(545,000円×被保険者数と特定同一世帯所属者)+(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数-1人)×10万円以下の世帯について均等割額の20/100を軽減。

#### イ. 非自発的失業者に対する軽減

会社の倒産や会社都合により退職するなど非自発的理由で失業した場合、離職日の翌日からその翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100として計算し、保険料を減額。

### ウ. 未就学児に対する軽減

未就学児(小学校就学前)の均等割額の50/100を軽減。ア「低所得者に対する軽減」が適用される世帯の未就学児については、低所得者に対する軽減を適用後に均等割額の50/100を軽減。

#### エ、産前産後期間相当分の免除

出産する被保険者に係る産前産後期間相当分(4カ月(多胎妊娠の場合は6カ月分))の均等割額及び所得割額の国民健康保険料を免除。

#### ⑩ 徴収方法

- ・金融機関口座からの自動振替による納付
- ・納付書による自主納付
- ・年金からの天引 (特別徴収)

7. 特定健康診查·特定保健指導

# 7. 特定健康診査・特定保健指導

高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占める、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等といった生活習慣病の割合が増加している。生活習慣病の発症や重症化の予防に重点を置いた取り組みを行うことで、中長期的な医療費の増加を抑えることができると考えられているため、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査と生活習慣病発症予防のための特定保健指導の実施及び実施計画の策定が医療保険者に義務づけられた。

本市においては平成20年3月に第1期、平成25年3月に第2期、平成30年3月に第3期、令和6年3月に第4期の船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定し、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の目標達成に向け事業を実施する。

データ編

# 8. 加入世帯・被保険者の状況

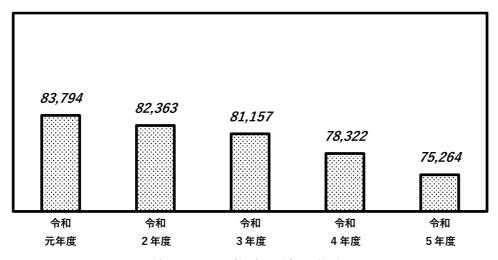
## (1) 年度別加入世帯数の状況

(単位:世帯)

	年度平均(3月末~翌年2月末)												
年度	総	数	一般1	世帯	退職世帯								
					(うち混	合世帯)	(単独世帯						
		前年度 比(%)		前年度 比(%)		前年度 比(%)		前年度 比(%)					
令和 元年度	83,794	▲ 3.09	83,752	▲ 2.88	24	▲ 82.35	42	▲ 81.25					
令和 2 年度	82,363	▲ 1.71	82,363	▲ 1.66	0	▲ 100.00	0	▲ 100.00					
令和 3 年度	81,157	▲ 1.46	81,157	▲ 1.46	0	1	0	-					
令和 4 年度	78,322	▲ 3.49	78,322	▲ 3.49	0	_	0	_					
令和 5 年度	75,264	▲ 3.90	75,264	▲ 3.90	0	ı	0	-					

		年度末												
年度	総数		度総数		一般†	世帯	(うち混	合世帯)	退職世		市全体 世帯数	国保 加入率 (%)		
		前年度 比(%)		前年度 比(%)		前年度 比(%)		前年度 比(%)		(70)				
令和 元年度	82,304	▲ 2.43	82,299	▲ 2.35	1	▲ 98.11	5	▲ 93.33	307,169	26.79				
令和 2 年度	81,685	▲ 0.75	81,685	▲ 0.75	0	▲ 100.00	0	▲ 100.00	311,102	26.26				
令和 3 年度	79,316	▲ 2.90	79,316	▲ 2.90	0	-	0	-	313,581	25.29				
令和 4 年度	75,827	<b>▲</b> 4.40	75,827	<b>▲</b> 4.40	0	1	0	_	317,341	23.89				
令和 5 年度	73,687	▲ 2.82	73,687	▲ 2.82	0	-	0	_	321,114	22.95				

※ 市全体世帯数は、年度末現在における住民基本台帳に記載の世帯数



加入世帯数(年度平均)の推移

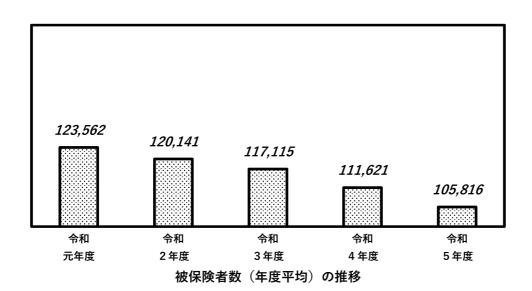
## (2) 年度別被保険者数の状況

(単位:人)

		年度平均(3月末~翌年2月末)										
						(:	再掲)					
年度	総数		一般被保険者		退職被	保険者等	介護2号(再掲)		未就	前期	70歳以上	70歳以上 現役並み
		前年度 比(%)		前年度 比(%)		前年度 比(%)		前年度 比(%)	学児	高齢者	一般	所得者
令和 元年度	123,562	<b>▲</b> 4.37	123,494	<b>▲</b> 4.12	68	▲ 83.45	38,269	▲ 3.28	2,872	51,865	26,734	2,911
令和 2年度	120,141	▲ 2.77	120,140	▲ 2.72	1	▲ 98.53	37,772	▲ 1.30	2,725	50,494	27,433	3,031
令和 3 年度	117,115	▲ 2.52	117,115	▲ 2.52	0	▲ 100.00	37,298	▲ 1.25	2,448	49,607	28,053	3,030
令和 4 年度	111,621	<b>▲</b> 4.69	111,621	<b>▲</b> 4.69	0	-	36,686	▲ 1.64	2,290	46,312	26,384	2,806
令和 5 年度	105,816	▲ 5.20	105,816	▲ 5.20	0	_	35,944	▲ 2.02	2,096	42,669	24,327	2,544

					年	度末現在				
年度	総数			市全体	加入率					
			一般被保険者		退職被保険者等		介護 2 号(再掲)		人口	(%)
		前年度 比(%)		前年度 比(%)		前年度 比(%)		前年度 比(%)		
令和 元年度	120,568	▲ 3.69	120,562	▲ 3.59	6	▲ 95.56	37,465	▲ 2.56	643,971	18.72
令和 2 年度	118,409	▲ 1.79	118,409	▲ 1.79	0	▲ 100.00	37,305	▲ 0.43	645,450	18.35
令和 3 年度	113,676	<b>4</b> .00	113,676	<b>4</b> .00	0	_	36,762	▲ 1.46	645,972	17.60
令和 4 年度	107,281	▲ 5.63	107,281	▲ 5.63	0	_	35,917	▲ 2.30	647,597	16.57
令和 5 年度	102,670	<b>4</b> .30	102,670	<b>4</b> .30	0	-	35,309	▲ 1.69	648,594	15.83

※ 市全体人口は、年度末現在における住民基本台帳に記載の人口



## (3) 年度別被保険者異動状況

6,455

17,738

※異動数は4月~3月の合計

(単位:人)

25,546

資格取得

5年度

年度	転入	社保 離脱	生保廃止	出生	後期 高齢者 離脱	その他	計
令和 元年度	7,331	17,289	307	402	0	1,005	26,334
令和 2 年度	6,386	17,745	272	342	1	962	25,708
令和 3 年度	5,524	17,350	214	325	3	775	24,191
令和 4 年度	6,424	17,672	245	261	2	888	25,492
会和							

**資格喪失** (単位:人)

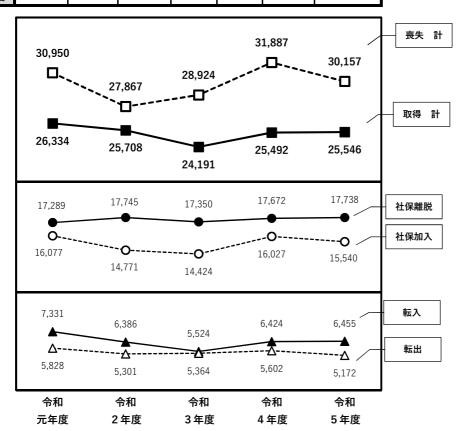
264

2

840

247

年度	転出	社保 加入	生保開始	死亡	後期 高齢者 加入	その他	計
令和 元年度	5,828	16,077	664	775	5,681	1,925	30,950
令和 2 年度	5,301	14,771	566	830	4,435	1,964	27,867
令和 3 年度	5,364	14,424	616	817	6,094	1,609	28,924
令和 4 年度	5,602	16,027	608	798	7,335	1,517	31,887
令和 5 年度	5,172	15,540	574	812	6,702	1,357	30,157



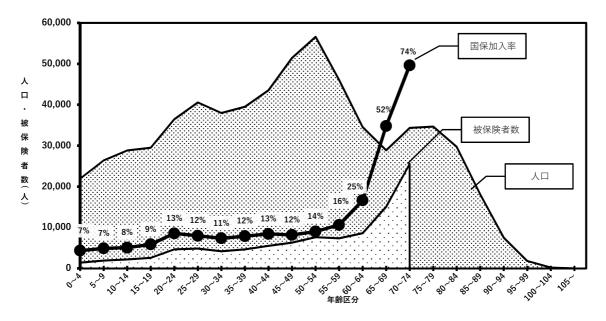
資格取得及び資格喪失の推移

# (4) 年齢別人口と被保険者数

**令和5年度末現在** (単位:人) (単位:%)

												/		(+1:1	,
年齢	<b>※1</b>	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	小 計	構成 比	前年 比	加入 率
0~9	九口	4,057	4,148	4,425	4,489	4,822	4,999	5,025	5,302	5,503	5,569	48,339	7.45	▲ 2.87	7.00
歳	国保	245	268	279	290	355	367	358	408	390	423	3,383	3.29	▲ 6.39	7.00
10~19	人口	5,574	5,689	5,816	5,864	5,873	5,996	5,899	5,786	5,727	6,105	58,329	8.99	0.06	0.00
歳	国保	383	426	436	478	472	495	472	427	590	618	4,797	4.67	▲ 2.04	8.22
20~29	人口	6,353	6,803	7,344	7,918	8,037	8,081	8,163	8,244	7,774	8,285	77,002	11.87	1.51	10.00
歳	国保	735	889	1,009	1,018	1,033	1,017	1,007	989	898	943	9,538	9.29	▲ 1.37	12.39
30~39	八口	7,818	7,666	7,557	7,547	7,398	7,707	7,720	7,845	7,898	8,345	77,501	11.95	▲ 0.36	11.45
歳	国保	892	836	828	825	823	876	930	941	954	972	8,877	8.65	<b>▲</b> 4.46	11.45
40~49	九口	8,402	8,581	8,539	8,721	9,271	9,676	9,995	10,167	10,526	11,068	94,946	14.64	▲ 3.42	10.45
歳	国保	1,088	1,111	1,067	1,088	1,154	1,136	1,199	1,230	1,283	1,468	11,824	11.52	▲ 5.42	12.45
50~59	九口	11,694	11,521	11,404	11,215	10,768	10,403	10,017	8,362	8,560	8,700	102,644	15.82	3.54	14.00
歳	国保	1,509	1,469	1,482	1,625	1,566	1,570	1,497	1,366	1,379	1,543	15,006	14.62	0.36	14.62
60~69	九口	7,703	7,310	6,882	6,472	6,173	6,101	5,617	5,628	5,727	5,807	63,420	9.78	1.91	27.27
歳	国保	1,564	1,594	1,722	1,796	1,945	2,493	2,600	3,062	3,308	3,617	23,701	23.08	▲ 2.72	37.37
70~79	九口	5,973	6,462	6,599	7,170	8,122	8,151	8,654	6,952	4,887	6,022	68,992	10.64	▲ 3.29	27.00
歳	国保	4,033	4,660	4,947	5,497	6,407	_	-	-	_	-	25,544	24.88	▲ 8.75	37.02
80~89	九口	6,833	6,390	6,373	5,496	4,621	4,164	4,199	3,706	3,305	2,729	47,816	7.38	4.36	
歳	国保	-	_	-	-	-	_	-	-	_	-	0	_	-	_
90~99	九口	2,125	2,007	1,465	1,081	860	634	449	307	252	184	9,364	1.44	6.07	
歳	国保		_	-	-	-	_	-	-	_	-	0	_	-	_
100	人口	87	61	35	33	12	13	-	-	-	_	241	0.04	1.26	
歳以上	国保	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0	_	_	_
*		年4月よ			び65歳以.	上で一定の	の障害があ	あると認知	定を受け	総ノ	П	648,594	_	0.15	15.00
*	た方は後期高齢者医療制度へ移行 ※ 105歳の欄は105歳以上の合計									国保加力	者総数	102,670	_	<b>4</b> .30	15.83
/•\	※ 105歳の欄は105歳以上の合計														

※1 縦軸は年代、横軸は1桁目の年齢を表す



# 9. 保険給付の状況

# (1)療養諸費の状況

	区分		療	養 の	給 付			療養	費
年度		件数	費用額	保険者 負担分	一部 負担金	他法 負担分	件数	費用額	保険者 負担分
令和	合計	1,938,382	40,890,028,762	29,989,664,492	9,843,892,793	1,056,471,477	52,983	490,497,330	359,884,789
元年度	般	1,937,096	40,873,152,002	29,977,852,793	9,839,192,846	1,056,106,363	52,916	489,984,102	359,525,537
十反	退職	1,286	16,876,760	11,811,699	4,699,947	365,114	67	513,228	359,252
令和	合計	1,681,464	38,206,054,083	28,098,298,099	9,081,740,422	1,026,015,562	41,841	418,803,713	305,995,533
2 年度	般	1,681,463	38,205,765,863	28,098,096,345	9,081,652,096	1,026,017,422	41,838	418,787,215	305,983,985
十及	退職	1	288,220	201,754	88,326	▲ 1,860	3	16,498	11,548
令和	合計	1,766,237	40,225,256,806	29,612,771,264	9,425,800,092	1,186,685,450	42,203	422,497,096	309,778,353
3 年度	般	1,766,238	40,225,279,776	29,612,787,343	9,425,804,153	1,186,688,280	42,203	422,497,096	309,778,353
十及	退職	<b>1</b>	▲ 22,970	▲ 16,079	<b>▲</b> 4,061	▲ 2,830	0	0	0
令和	合計	1,737,096	39,216,638,757	28,841,752,125	9,170,765,196	1,204,121,436	41,090	412,988,175	301,523,848
4 年度	般	1,737,096	39,216,638,757	28,841,752,125	9,170,765,196	1,204,121,436	41,090	412,988,175	301,523,848
712	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
令和	合計	1,698,315	38,590,525,771	28,328,770,430	9,108,908,835	1,152,846,506	38,876	379,620,508	277,782,403
5 年度	般	1,698,315	38,590,552,171	28,328,788,910	9,108,916,755	1,152,846,506	38,876	379,620,508	277,782,403
十及	退職	0	▲ 26,400	▲ 18,480	▲ 7,920	0	0	0	0

<sup>※</sup>療養の給付には食事療養差額・生活療養差額を含む 療養費には移送費を含む

# (2) 療養諸費費用額1世帯当たりの状況

(単位:円)

区分		1世帯当たり費用額											
年度	全体	前年比(%)	一般	前年比(%)	退職	前年比(%)							
令和 元年度	493,836	0.74	493,876	0.82	414,047	▲ 35.34							
令和 2 年度	468,959	▲ 5.04	468,955	▲ 5.05	-	-							
令和 3 年度	500,853	6.80	500,854	6.80	-	-							
令和 4 年度	505,983	1.02	505,983	1.02	-	_							
令和 5 年度	517,779	2.33	517,780	2.33	-	-							

(単位:円)

5分	区分		計		合		費	療養
年度		他法 負担分	一部 負担金	保険者 負担分	費用額	件数	他法 負担分	一部 負担金
	合計	1,056,672,829	9,974,303,982	30,349,549,281	41,380,526,092	1,991,365	201,352	130,411,189
-   元	般	1,056,307,715	9,969,450,059	30,337,378,330	41,363,136,104	1,990,012	201,352	130,257,213
艮	退職	365,114	4,853,923	12,170,951	17,389,988	1,353	0	153,976
	合計	1,026,027,271	9,194,536,893	28,404,293,632	38,624,857,796	1,723,305	11,709	112,796,471
-   <sub>2</sub>	般	1,026,029,131	9,194,443,617	28,404,080,330	38,624,553,078	1,723,301	11,709	112,791,521
艮	退職	▲ 1,860	93,276	213,302	304,718	4	0	4,950
	合計	1,186,685,450	9,538,518,835	29,922,549,617	40,647,753,902	1,808,440	0	112,718,743
- 3	般	1,186,688,280	9,538,522,896	29,922,565,696	40,647,776,872	1,808,441	0	112,718,743
艮	退職	▲ 2,830	<b>▲</b> 4,061	▲ 16,079	▲ 22,970	<b>1</b>	0	0
	合計	1,204,121,436	9,282,229,523	29,143,275,973	39,629,626,932	1,778,186	0	111,464,327
-   4	— 般	1,204,121,436	9,282,229,523	29,143,275,973	39,629,626,932	1,778,186	0	111,464,327
艮	退職	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1,152,846,506	9,210,746,940	28,606,552,833	38,970,146,279	1,737,191	0	101,838,105
-   5	般	1,152,846,506	9,210,754,860	28,606,571,313	38,970,172,679	1,737,191	0	101,838,105
艮	退職	0	▲ 7,920	▲ 18,480	▲ 26,400	0	0	0

# (3)療養諸費費用額1人当たりの状況

(単位:円)

区分		1人当たり費用額										
年度	全体 前年比(%)		一般	前年比(%)	退職	前年比(%)						
令和 元年度	334,897	2.09	334,940	2.12	255,735	▲ 26.72						
令和 2 年度	321,496	<b>4</b> .00	321,496	<b>▲</b> 4.01	304,718	19.15						
令和 3 年度	347,076	7.96	347,076	7.96	-	_						
令和 4 年度	355,037	2.29	355,037	2.29	-	_						
令和 5 年度	368,282	3.73	368,282	3.73	_	_						

# (4) 療養の給付(診療費) 内訳

	区分			入院			入院外					
年度		件数(件)	費用額(円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)	受診率 (%)	件数(件)	費用額(円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)	受診率 (%)	
	合計	24,578	14,544,711,429	591,778	117,712	19.89	965,838	14,416,650,657	14,927	116,675	781.66	
令和 元 年度	— 般	24,572	14,543,139,109	591,858	117,764	19.90	965,197	14,410,436,707	14,930	116,689	781.57	
	退職	6	1,572,320	262,053	23,122	8.82	641	6,213,950	9,694	91,382	942.65	
	合計	22,816	13,877,447,221	608,233	115,510	18.99	832,501	13,135,504,980	15,778	109,334	692.94	
令和 2 年度	般	22,816	13,877,529,891	608,237	115,511	18.99	832,501	13,135,497,040	15,778	109,335	692.94	
	退職	0	▲ 82,670	_	▲ 82,670	0.00	0	7,940	_	7,940	0.00	
	合計	22,450	14,359,400,463	639,617	122,609	19.17	873,654	14,168,221,003	16,217	120,977	745.98	
令和 3 年度	般	22,450	14,359,408,053	639,617	122,609	19.17	873,654	14,168,222,233	16,217	120,977	745.98	
	退職	0	▲ 7,590	_	-	-	0	▲ 1,230	-	-	_	
	合計	20,729	13,589,450,717	655,577	121,746	18.57	856,786	14,187,551,667	16,559	127,105	767.59	
令和 4 年度	般	20,729	13,589,450,717	655,577	121,746	18.57	856,786	14,187,551,667	16,559	127,105	767.59	
	退職	0	0	_	-	-	0	0	-	-	_	
	合計	20,561	13,574,777,160	660,220	128,287	19.43	832,590	13,669,134,588	16,418	129,178	786.83	
令和 5 年度	— 般	20,561	13,574,790,360	660,220	128,287	19.43	832,590	13,669,147,788	16,418	129,178	786.83	
	退職	0	▲ 13,200	_	_	_	0	▲ 13,200	_	_	_	

※受診率は、件数を年間平均被保険者数で除したもの

区分		合 計						歯 科		
	受診率 (%)	1人当たり 費用額 (円)	1件当たり 費用額 (円)	費用額(円)	件数 (件)	受診率 (%)	1人当たり 費用額 (円)	1件当たり 費用額 (円)	費用額(円)	件数(件)
6計	1,016.06	260,495	25,638	32,187,268,576	1,255,462	214.50	26,108	12,171	3,225,906,490	265,046
- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1,015.97	260,562	25,647	32,177,827,126	1,254,664	214.50	26,109	12,172	3,224,251,310	264,895
<b>退</b> 職	1,173.53	138,845	11,831	9,441,450	798	222.06	24,341	10,961	1,655,180	151
合 計	897.38	248,951	27,742	29,909,281,311	1,078,117	185.45	24,108	13,000	2,896,329,110	222,800
88	897.38	248,954	27,742	29,909,356,041	1,078,117	185.45	24,108	13,000	2,896,329,110	222,800
退 職	0.00	<b>▲</b> 74,730	_	▲ 74,730	0	0.00	0	-	0	0
6 計	971.80	269,890	27,772	31,608,177,546	1,138,119	206.65	26,304	12,729	3,080,556,080	242,015
— <del>有</del>	971.80	269,890	27,772	31,608,186,366	1,138,119	206.65	26,304	12,729	3,080,556,080	242,015
退職	-	-	_	▲ 8,820	0	_	_	-	0	0
合 計	1,001.94	276,455	27,592	30,858,203,392	1,118,370	215.78	27,604	12,793	3,081,201,008	240,855
— <del>有</del>	1,001.94	276,455	27,592	30,858,203,392	1,118,370	215.78	27,604	12,793	3,081,201,008	240,855
退職	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0
62 計	1,026.62	285,476	27,807	30,207,940,827	1,086,327	220.36	28,011	12,712	2,964,029,079	233,176
62 般 年	1,026.62	285,476	27,807	30,207,967,227	1,086,327	220.36	28,011	12,712	2,964,029,079	233,176
退職	-		_	▲ 26,400	0	_	-	-	0	0

## (5) 高額療養費の状況

区分		一般被保険者分			退職被保険者分		合計			
年度	件数	金額 (円)	1件当たり (円)	件数	金額 (円)	1件当たり (円)	件数	金額 (円)	1件当たり (円)	
令和 元年度	89,049	4,220,296,917	47,393	19	1,242,898	65,416	89,068	4,221,539,815	47,397	
令和 2 年度	83,004	4,106,483,023	49,473	2	157,401	78,701	83,006	4,106,640,424	49,474	
令和 3 年度	87,800	4,294,895,246	48,917	0	<b>▲</b> 1,377	_	87,800	4,294,893,869	48,917	
令和 4 年度	83,964	4,175,096,243	49,725	0	0	_	83,964	4,175,096,243	49,725	
令和 5 年度	81,712	4,260,373,797	52,139	0	▲ 3,910	_	81,712	4,260,369,887	52,139	

<sup>(※)</sup> 事業年報より記載のため、決算額とは一致しない。

## (6) 高額介護合算療養費の状況

区分		一般被保険者分			退職被保険者分		合計			
年度	件数	金額 (円)	1件当たり (円)	件数	金額 (円)	1件当たり (円)	件数	金額 (円)	1件当たり	
令和 元年度	206	5,873,363	28,511	0	0	-	206	5,873,363	28,511	
令和 2 年度	239	6,251,546	26,157	1	2,742	2,742	240	6,254,288	26,060	
令和 3 年度	207	5,249,492	25,360	0	0	-	207	5,249,492	25,360	
令和 4 年度	232	5,824,367	25,105	0	0	-	232	5,824,367	25,105	
令和 5 年度	266	6,916,276	26,001	0	0	_	266	6,916,276	26,001	

<sup>(※)</sup> 事業年報より記載のため、決算額とは一致しない。

## (7) 任意給付の状況

区分	出産育児一時金		葬祭費		傷病手	当金	슴탉		
年度	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	
令和 元年度	399	166,844,000	710	35,500,000		_	1,109	202,344,000	
令和 2 年度	363	151,708,000	736	36,800,000	11	760,425	1,110	189,268,425	
令和 3 年度	344	144,064,000	716	35,800,000	55	2,593,381	1,115	182,457,381	
令和 4 年度	289	120,820,000	704	35,200,000	280	9,911,001	1,273	165,931,001	
令和 5 年度	277	135,800,000	710	35,500,000	35	1,077,416	1,022	172,377,416	

<sup>(※)</sup> 事業年報より記載のため、決算額とは一致しない。

# 10. 保健事業の状況

# (1) 特定健康診査等の状況

年度		特定健	康診査		特定保健指導					
	対象者数	受診者数	受診率	目標値	対象者数	実施者数	実施率	目標値		
令和元 年度	80,672人	38,700人	48.00%	52%	4,240人	1,415人	33.40%	40%		
令和 2 年度	79,571人	33,287人	41.80%	54%	3,650人	732人	20.10%	45%		
令和3 年度	77,190人	32,403人	42.00%	56%	3,439人	969人	28.20%	50%		
令和 4 年度	72,336人	30,328人	41.90%	58%	3,216人	970人	30.20%	55%		
令和 5 年度	68,747人	28,444人	41.40%	60%	3,051人	886人	29.00%	60%		

<sup>※</sup>目標値は船橋市国民健康保険「特定健康診査等実施計画」より

## (2) 医療費通知の状況

年度	対象内容(回数)	対 象 月 (診療分)	通知年月	通知件数(世帯)
		平成30年10月~12月	令和元年 6月	65,748
令和	∧≖ <del>∙</del> хщ₩	平成31年 1月~3月	令和元年 8月	65,292
元	全受診世帯 (4回)	同年4月~6月	令和元年11月	64,570
年度	(	同年7月~10月	令和2年1月	68,338
				合計 263,948
		令和元年11月~12月	令和2年 5月	59,392
令和	全受診世帯	令和2年1月~6月	令和2年11月	73,313
2	主文衫世帝 (3回)	令和2年7月~10月	令和3年1月	65,216
年度	·/			
				合計 197,921
		令和2年11月~12月	令和3年5月	57,137
令和 3	全受診世帯	令和3年1月~6月	令和3年11月	73,772
年度	(3回)	令和3年7月~10月	令和4年1月	65,912
				合計 196,821
		令和3年11月~12月	令和4年5月	57,412
令和 4	全受診世帯	令和4年1月~6月	令和4年11月	73,696
年度	(3回)	令和4年7月~10月	令和5年1月	64,901
				合計 196,009
		令和4年11月~12月	令和5年5月	55,221
令和 5	全受診世帯	令和5年1月~6月	令和5年11月	71,135
年度	(3回)	令和5年7月~10月	令和6年1月	62,287
				合計 188,643

# (3)後発医薬品利用差額通知 (ジェネリック差額通知) の状況

年度	対象内容(回数)	対象月 (調剤分)	通知年月	通知件数(個人)
		令和元年5月	令和元年 9月	5,620
令和 元 年度	差額200円以上 及び投薬期間14日以上 の被保険者(2回)	令和元年11月	令和2年 3月	5,086
				合計 10,706
		令和2年5月	令和2年 9月	3,897
令和 2 年度	差額200円以上 及び投薬期間14日以上 の被保険者(2回)	令和2年11月	令和3年 3月	4,516
				合計 8,413
	* +T.000 (TI.).	令和3年5月	令和3年 9月	4,210
令和 3 年度	差額200円以上 及び投薬期間14日以上 の被保険者(2回)	令和3年11月	令和4年 3月	4,805  合計 9,015
		 令和4年5月		3,654
令和 4 年度	差額200円以上 及び投薬期間14日以上 の被保険者(2回)	令和4年11月	令和5年 3月	3,604 合計 7,258
		令和5年5月	令和5年 9月	3,098
令和 5 年度	差額200円以上 及び投薬期間14日以上 の被保険者(2回)	令和5年11月	令和6年 3月	2,976
				合計 6,074

<sup>※</sup> 薬によっては差額対象外となる場合がある。

# 11. 国民健康保険料の状況

# (1) 保険料率等の状況

	区 分	応 前	岜 割	応 🛓	<b>主</b> 割	賦課基準額	限度額
		所得割	賦課割合	均等割	賦課割合	(基準日6月1日)	
年	度	(%)	(%)	(円)	(%)	(円)	(円)
平成	医療給付費分 	6.50	63.22	24,360	36.78	115,234,297,551	510,000
23 年度	後期高齢者支援金分	2.63	69.17	7,090	30.83		140,000
一尺	介護納付金分	1.20	50.81	9,610	49.19	53,095,867,026	120,000
平成	医療給付費分	6.50	63.00	24,360	37.00	117,934,811,170	510,000
24	後期高齢者支援金分	2.63	68.99	7,090	31.01	117,334,011,170	140,000
年度	介護納付金分	1.20	50.15	9,610	49.85	53,991,930,045	120,000
平成	医療給付費分	6.50	63.34	24,360	36.66	118,951,982,485	510,000
25	後期高齢者支援金分	2.63	69.30	7,090	30.70	110,931,902,403	140,000
年度	介護納付金分	1.20	50.96	9,610	49.04	53,234,084,003	120,000
平成	医療給付費分	6.50	63.74	24,360	36.26	120,770,764,446	510,000
26	後期高齢者支援金分	2.63	70.17	7,090	29.83	120,770,704,440	160,000
年度	介護納付金分	1.20	52.16	9,610	47.84	52,482,864,510	140,000
平成	医療給付費分	6.50	63.45	24,360	36.55	117,325,169,938	520,000
27 年度	後期高齢者支援金分	2.63	70.10	7,090	29.90	117,323,103,330	170,000
平反	介護納付金分	1.20	52.46	9,610	47.54	49,549,707,504	160,000
平成	医療給付費分	6.50	63.82	24,360	36.18	114,070,951,583	540,000
28 年度	後期高齢者支援金分	2.63	70.70	7,090	29.30	114,070,331,303	190,000
平反	介護納付金分	1.20	52.61	9,610	47.39	46,703,590,035	160,000
平成	医療給付費分	6.50	63.66	24,360	36.34	107,087,160,921	540,000
29	後期高齢者支援金分	2.63	70.56	7,090	29.44	107,007,100,921	190,000
年度	介護納付金分	1.20	52.23	9,610	47.77	42,704,738,523	160,000
平成	医療給付費分	6.50	64.01	24,360	35.99	102 706 970 272	580,000
30	後期高齢者支援金分	2.63	66.45	8,590	33.55	102,796,870,273	190,000
年度	介護納付金分	1.20	52.30	9,610	47.70	40,762,246,020	160,000

	区分	応 前	<b>影</b>	応 益	<b>差</b> 割	賦課基準額	限度額
		所得割	賦課割合	均等割	賦課割合	(基準日6月1日) 	
年	度	(%)	(%)	(円)	(%)	(円)	(円)
令和	医療給付費分	6.50	64.12	24,360	35.88	99,173,841,149	610,000
元 年度	後期高齢者支援金分	2.63	66.42	8,590	33.58	30,110,011,110	190,000
平反	介護納付金分	1.20	52.01	9,610	47.99	38,334,683,000	160,000
令和	医療給付費分	6.50	61.70	27,360	38.30	94,311,679,797	630,000
2	後期高齢者支援金分	2.63	66.66	8,590	33.34	94,311,079,797	190,000
年度	介護納付金分	1.20	52.19	9,610	47.81	36,556,978,822	170,000
令和	医療給付費分	6.50	61.34	27,360	38.66	92,359,549,430	630,000
3 年度	後期高齢者支援金分	2.63	66.31	8,590	33.69	32,333,343,430	190,000
平及	介護納付金分	1.20	51.77	9,610	48.23	36,826,173,329	170,000
令和	医療給付費分	6.50	58.81	32,360	41.19	97,111,565,841	650,000
4	後期高齢者支援金分	2.63	67.63	8,590	32.37	31,111,303,041	200,000
年度	介護納付金分	1.20	53.29	9,610	46.71	39,456,538,096	170,000
令和	医療給付費分	6.50	58.20	32,360	41.80	95,305,381,776	650,000
5	後期高齢者支援金分	2.63	67.53	8,590	32.47	95,505,561,770	220,000
年度	介護納付金分	1.20	52.38	9,610	47.62	41,866,439,766	170,000
令和	医療給付費分	6.67	56.24	35,100	43.76	87,965,606,426	650,000
6	後期高齢者支援金分	2.69	62.78	10,700	37.22	07,900,000,420	240,000
年度	介護納付金分	1.49	52.30	11,500	47.70	36,777,529,932	170,000

※ 1. 賦課割合は、事業年報B表の数値(令和6年度の各賦課割合は本算定時の数値)

・応能割: (所得割-限度額を超える額) / (保険料算定額-限度額を超える額) %

・応益割: 均等割 / (保険料算定額-限度額を超える額) %

2. 賦課割合:医療給付費分及び後期高齢者支援金分は、決算時の一般被保険者分のみの数値

介護納付金分は、第2号被保険者全体の数値

3. 賦課基準額:医療給付費分及び後期高齢者支援金分は、一般被保険者分のみの数値

介護納付金分は、第2号被保険者全体の数値

## (2) 保険料収納区分の状況

# (ア) 年度別保険料収納区分(世帯数)の状況

区分	口座振替		白主幼仕	自主納付		特別徴収		
年度	口座派目	構成比	日工机门	構成比	1777114343	構成比	合 計	
令和元年度	24,287	29.51%	41,921	50.93%	16,096	19.56%	82,304	
令和2年度	23,215	28.42%	42,537	52.07%	15,933	19.51%	81,685	
令和3年度	22,555	28.44%	41,193	51.93%	15,568	19.63%	79,316	
令和4年度	21,897	28.88%	39,737	52.40%	14,193	18.72%	75,827	
令和5年度	20,783	28.20%	39,570	53.70%	13,334	18.10%	73,687	

# (イ)年度別保険料収納区分(収納金額)の状況

(単位:千円)

(単位:世帯)

区分	区分 口座振替		白主幼付	自主納付		特別徴収		
年度	日注派日	構成比	日工約1.1	構成比	אייאונייניני	構成比	合 計	
令和元年度	4,002,585	39.64%	4,757,986	47.12%	1,336,420	13.24%	10,096,991	
令和2年度	3,911,497	38.57%	4,883,463	48.14%	1,347,482	13.29%	10,142,442	
令和3年度	3,793,541	38.18%	4,821,409	48.52%	1,321,507	13.30%	9,936,457	
令和4年度	3,916,772	38.25%	5,074,248	49.56%	1,248,360	12.19%	10,239,380	
令和5年度	3,619,160	37.54%	4,877,547	50.60%	1,143,232	11.86%	9,639,939	

<sup>※</sup> 収納金額は現年賦課分のみ。

## (3) 保険料及び国民健康保険事業費納付金の状況 (1人当たりの額)

 (ア) 医療分の状況
 (単位:円)

区分	1人当たり保険料調定額		1人当たり賦課基準額		1人当たり納	納付金(医療分) に対する	
年度	(医療分)	前年比(%)	(医療分)	前年比(%)	(医療分)	前年比(%)	保険料の割合
令和元年度	61,872	0.72	626,563	0.54	82,015	3.40	75.44%
令和2年度	64,251	3.85	631,073	0.72	82,831	0.99	77.57%
令和3年度	64,067	▲ 0.29	625,027	▲ 0.96	86,304	4.19	74.23%
令和4年度	69,890	9.09	660,588	5.69	89,700	3.93	77.92%
令和5年度	68,579	▲ 1.88	647,568	▲ 1.97	96,070	7.10	71.38%

<sup>(※)</sup> 保険料は現年賦課分(医療分)のみ。

賦課基準額は本算定時(6月1日)の限度額超過分を除いた現年賦課分のうち一般被保険者分(医療分)のデータより算出。

## (イ)後期高齢者支援金分の状況

(単位:円)

区分	1人当たり保険料調定額		1人当たり賦課基準額		1人当たり納	納付金(支援分) に対する	
年度	(支援分)	前年比(%)	(支援分)	前年比(%)	(支援分)	前年比(%)	保険料の割合
令和元年度	23,474	0.34	604,401	▲ 0.06	29,669	5.26	79.12%
令和2年度	23,525	0.22	607,737	0.55	30,175	1.71	77.96%
令和3年度	23,446	▲ 0.34	601,550	▲ 1.02	31,449	4.22	74.55%
令和4年度	24,290	3.60	634,317	5.45	32,716	4.03	74.25%
令和5年度	24,165	▲ 0.51	634,313	0.00	37,353	14.17	64.69%

<sup>(※)</sup>保険料は現年賦課分(後期高齢者支援金分)のみ。

賦課基準額は本算定時(6月1日)の限度額超過分を除いた現年賦課分のうち一般被保険者分(支援分)のデータより算出。

### (ウ) 介護分の状況

(単位:円)

区分	1人当たり保険	料調定額	1人当たり賦記	果基準額	1人当たり納	納付金(介護分) に対する	
年度	(介護分)	前年比(%)	(介護分)	前年比(%)	(介護分)	前年比(%)	保険料の割合
令和元年度	17,748	▲ 0.40	811,930	▲ 0.72	27,023	4.51	65.68%
令和2年度	17,573	▲ 0.99	807,870	▲ 0.50	28,086	3.93	62.57%
令和3年度	17,514	▲ 0.34	801,813	▲ 0.75	29,245	4.13	59.89%
令和4年度	18,163	3.71	862,750	7.60	34,102	16.61	53.26%
令和5年度	17,658	▲ 2.78	832,992	▲ 3.45	39,153	14.81	45.10%

<sup>(※)</sup> 保険料は現年賦課分(介護分)のみ。

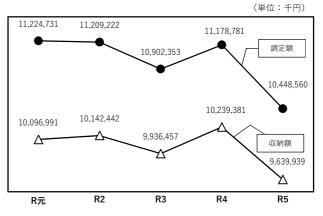
賦課基準額は本算定時(6月1日)の限度額超過分を除いた現年賦課分のうち介護2号被保険者分(介護分)のデータより算出。 1人当たり額はそれぞれ平均介護保険第2号被保険者数で除した額。

# (4)保険料の収納状況 ア. 現年賦課分

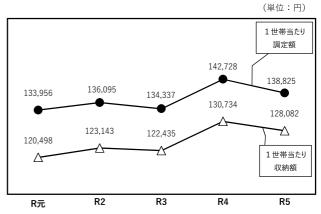
(注) 収納額は、還付未済額を除く。

年度	[	区分	当初予算額	調 総 額	定 1 世帯当たり	額 1人当たり	総 額	納 1世帯当たり	額 1 人当たり
		医療	7,114,400,000	7,642,254,320	91,249	61,884	6,886,236,856	82,222	55,762
	<u>-</u>	支援	2,697,800,000	2,899,349,944	34,618	23,478	2,608,319,226	31,143	21,121
	般分	介護	620,900,000	678,592,818	-	17,759	598,051,884	-	15,651
	27	小計	10,433,100,000	11,220,197,082	133,969	90,856	10,092,607,966	120,506	81,725
•		医療	13,500,000	2,821,890	67,188	41,498	2,728,004	64,952	40,118
令和	退	支援	5,100,000	1,088,083	25,907	16,001	1,051,841	25,044	15,468
元	職	介護	900,000	623,715	-	10,754	603,577	-	10,407
年度	分	小計	19,500,000	4,533,688	107,945	66,672	4,383,422	104,367	64,462
•	医療		7,127,900,000	7,645,076,210	91,237	61,872	6,888,964,860	82,213	55,753
-	支援		2,702,900,000	2,900,438,027	34,614	23,474	2,609,371,067	31,140	21,118
-	介護		621,800,000	679,216,533	-	17,748	598,655,461	-	15,643
-	合	#1	10,452,600,000	11,224,730,770	133,956	90,843	10,096,991,388	120,498	81,716
	$\overline{}$	医療	7,126,100,000	7,719,142,396	93,721	64,251	6,994,021,006	84,917	58,216
	-	支援	2,605,500,000	2,826,284,248	34,315	23,525	2,557,480,335	31,051	21,288
	般	介護	616,800,000	663,745,117	54,515	17,572	590,890,871	51,051	15,644
	分	小計	10,348,400,000	11,209,171,761	136,095	93,301	10,142,392,212	123,143	84,421
-					130,093			123,143	30,830
令和	退	医療	2,000	30,830		30,830 11,949	30,830	-	30,830 11,949
2	職	支援	2,000 2,000	11,949		11,949	11,949	-	11,949
年度	分	介護		7,030		-	7,030	-	-
-	Ect	小計	6,000	49,809		49,809	49,809	-	49,809
-	医療		7,126,102,000	7,719,173,226	93,721	64,251	6,994,051,836	84,917	58,215
-	支援		2,605,502,000	2,826,296,197	34,315	23,525	2,557,492,284	31,051	21,287
-	介護		616,802,000	663,752,147	-	17,573	590,897,901	-	15,644
	合	<i>計</i>	10,348,406,000	11,209,221,570	136,095	93,301	10,142,442,021	123,143	84,421
	— 般	医療	6,853,900,000	7,503,253,469	92,454	64,067	6,846,103,952	84,356	58,456
		支援	2,503,500,000	2,745,874,478	33,834	23,446	2,502,966,508	30,841	21,372
	分	介護	596,600,000	653,225,353	-	17,514	587,386,439	-	15,748
		小計	9,954,000,000	10,902,353,300	134,337	93,091	9,936,456,899	122,435	84,844
令和	退	医療	2,000	0	-	-	0	-	-
3	職	支援	2,000	0	-	-	0	-	-
年度	分	介護	2,000	0	-	-	0	-	-
		小計	6,000	0	-	-	0	-	-
	医療	分計	6,853,902,000	7,503,253,469	92,454	64,067	6,846,103,952	84,356	58,456
	支援	分計	2,503,502,000	2,745,874,478	33,834	23,446	2,502,966,508	30,841	21,372
	介護	分計	596,602,000	653,225,353	-	17,514	587,386,439	-	15,748
	合	Ħ	9,954,006,000	10,902,353,300	134,337	93,091	9,936,456,899	122,435	84,844
		医療	7,195,600,000	7,801,145,557	99,604	69,890	7,150,389,072	91,295	64,060
	般	支援	2,499,100,000	2,711,292,901	34,617	24,290	2,485,029,102	31,728	22,263
	分	介護	600,700,000	666,342,712	-	18,163	603,962,792	-	16,463
	,,	小計	10,295,400,000	11,178,781,170	142,728	100,149	10,239,380,966	130,734	91,733
		医療	2,000	0	-	-	0	-	-
令和	退	支援	2,000	0	-	-	0	-	-
4 年度	職分	介護	2,000	0	-	-	0	-	-
十段	23	小計	6,000	0	-	-	0	-	-
	医療	分計	7,195,602,000	7,801,145,557	99,604	69,890	7,150,389,072	91,295	64,060
•	支援	分計	2,499,102,000	2,711,292,901	34,617	24,290	2,485,029,102	31,728	22,263
•	介護	分計	600,702,000	666,342,712	-	18,163	603,962,792	-	16,463
•	合	Ħ	10,295,406,000	11,178,781,170	142,728	100,149	10,239,380,966	130,734	91,733
		医療	7,119,240,000	7,256,786,070	96,418	68,579	6,698,669,733	89,002	63,305
	-	支援	2,495,800,000	2,557,068,124	33,975	24,165	2,362,442,644	31,389	22,326
	般ハ	介護	618,100,000	634,705,496	-	17,658	578,826,614	-	16,104
	分	小計	10,233,140,000	10,448,559,690	138,825	98,743	9,639,938,991	128,082	91,101
		医療	2,000	0	,		. ,,		,-2=
令和	退	支援	2,000	n			n	-	
5	職	介護	2,000	<u> </u>					
年度	分	小計	6,000						
-	医療	分計	7,119,242,000	7,256,786,070	96,418	68,579	6,698,669,733	89,002	63,305
-		分計	2,495,802,000	2,557,068,124	33,975	24,165	2,362,442,644	31,389	22,326
-		分計	618,102,000	634,705,496	55,515	17,658	578,826,614	51,505	16,104
	合	計			120 025			120.002	
	Ħ	āΤ	10,233,146,000	10,448,559,690	138,825	98,743	9,639,938,991	128,082	91,101

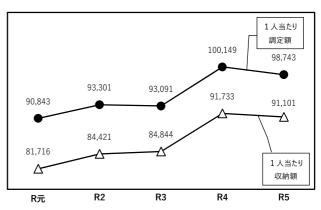
(単位:円·%									
収納率 対予算	(%) 対調定	不納欠損額	滞納繰越額	区分		年度			
96.79	90.11	500,397	755,517,067	医療					
96.68	89.96	190,864	290,839,854	支援	般				
96.32	88.13	76,789	80,464,145	介護	分				
96.74	89.95	768,050	1,126,821,066	小計	,,				
20.21	96.67	0	93,886	医療					
20.62	96.67	0	36,242	支援	退	令和			
67.06	96.77	0	20,138	介護	職	元			
22.48	96.69	0	150,266	小計	分	年度			
96.65	90.11	500,397	755,610,953	医療分	計				
96.54	89.96	190,864	290,876,096	支援分	計				
96.28	88.14	76,789	80,484,283	介護分	計				
96.60	89.95	768,050	1,126,971,332	合	Ħ				
98.15	90.61	1,041,945	724,079,445	医療					
98.16	90.49	386,878	268,417,035	支援	_				
95.80	89.02	55,507	72,798,739	介護	般				
98.01	90.48	1,484,330	1,065,295,219	小計	分				
1,541.50	100.00	1,464,330	1,005,295,219	医療					
	100.00	0			退	令和			
597.45 351.50			0	支援	職	2			
351.50	100.00	0	0	介護	分	年度			
830.15	100.00	1.041.945	704.070.445	小計 医療分	計				
98.15	90.61		724,079,445						
98.16	90.49	386,878	268,417,035	支援分	計 ===				
95.80	89.02	55,507	72,798,739	介護分	計 =/				
98.01	90.48	1,484,330	1,065,295,219	<b>合</b>	計				
99.89	91.24	268,170	656,881,347	医療	_				
99.98	91.15	96,355	242,811,615	支援	般				
98.46	89.92	21,155	65,817,759	介護	分				
99.82	91.14	385,680	965,510,721	小計					
0.00	0.00	0	0	医療	退	令和			
0.00	0.00	0	0	支援	職	3			
0.00	0.00	0	0	介護	分	年度			
0.00	0.00	0	0	小計					
99.89	91.24	268,170	656,881,347	医療分	計				
99.98	91.15	96,355	242,811,615	支援分	計				
98.46	89.92	21,155	65,817,759	介護分	計				
99.82	91.14	385,680	965,510,721	合	Ħ				
99.37	91.66	142,106	650,614,379	医療					
99.44	91.65	45,428	226,218,371	支援	 pr				
100.54	90.64	35,776	62,344,144	介護	般分				
99.46	91.60	223,310	939,176,894	小計	/3				
0.00	0.00	0	0	医療	,				
0.00	0.00	0	0	支援	退	令和			
0.00	0.00	0	0	介護	職公	4 年度			
0.00	0.00	0	0	小計	分	年度			
99.37	91.66	142,106	650,614,379	医療分	計				
99.44	91.65	45,428	226,218,371	支援分	計				
100.54	90.64	35,776	62,344,144	介護分	計				
99.46	91.60	223,310	939,176,894	合	計				
94.09	92.31	4,623	558,111,714	医療					
94.66	92.39	1,617	194,623,863	支援	-				
93.65	91.20	0	55,878,882	介護	般				
94.20	92.26	6,240	808,614,459	小計	分				
0.00	0.00	0,240	008,014,459	医療					
	0.00	0	0	支援	退	令和			
0.00					職	5			
0.00	0.00	0	0	介護	分	年度			
0.00	0.00	0 4 623	559 111 71 <i>4</i>	小計	##				
94.09	92.31	4,623	558,111,714	医療分	計				
94.66	92.39	1,617	194,623,863	支援分	計				
93.65	91.20	C 240	55,878,882	介護分	計				
94.20	92.26	6,240	808,614,459	合	計				



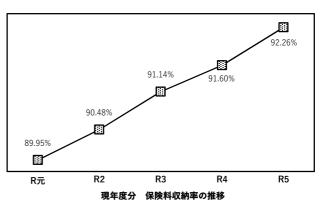
調定額・収納額の推移



1世帯当たり調定額・収納額の推移



1人当たり調定額・収納額の推移



		区分	当初予算額	調定額 収納額		収納率	(%)	不納欠損額	滞納繰越額	
年度			ヨ忉丁昇餓	<b>调</b> 上键	4X 約16貝	対予算	対調定	个剃火損餓	/市削粿巡朗	
		医療	439,220,000	1,822,606,298	462,676,104	105.34	25.39	275,638,027	1,084,292,167	
	般	支援	157,650,000	676,105,365	172,934,592	109.70	25.58	98,818,549	404,352,224	
	分	介護	47,130,000	206,075,999	54,384,106	115.39	26.39	27,793,445	123,898,448	
	,,	小計	644,000,000	2,704,787,662	689,994,802	107.14	25.51	402,250,021	1,612,542,839	
		医療	4,630,000	7,407,704	2,206,609	47.66	29.79	707,821	4,493,274	
令和	退咖	支援	1,710,000	2,702,642	827,978	48.42	30.64	263,821	1,610,843	
元 年度	職分	介護	1,060,000	1,549,148	488,848	46.12	31.56	163,058	897,242	
十反	23	小計	7,400,000	11,659,494	3,523,435	47.61	30.22	1,134,700	7,001,359	
	医療	分計	443,850,000	1,830,014,002	464,882,713	104.74	25.40	276,345,848	1,088,785,441	
	支援	分 計	159,360,000	678,808,007	173,762,570	109.04	25.60	99,082,370	405,963,067	
	介護	分 計	48,190,000	207,625,147	54,872,954	113.87	26.43	27,956,503	124,795,690	
	合	Ħ	651,400,000	2,716,447,156	693,518,237	106.47	25.53	403,384,721	1,619,544,198	
		医療	385,800,000	1,767,976,241	455,968,914	118.19	25.79	285,044,163	1,026,963,164	
	_	支援	143,660,000	667,490,109	172,982,614	120.41	25.92	105,683,336	388,824,159	
	般	介護	42,340,000	197,678,890	54,061,500	127.68	27.35	26,275,400	117,341,990	
	分	小計	571,800,000	2,633,145,240	683,013,028	119.45	25.94	417,002,899	1,533,129,313	
		医療	1,138,000	4,587,160	1,803,821	158.51	39.32	170,118	2,613,221	
令和	退	支援	418,000	1,647,085	657,478	157.29	39.92	62,615	926,992	
2	職	介護	238,000	917,380	385,524	161.98	42.02	38,850	493,006	
年度	分	小計	1,794,000	7,151,625	2,846,823	158.69	39.81	271,583	4,033,219	
	医療	- 11	386,938,000	1,772,563,401	457,772,735	118.31	25.83	285,214,281	1,029,576,385	
	支援		144,078,000	669,137,194	173,640,092	120.52	25.95	105,745,951	389,751,151	
		分計	42,578,000	198,596,270	54,447,024	127.88	27.42	26,314,250	117,834,996	
	合	it	573,594,000	2,640,296,865	685,859,851	119.57	25.98	417,274,482	1,537,162,532	
	_	医療	508,400,000	1,690,256,743	459,782,881	90.44	27.20	247,448,514	983,025,348	
	一 般 分	支援	169,600,000	634,619,588	172,708,096	101.83	27.21	93,820,195	368,091,297	
		介護	51,700,000	184,362,401	53,386,603	103.26	28.96	20,852,215	110,123,583	
		小計	729,700,000	2,509,238,732	685,877,580	93.99	27.33	362,120,924	1,461,240,228	
		医療	830,000	2,613,221	1,535,912	185.05	58.77	899	1,076,410	
令和	退	支援	300,000	926,992	524,054	174.68	56.53	330	402,608	
3	職	介護	164,000	493,006	278,212	169.64	56.43	1,106	213,688	
年度	分	小計	1,294,000	4,033,219	2,338,178	180.69	57.97	2,335	1,692,706	
-	医療	分計	509,230,000	1,692,869,964	461,318,793	90.59	27.25	247,449,413	984,101,758	
		分計	169,900,000	635,546,580	173,232,150	101.96	27.26	93.820.525	368,493,905	
		分計	51,864,000	184,855,407	53,664,815	103.47	29.03	20,853,321	110,337,271	
-	合	#	730,994,000	2,513,271,951	688,215,758	94.15	27.38	362,123,259	1,462,932,934	
		医療	354,500,000	1,586,582,252	496,286,960	140.00	31.28	215.525.219	874,770,073	
	-	支援	129,900,000	591,304,512	185,870,077	143.09	31.43	80,530,953	324,903,482	
	般	介護	41,400,000	170,619,352	58,973,180	142.45	34.56	18,332,758	93,313,414	
	分	小計	525,800,000	2,348,506,116	741,130,217	140.95	31.56	314,388,930	1,292,986,969	
-		医療	520,000	1,076,410	603,588	116.07	56.07	15,526	457,296	
令和	退	支援	180,000	402,608	230,681	128.16	57.30	6,044	165,883	
4	職	介護	94,000	213,688	111,426	118.54	52.14	0,044	103,883	
年度	分	小計	794,000	1,692,706	945,695	119.11	55.87	21,570	725,441	
	医癖	分計	355,020,000	1,587,658,662	496,890,548	139.96	31.30	215,540,745	875,227,369	
		分計	130,080,000	591,707,120	186,100,758	143.07	31.45	80,536,997	325,069,365	
		分計	41,494,000	170,833,040	59,084,606	142.39	34.59	18,332,758	93,415,676	
	合	計	526,594,000	2,350,198,822	742,075,912	140.92	31.58	314,410,500	1,293,712,410	
		医療	356,800,000	1,469,676,461	457,406,863	128.20	31.12	220,966,525	791.303.073	
	-	支援	179,200,000	531,565,254	166,436,105	92.88	31.31	81,603,726	283,525,423	
	般	介護	55,700,000	150,382,516	51,178,701	92.88	34.03	16,588,164	82,615,651	
	分	小計	591,700,000	2,151,624,231	675,021,669	114.08	31.37	319,158,415	1,157,444,147	
令和	退	医療	94,000 35,000	457,296 165,883	260,465	277.09 281.30	56.96	10,615 3,089	186,216 64,340	
5	職	支援	35,000	165,883	98,454		59.35			
年度	分	介護	25,000 154,000	102,262	48,212 407,121	192.85	47.15	4,308	49,742	
	压垒	小計	154,000	725,441	407,131	264.37	56.12	18,012	300,298 701 490 290	
		分計	356,894,000	1,470,133,757	457,667,328	128.24	31.13	220,977,140	791,489,289	
		分計	179,235,000	531,731,137	166,534,559	92.91	31.32	81,606,815	283,589,763	
		分計	55,725,000	150,484,778	51,226,913	91.93	34.04	16,592,472	82,665,393	
	合 計		591,854,000	2,152,349,672	675,428,800	114.12	31.38	319,176,427	1,157,744,445	

# ウ. 合計 (現年賦課分+滞納繰越分) (注) 収納額は、還付未済額を除く。

변경	7.		•• (	九十二十二	/ 113 119 3 119 K/CE 73 /	(注) 収納額は、還付未済	観を除く。				
변경			区分	当初予算額	調定額	収納額		,	不納欠損額	滞納繰越額	
변경			医療	7,553,620,00	9,464,860,618	7,348,912,960	97.29	77.64	276,138,424	1,839,809,234	
### 1		<u>—</u>	支援	2,855,450,00	0 3,575,455,309	2,781,253,818	97.40	77.79	99,009,413	695,192,078	
## 1077/00.000 15.294.994.744 10.782.602.766 97.34 77.42 483.018.077 2.739.362 48.7			介護	668,030,00	0 884,668,817	652,435,990	97.67	73.75	27,870,234	204,362,593	
		20	小計	11,077,100,00	0 13,924,984,744	10,782,602,768	97.34	77.43	403,018,071	2,739,363,905	
			医療	18,130,00	0 10,229,594	4,934,613	27.22	48.24	707,821	4,587,160	
			支援	6,810,00	0 3,790,725		27.60	49.59	263,821	1,647,085	
### 2										917,380	
	年度	分								7,151,625	
### 2862.260.000	牛皮	医療								1,844,396,394	
### # 6.9990000		支援								696,839,163	
京子   1.1846(000,000   3-344177.525   18.786 98.925   97.86   77.85   226,000.10   19.447.118.637   7.449.989.920   93.12   78.15   106,007.01   15.15.92.6   19.447.000   3.445.77.357   2.745.989.920   93.12   78.15   106,007.01   15.15.92.6   19.447.000   1.649.27.71   97.85   74.87   26,333.907   190.1407   190.1										205,279,973	
### 2											
##											
中和 2 年度		-									
##											
##  ##  ##  ##  ##  ##  ##  ##  ##  ##		分			-4						
##											
世界	令和	退								926,992	
										493,006	
接続分 計 7,513,040,000	年度	分									
大田子   10.01.00.00   3.495.433.391   2.731,132.376   99.33   78.13   10.01,132.829   658.168.17   768.97   768.97   769.930.0000   862.348.417   645.344.925   97.87   78.19   4418.758.817   2.602.437.200.000   3.75.494.518.435   10.02.83.300.072   99.14   78.19   4418.758.817   2.602.437.200.000   3.75.494.518.435   10.02.83.300.072   99.14   78.19   4418.758.817   2.602.437.200.000   2.508.943.435   10.02.83.000.073.300   99.23   79.47   247.716.684   1.639.906.6   79.25   79.25   79.20   79.2		医療			+						
予報分 計 659,380,000   862,348,417   645,344,925   97.87   74.84   26,369,757   190,633,7   6   6   77   79,222,000,000   3,384,940,65   10,828,320,872   99,74   78,79   417,776,684   1,639,957, 78,79   7											
## 10,922,000,000											
						, ,					
### 2673,100,000											
令和 ・											
中部											
###											
接換   支援   302,000   926,992   524,054   173,53   56,53   333   402,64   402,64   403,000   493,000   276,212   167,60   56,43   1,106   213,64   1,06											
##	令和									402,608	
										213,688	
医療分計 7,363,132,000 9,196,123,433 7,307,422,745 99.24 79.46 247,717,583 1,640,983,1	年度	分								1,692,706	
支援分 計		医療								1,640,983,105	
分譲分 計		支援								611,305,520	
		介護								176,155,030	
接接		合								2,428,443,655	
会和 全存在         支援         2.629,000,000         3,302,597,413         2.670,899,179         101.59         80.87         80,576,381         551,121,8           今和 4 年度         分別         642,100,000         836,962,064         662,935,972         103.24         79.21         18,366,534         155,657,5           今和 5         上級職 分別         522,000         1,076,410         603,588         115.63         56.07         15,526         457,2           大機 大計         182,000         402,608         230,661         126.75         57.30         6,044         165.8           大機 大計         96,000         213,688         111,426         116.07         52.14         0         102,2           大機 大計         96,000         213,688         111,426         116.07         52.14         0         102,2           大機 大計         96,000         1,692,706         945,695         118.21         55.87         21,570         725,4           大機 大計         2,629,182,000         3,303,000,021         2,671,129,800         101.60         80.87         80,582,425         551,287,7           大機 大 大 大 大 大         10,822,000,000         3,726,462,531         7,156,076,580         101.60         80.87         80,582,425         551,28											
中和 4 年度		_							{	551,121,853	
令和 4 年度 ・ 小計 10,821,200,000 13,527,287,286 10,980,511,183 101.47 81.17 314,612,240 2,232,163,8 支援 182,000 402,608 230,681 126.75 57.30 6,044 165.8 大渡 96,000 213,688 111,426 116.07 52.14 0 102,2 小計 800,000 1,692,706 945,695 118.21 55.87 21,570 725,4 医療分 計 7,550,622,000 9,388,804,219 7,647,279,620 101.28 81.45 215,682,851 1,525,841,7 大変援分 計 2,629,182,000 837,175,752 663,047,398 103.25 79,20 18,368,534 155,759,8 お 10,822,000,000 13,528,979,992 10,981,456,878 101.47 81.17 314,633,810 2,232,889,3 ・ 大渡 2,675,000,000 3,088,633,378 2,528,878,749 94.54 81.88 81,605,343 478,149,2 大渡 673,800,000 785,088,012 630,005,315 93.50 80.25 16,588,164 138,494,5 大渡 37,000 102,262 48,212 176,56 47,15 4,308 49,7 大渡 27,000 102,262 48,212 176,56 47,15 4,308 49,7 大渡 27,000 102,262 48,212 176,56 47,15 4,308 94,54 大渡 27,000 102,262 48,212 176,56 47,15 4,308 49,7 大渡 27,000 102,262 48,212 176,56 47,15 4,308 49,7 大渡 160,000 725,441 407,131 254,46 56.12 18,012 300,2 医療分 計 7,476,136,000 8,726,919,827 7,156,37,061 95.72 82.00 220,981,763 1,349,601,0 大渡 計 160,000 725,441 407,131 254,46 56.12 18,012 300,2 医療分 計 7,476,136,000 8,726,919,827 7,156,337,061 95.72 82.00 220,981,763 1,349,601,0 大渡分 計 2,675,037,000 3,088,799,261 2,528,977,203 94.54 81.88 81,608,432 478,213,6 大渡分 計 7,476,136,000 8,726,919,827 7,156,337,061 95.72 82.00 220,981,763 1,349,601,0 大渡分 計 2,675,037,000 3,088,799,261 2,528,977,203 94.54 81.88 81,608,432 478,213,6 大渡分 計 673,827,000 785,190,274 630,053,527 93.50 80.24 16,592,472 138,544,2										155,657,558	
全和		分							<b></b>		
令和 4 年度         支援         182,000         402,608         230,681         126,75         57,30         6,044         165,8           分 小計         96,000         213,688         111,426         116,07         52,14         0         102,2           医療分計         7,550,622,000         9,388,804,219         7,647,279,620         101,28         81.45         215,682,851         1,525,841,7           支援分計         2,629,182,000         3,303,000,021         2,671,129,860         101,60         80.87         80,582,425         551,287,7           介護分計         642,196,000         837,175,752         663,047,398         103,25         79.20         18,368,534         155,759,8           合計         10,822,000,000         13,228,979,992         10,981,456,878         101,47         81.17         314,633,810         2,232,899,3           大援         7,476,040,000         8,726,462,531         7,156,076,596         95.72         82.00         220,971,148         1,349,414,7           支援         2,675,000,000         3,088,633,378         2,528,878,749         94.54         81.88         81,605,343         478,149,2           大援         673,820,000         457,296         260,660         95.29         81.86         319,164,655         <										457,296	
##	令和									165,883	
中央	4								0	102,262	
医療分計         7,550,622,000         9,388,804,219         7,647,279,620         101.28         81.45         215,682,851         1,525,841,7         支援分計         2,629,182,000         3,303,000,021         2,671,129,860         101.60         80.87         80,582,425         551,287,7         7,287,79         10,824,900,000         837,175,752         663,047,398         103.25         79.20         18,368,534         155,759,8         155,759,8         10,822,800,000         13,528,979,992         10,981,456,878         101.47         81.17         314,633,810         2,232,889,3         2,232,889,3         10,822,800,000         2,20,971,148         1,349,414,7         314,633,810         2,232,889,3         2,232,889,3         10,824,840,000         8,726,462,531         7,156,076,596         95.72         82.00         220,971,148         1,349,414,7         314,633,810         2,232,889,3         478,149,2         3,252,8878,749         94.54         81.88         81.605,343         478,149,2         47,149,2         48,245         1,349,414,7         48,145         2,000         220,971,148         1,349,414,7         48,145         2,000         220,971,148         1,349,414,7         48,145         2,000         220,971,148         1,349,414,7         48,145         2,000         20,071,148         1,349,414,7         48,145	<b>平</b> 度	分							21,570	725,441	
支援分計         2,629,182,000         3,303,000,021         2,671,129,860         101.60         80.87         80,582,425         551,287,7 (1)         557,598,8 (1)         551,287,7 (1)         642,196,000         837,175,752         663,047,398         103.25         79.20         18,368,534         155,759,8 (1)         155,759,8 (1)         10,822,000,000         13,528,979,992         10,981,456,878         101.47         81.17         314,633,810         2,232,889,3 (1)         2,232,889,3 (1)         2,232,889,3 (1)         314,633,810         2,232,889,3 (1)         2,232,889,3 (1)         314,633,810         2,232,889,3 (1)         314,633,810         2,232,889,3 (1)         314,633,810         2,232,889,3 (1)         314,633,810         2,232,889,3 (1)         314,633,810         2,232,889,3 (1)         314,633,810         2,232,889,3 (1)         314,633,810         2,20,971,148         1,349,414,7 (1)         314,633,810         2,232,889,3 (1)         314,633,810         2,20,971,148         1,349,414,7 (1)         314,633,810         2,20,971,148         1,349,414,7 (1)         314,633,810         2,20,971,148         1,349,414,7 (1)         314,492,4 (1)         314,492,4 (1)         314,492,4 (1)         314,493,4 (1)         314,493,4 (1)         314,493,4 (1)         314,493,4 (1)         314,493,5 (1)         31,404,5 (1)         31,46,655         1,966,058,6 (1)         31,414,5		医療		-	-					1,525,841,748	
↑ 接分 計 642,196,000 837,175,752 663,047,398 103.25 79.20 18,368,534 155,759.8										551,287,736	
会 計 10,822,000,000 13,528,979,992 10,981,456,878 101.47 81.17 314,633,810 2,232,889,3    大き										155,759,820	
存和 5 年度         医療 分 計         7,476,040,000 3,088,633,378 673,800,000         8,726,462,531 3,088,633,378 785,088,012         7,156,076,596 630,005,315 630,005,315 93.50         95.72 82.00         82.00 81.88         220,971,148 81,605,343 81,605,343 81,605,343 478,149,2 94.54         1,349,414,7 81,888 81,605,343 81,649,455         478,149,2 16,588,164 138,494,5 138		合	Ħ							2,232,889,304	
分         支援         2,675,000,000         3,088,633,378         2,528,878,749         94.54         81.88         81,605,343         478,149,20           介護         673,800,000         785,088,012         630,005,315         93.50         80.25         16,588,164         138,494,5           少計         10,824,840,000         12,600,183,921         10,314,960,660         95.29         81.86         319,164,655         1,966,058,6           支援         96,000         457,296         260,465         271.32         56.96         10,615         186,2           支援         37,000         165,883         98,454         266.09         59.35         3,089         64,3           介護         27,000         102,262         48,212         178.56         47.15         4,308         49,7           小計         160,000         725,441         407,131         254.46         56.12         18,012         300,2           医療分計         7,476,136,000         8,726,919,827         7,156,337,061         95.72         82.00         220,981,763         1,349,601,0           支援分計         2,675,037,000         3,088,799,261         2,528,977,203         94.54         81.88         81,608,432         478,213,6           介護分計 <th></th> <th></th> <th>医療</th> <th></th> <th></th> <th>7,156,076,596</th> <th>95.72</th> <th>82.00</th> <th></th> <th>1,349,414,787</th>			医療			7,156,076,596	95.72	82.00		1,349,414,787	
今和 5 年度       介護 小計       673,800,000       785,088,012       630,005,315       93.50       80.25       16,588,164       138,494,5         少計 分 大護 分       10,824,840,000       12,600,183,921       10,314,960,660       95.29       81.86       319,164,655       1,966,058,6         支援 分 小計       27,000       457,296       260,465       271.32       56.96       10,615       186,2         大護 小計       27,000       165,883       98,454       266.09       59.35       3,089       64,3         小計       160,000       725,441       407,131       254.46       56.12       18,012       300,2         医療分計       7,476,136,000       8,726,919,827       7,156,337,061       95.72       82.00       220,981,763       1,349,601,0         支援分計       2,675,037,000       3,088,799,261       2,528,977,203       94.54       81.88       81,608,432       478,213,6         介護分計       673,827,000       785,190,274       630,053,527       93.50       80.24       16,592,472       138,544,2		_	支援	2,675,000,00	0 3,088,633,378		94.54	81.88	81,605,343	478,149,286	
今和 5 F 中度         恢新         10,824,840,000         12,600,183,921         10,314,960,660         95.29         81.86         319,164,655         1,966,058,6           大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大										138,494,533	
令和 5 年度         医療 分 計         96,000         457,296         260,465         271.32         56.96         10,615         186,2 186,2 186,2           本度 分 計         支援 計         37,000         165,883         98,454         266.09         59.35         3,089         64,3 4,308         49,7 4,308         49,7 4,715         4,308         49,7 4,308         49,7 4,715         4,308         49,7 4,308         49,7 4,715         4,308         49,7 4,308         49,7 4,012         300,2 5,128         2,24,46         56.12         18,012         300,2 20,981,763         1,349,601,0 1,349,601,0 2,528,977,203         95.72         82.00         220,981,763         1,349,601,0 2,009,81,763         1,349,601,0 478,213,6 478,2		ガ								1,966,058,606	
令和 5 年度         支援 分         37,000         165,883         98,454         266.09         59.35         3,089         64,3           小龍 文形         27,000         102,262         48,212         178.56         47.15         4,308         49,7           小計 支援分         1         7,476,136,000         8,726,919,827         7,156,337,061         95.72         82.00         220,981,763         1,349,601,0           支援分         計 介護分         673,827,000         785,190,274         630,053,527         93.50         80.24         16,592,472         138,544,2		,_								186,216	
事業     介護     27,000     102,262     48,212     178.56     47.15     4,308     49,7       小計     160,000     725,441     407,131     254.46     56.12     18,012     300,2       医療分     計     7,476,136,000     8,726,919,827     7,156,337,061     95.72     82.00     220,981,763     1,349,601,0       支援分     計     2,675,037,000     3,088,799,261     2,528,977,203     94.54     81.88     81,608,432     478,213,6       介護分     計     673,827,000     785,190,274     630,053,527     93.50     80.24     16,592,472     138,544,2										64,340	
年度         分         小計         160,000         725,441         407,131         254.46         56.12         18,012         300,2           医療分         計         7,476,136,000         8,726,919,827         7,156,337,061         95.72         82.00         220,981,763         1,349,601,0           支援分         計         2,675,037,000         3,088,799,261         2,528,977,203         94.54         81.88         81,608,432         478,213,6           介護分         計         673,827,000         785,190,274         630,053,527         93.50         80.24         16,592,472         138,544,2										49,742	
医療分計     7,476,136,000     8,726,919,827     7,156,337,061     95.72     82.00     220,981,763     1,349,601,0       支援分計     2,675,037,000     3,088,799,261     2,528,977,203     94.54     81.88     81,608,432     478,213,6       介護分計     673,827,000     785,190,274     630,053,527     93.50     80.24     16,592,472     138,544,2	平度	מל								300,298	
支援分 計     2,675,037,000     3,088,799,261     2,528,977,203     94.54     81.88     81,608,432     478,213,6       介護分 計     673,827,000     785,190,274     630,053,527     93.50     80.24     16,592,472     138,544,2		医療		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>					1,349,601,003	
<b>介護分 計</b> 673,827,000 785,190,274 630,053,527 93.50 80.24 16,592,472 138,544,2										478,213,626	
										138,544,275	
						10,315,367,791			319,182,667	1,966,358,904	

## (5) 保険料の軽減及び減免の状況

## (ア) 年度別保険料軽減世帯数の状況

(単位:世帯・人・千円)

区分			医療分			支援分		介護分			
年度		世帯数	被保数	軽減額	世帯数	被保数	軽減額	世帯数	被保数	軽減額	
	計	40,449	58,772	727,365	40,449	58,772	256,488	14,715	16,546	86,210	
令和 元	7割	21,601	26,767	456,430	21,601	26,767	160,950	8,311	8,934	60,099	
年度	5割	9,378	15,737	191,677	9,378	15,737	67,590	3,370	3,982	19,134	
	2割	9,470	16,268	79,258	9,470	16,268	27,948	3,034	3,630	6,977	
	計	39,714	57,221	795,095	39,714	57,221	249,629	14,524	16,309	84,820	
令和 2	7割	20,975	25,797	494,064	20,975	25,797	155,117	8,139	8,717	58,639	
年度	5割	9,431	15,726	215,132	9,431	15,726	67,543	3,404	4,020	19,316	
	2割	9,308	15,698	85,899	9,308	15,698	26,969	2,981	3,572	6,865	
	計	40,173	57,420	807,777	40,173	57,420	253,611	14,963	16,797	88,878	
令和 3	7割	21,801	26,909	515,361	21,801	26,909	161,804	8,784	9,425	63,402	
年度	5割	9,271	15,285	209,099	9,271	15,285	65,649	3,303	3,922	18,845	
	2割	9,101	15,226	83,317	9,101	15,226	26,158	2,876	3,450	6,631	
	計	39,352	55,637	933,543	39,352	55,637	247,810	15,253	17,001	91,318	
令和	7割	21,639	26,568	601,818	21,639	26,568	159,753	9,255	9,928	66,786	
年度	5割	9,057	14,791	239,318	9,057	14,791	63,527	3,199	3,794	18,230	
	2割	8,656	14,278	92,407	8,656	14,278	24,530	2,799	3,279	6,302	
	計	38,537	53,778	909,481	38,537	53,778	241,422	15,377	17,148	92,591	
令和 5	7割	21,496	26,227	594,094	21,496	26,227	157,703	9,436	10,124	68,104	
年度	5割	8,856	14,120	228,462	8,856	14,120	60,645	3,235	3,811	18,312	
	2割	8,185	13,431	86,925	8,185	13,431	23,074	2,706	3,213	6,175	

<sup>※</sup> 基盤安定負担金申請数値のため、事業年報 B表及び E表の保険料(税)軽減世帯数・保険料(税)軽減額とは異なる。

## (イ) 未就学児保険料軽減世帯数の状況

(単位:世帯・人・千円)

	区分医療分						支援分					
年度		世帯数	被保数	軽減額(合計)	(低所得世帯)	(未就学児)	世帯数	被保数	軽減額(合計)	(低所得世帯)	(未就学児)	
	8.5割	369	457	12,572	10,356	2,216	369	457	3,338	2,751	587	
令和	7.5割	224	300	7,281	4,854	2,427	224	300	1,933	1,290	643	
4	6割	227	307	5,962	1,989	3,973	227	307	1,583	528	1,055	
年度	5割	968	1,195	19,335	0	19,335	968	1,195	5,133	0	5,133	
'-	計	1,788	2,259	45,150	17,199	27,951	1,788	2,259	11,987	4,569	7,418	
	8.5割	289	351	9,655	7,951	1,704	289	351	2,563	2,111	452	
令和	7.5割	187	246	5,970	3,980	1,990	187	246	1,585	1,057	528	
5	6割	194	244	4,738	1,579	3,159	194	244	1,257	419	838	
年度	5割	978	1,207	19,529	0	19,529	978	1,207	5,184	0	5,184	
	計	1,648	2,048	39,892	13,510	26,382	1,648	2,048	10,589	3,587	7,002	

<sup>※</sup> 本算定時点(参考値)。基盤安定負担金申請数値とは異なる。

#### (ウ) 年度別保険料減免の状況

区分	VII 6 A 4-		S-10 de 101 visi				減免理由	(件)			
年度	減免金額 (千円)	受理件数(件)	減免件数 (件)	法59-1 国外	法59-2 拘禁	災害	所得減少	債務で 譲渡	破産 宣告	旧被扶養者	その他
令和元年度	24,417	335	764	0	33	9	155	0	0	567	0
令和2年度	168,241	1,944	2,035	0	54	7	200	0	0	540	1,234
令和3年度	109,105	988	1,500	0	41	8	289	1	0	584	577
令和4年度	64,440	698	1,158	0	45	9	245	0	0	724	135
令和5年度	42,103	529	1,102	0	15	12	273	0	0	802	0

<sup>※</sup> 各年度3月31日時点

## (エ)産前産後期間相当分の免除状況

(単位:件・千円)

区分	件数		免险	余額	
年度	1十致	合計	医療分	支援分	介護分
令和5年度	104	1,507	1 507 1 102 383 22		

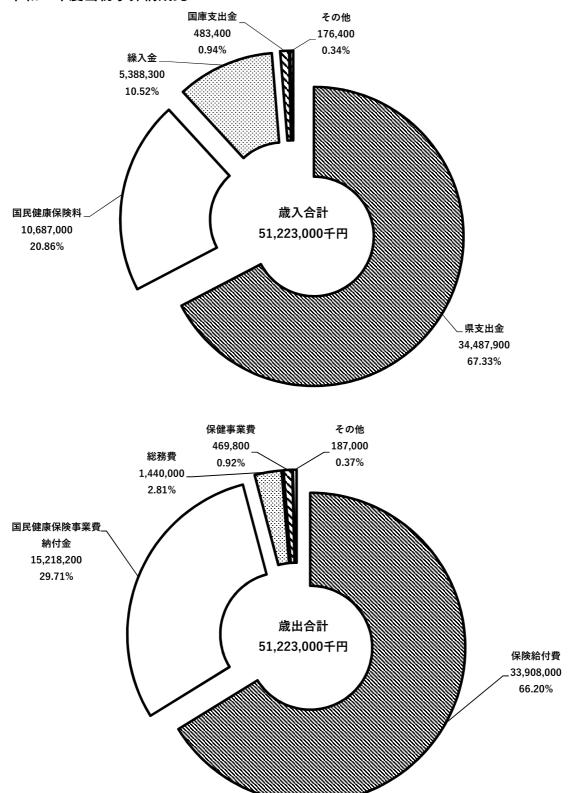
※ 決算日時点

<sup>※</sup> 受理件数には、却下及び取下の件数を含み、減免継続者の件数を除く。

<sup>※</sup> 令和2~4年度の「その他」は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免。

## 12. 保険財政

## (1) 令和6年度国民健康保険事業特別会計当初予算の状況 令和6年度当初予算構成比



※構成比は小数点第2位以下を四捨五入をしているため、合計は必ずしも100%にならない

## 国民健康保険事業特別会計当初予算

**<歳 入>** (単位:千円)

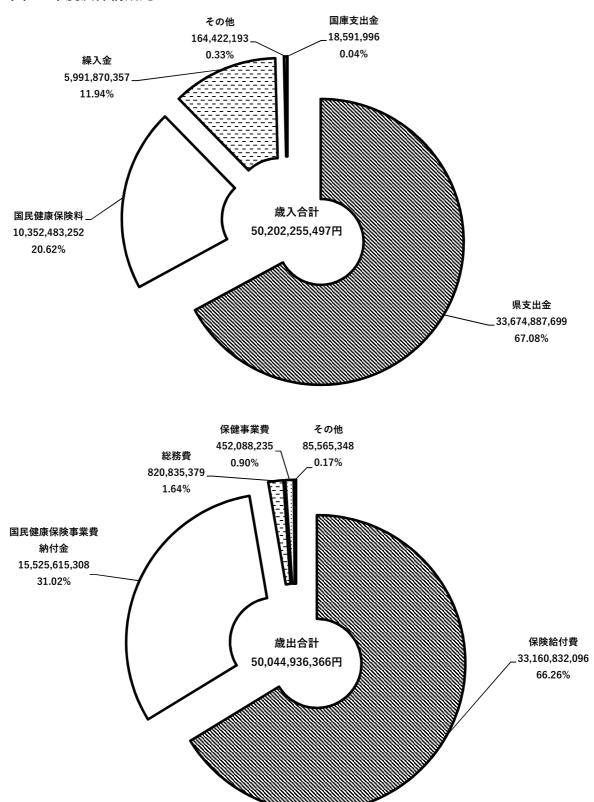
(歳 人>					令和6年度当初	7予算額	令和 5 年度当初	7予算額	<u> </u>	単位:千円)
区		3	分		予算額	構成比	予算額	構成比	比較増減	前年比%
国民	健康	保	険	料	10,687,000	20.86%	10,825,000	20.85%	<b>▲</b> 138,000	<b>▲</b> 1.2
一般被保障		東保険料	<u></u>		10,686,870	20.86%	10,824,840	20.85%	<b>▲</b> 137,970	
医療給	付費分現年	賦課分			6,893,050	13.46%	7,119,240	13.71%	<b>▲</b> 226,190	▲ 3.1
介護納	付金分現年	賦課分			707,370	1.38%	618,100	1.19%	89,270	14.4
後期高	齢者支援金	分現年.	賦課を	}	2,521,680	4.92%	2,495,800	4.81%	25,880	1.0
医療給	付費分滞納	⊯越分			331,290	0.65%	356,800	0.69%	<b>▲</b> 25,510	<b>▲</b> 7.1
介護納	付金分滞納	繰越分			56,490	0.11%	55,700	0.11%	790	1.4
後期高	齢者支援金	分滞納	繰越ケ	}	176,990	0.35%	179,200	0.35%	<b>▲</b> 2,210	<b>▲</b> 1.2
退職被保障	<b>倹者等国民</b>	建康保险	食料		130	0.00%	160	0.00%	▲ 30	▲ 18.7
医療給	付費分現年	賦課分			0	0.00%	2	0.00%	<b>A</b> 2	皆派
介護納	付金分現年	賦課分			0	0.00%	2	0.00%	<b>A</b> 2	皆派
後期高	齢者支援金	分現年.	賦課を	}	0	0.00%	2	0.00%	<b>▲</b> 2	皆派
医療給	付費分滞納	繰越分			85	0.00%	94	0.00%	<b>▲</b> 9	▲ 9.5
介護納	付金分滞納	⊯越分			15	0.00%	25	0.00%	<b>▲</b> 10	<b>4</b> 0.0
後期高	齢者支援金	分滞納	繰越ケ	}	30	0.00%	35	0.00%	<b>▲</b> 5	<b>▲</b> 14.2
国属	支	出	1	金	483,400	0.94%	19,700	0.04%	463,700	2,353.8
総務費国庫	車補助金				483,190	0.94%	18,020	0.03%	465,170	2,581.4
健康保険組	1合等出産育	児一時金	金臨時	補助金	0	0.00%	1,500	0.00%	<b>▲</b> 1,500	皆洞
災害等臨	寺特例補助金	金			210	0.00%	180	0.00%	30	16.6
県	支	出		金	34,487,900	67.33%	35,401,000	68.19%	<b>▲</b> 913,100	▲ 2.5
健康増進	事業費補助金	金			17,755	0.03%	19,222	0.04%	<b>▲</b> 1,467	<b>▲</b> 7.6
保険給付費	費等交付金				34,470,145	67.29%	35,381,778	68.15%	<b>▲</b> 911,633	▲ 2.5
普通交	付金				33,729,960	65.85%	34,650,430	66.75%	<b>▲</b> 920,470	<b>▲</b> 2.6
特別交	付金				740,185	1.45%	731,348	1.41%	8,837	1.2
財	産	収		入	100	0.00%	100	0.00%	0	0.0
繰	入			金	5,388,300	10.52%	5,513,800	10.62%	<b>▲</b> 125,500	▲ 2.2
一般会計約	操入金				5,380,300	10.50%	5,372,800	10.35%	7,500	0.1
保険基	盤安定繰入	.金			2,182,626	4.26%	2,075,501	4.00%	107,125	5.1
(保険	料軽減分)				1,328,052	2.59%	1,231,928	2.37%	96,124	7.8
(保険	者支援分)				854,574	1.67%	843,573	1.62%	11,001	1.3
未就学	児均等割保	険料繰	入金		29,403	0.06%	28,586	0.06%	817	2.8
職員給	与費等繰入	.金			956,434	1.87%	848,661	1.63%	107,773	12.7
産前産	後保険料繰	:入金			7,614	0.01%	0	0.00%	7,614	皆均
出産育	児一時金等	繰入金			94,000	0.18%	100,000	0.19%	<b>▲</b> 6,000	<b>▲</b> 6.0
国保財	政安定化支	援事業	繰入金	Ž	74,223	0.14%	72,052	0.14%	2,171	3.0
その他一般会計繰入金				2,036,000	3.97%	2,248,000	4.33%	<b>▲</b> 212,000	<b>▲</b> 9.4	
基金繰入金					8,000	0.02%	141,000	0.27%	▲ 133,000	▲ 94.3
繰	越			金	100	0.00%	100	0.00%	0	0.0
諸	収			λ	176,200	0.34%	154,300	0.30%	21,900	14.19
き ス	合 請				51,223,000		51,914,000		<i>▲ 691,000</i>	<b>▲</b> 1.33

#### **<歳 出**> (単位:千円)

E //	令和 6 年度当初	刃予算額	令和 5 年度当初	]予算額	11. ±5.1% 5-₽	<del>*</del> ← 11.0/
区 分	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	比較増減	前年比%
総 務 費	1,440,000	2.81%	866,900	1.67%	573,100	66.11
保 険 給 付 費	33,908,000	66.20%	34,844,000	67.12%	▲ 936,000	▲ 2.69
療養給付費	29,000,050	56.62%	30,000,100	57.79%	<b>1</b> ,000,050	▲ 3.33
一般被保険者分	29,000,000	56.62%	30,000,000	57.79%	<b>1</b> ,000,000	▲ 3.33
退職被保険者等分	50	0.00%	100	0.00%	▲ 50	▲ 50.00
療養費	280,050	0.55%	282,100	0.54%	<b>▲</b> 2,050	▲ 0.73
一般被保険者分	280,000	0.55%	282,000	0.54%	<b>1</b> 2,000	▲ 0.71
退職被保険者等分	50	0.00%	100	0.00%	▲ 50	▲ 50.00
審査支払手数料	67,310	0.13%	70,980	0.14%	▲ 3,670	▲ 5.17
高額療養費	4,374,850	8.54%	4,289,900	8.26%	84,950	1.98
一般被保険者分	4,374,800	8.54%	4,289,800	8.26%	85,000	1.98
退職被保険者等分	50	0.00%	100	0.00%	▲ 50	▲ 50.00
高額介護合算療養費	7,350	0.01%	7,000	0.01%	350	5.00
一般被保険者分	7,300	0.01%	6,900	0.01%	400	5.80
退職被保険者等分	50	0.00%	100	0.00%	▲ 50	▲ 50.00
移送費	350	0.00%	350	0.00%	0	0.00
一般被保険者分	300	0.00%	300	0.00%	0	0.00
退職被保険者等分	50	0.00%	50	0.00%	0	0.00
出産育児諸費	141,060	0.28%	150,070	0.29%	<b>▲</b> 9,010	▲ 6.00
葬祭諸費	36,000	0.07%	36,000	0.07%	0	0.00
傷病手当金	980	0.00%	7,500	0.01%	<b>▲</b> 6,520	▲ 86.93
国民健康保険事業費納付金	15,218,200	29.71%	15,525,700	29.91%	▲ 307,500	▲ 1.98
医療給付費分	10,035,580	19.59%	10,165,860	19.58%	<b>▲</b> 130,280	▲ 1.28
一般被保険者分	10,035,580	19.59%	10,162,130	19.57%	<b>▲</b> 126,550	<b>▲</b> 1.25
退職被保険者等分	0	0.00%	3,730	0.01%	<b>▲</b> 3,730	皆洞
後期高齢者支援金等分	3,822,430	7.46%	3,952,510	7.61%	▲ 130,080	▲ 3.29
一般被保険者分	3,822,430	7.46%	3,952,510	7.61%	<b>1</b> 30,080	▲ 3.29
退職被保険者等分	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00
介護納付金分	1,360,190	2.66%	1,407,330	2.71%	<b>▲</b> 47,140	▲ 3.35
介護納付金分	1,360,190	2.66%	1,407,330	2.71%	<b>4</b> 7,140	▲ 3.35
共 同 事 業 拠 出 金	0	0.00%	100	0.00%	<b>▲</b> 100	皆洞
その他共同事業事務費拠出金	0	0.00%	100	0.00%	<b>1</b> 00	皆洞
保健事業業費	469,800	0.92%	489,600	0.94%	▲ 19,800	<b>▲</b> 4.04
うち特定健康診査等事業費	450,970	0.88%	473,650	0.91%	<b>1</b> 22,680	<b>▲</b> 4.79
諸 支 出 金	87,000	0.17%	87,700	0.17%	▲ 700	▲ 0.80
予 備 費	100,000	0.20%	100,000	0.19%	0	0.00
歳  出  合  計	51,223,000	_	51,914,000	_	<i>▲ 691,000</i>	<b>▲</b> 1.33

※歳入歳出の構成比は小数点第2位以下を四捨五入をしているため、合計は必ずしも100%にならない

## (2) 令和5年度国民健康保険事業特別会計決算の状況 令和5年度決算構成比



※構成比は小数点第2位以下を四捨五入をしているため、合計は必ずしも100%にならない

## 令和5年度国民健康保険事業特別会計決算

**<歳 入>** (単位:円)

	民 健	康 保	1 10				
	2.被保险老国日		険	料	10,315,000,000	10,352,483,252	37,483,252
II	以以下以中国只	健康保険	料		10,314,840,000	10,352,076,121	37,236,121
	医療給付費分	現年賦課分	<del>}</del>		6,769,240,000	6,729,968,741	▲ 39,271,259
	介護納付金分	現年賦課分	<del>}</del>		578,100,000	579,790,741	1,690,741
	後期高齢者支	援金分現年	F賦課分		2,375,800,000	2,365,978,449	<b>▲</b> 9,821,551
	医療給付費分	滞納繰越え	<del>)</del>		356,800,000	458,577,297	101,777,297
	介護納付金分	滞納繰越を	<del>)</del>		55,700,000	51,183,977	<b>4</b> ,516,023
	後期高齢者支持	援金分滞約	内繰越分		179,200,000	166,576,916	<b>1</b> 2,623,084
退職	<b>戦被保険者等</b> 国	民健康保	険料		160,000	407,131	247,131
	医療給付費分	現年賦課分	}		2,000	0	<b>▲</b> 2,000
	介護納付金分	現年賦課分	<del>)</del>		2,000	0	<b>▲</b> 2,000
	後期高齢者支持	援金分現年	F賦課分		2,000	0	<b>▲</b> 2,000
	医療給付費分	帯納繰越分	<del>)</del>		94,000	260,465	166,465
	介護納付金分	帯納繰越分	<del>)</del>		25,000	48,212	23,212
Á	後期高齢者支持	援金分滞約	内繰越分		35,000	98,454	63,454
国	庫	支	出	金	19,700,000	18,591,996	<b>▲</b> 1,108,004
総務	<b>务費国庫補助金</b>	È			18,020,000	17,140,996	▲ 879,004
健康	<b>東保険組合等出</b>	<b>温産育児一</b>	時金臨時	補助金	1,500,000	1,242,000	▲ 258,000
災害	<b>害等臨時特例補</b>				180,000	209,000	29,000
県	支	出	1	金	35,401,000,000	33,674,887,699	<b>▲</b> 1,726,112,301
_	<b>東増進事業費補</b>				19,222,000	13,697,000	▲ 5,525,000
lr	<b>食給付費等交付</b>	金			35,381,778,000	33,661,190,699	<b>▲</b> 1,720,587,301
	普通交付金				34,650,430,000	32,944,051,699	<b>▲</b> 1,706,378,301
	特別交付金				731,348,000	717,139,000	<b>1</b> 4,209,000
財	<u>産</u>	収	<u></u>	入 ·	100,000	37,594	▲ 62,406
繰		λ		金	6,023,800,000	5,991,870,357	▲ 31,929,643
lr	设会計繰入金				5,692,800,000	5,660,870,357	▲ 31,929,643
	保険基盤安定				2,085,501,000	2,086,870,753	1,369,753
1 -	(保険料軽減:				1,241,928,000	1,243,495,234	1,567,234
1 }	(保険者支援:				843,573,000	843,375,519	<b>▲</b> 197,481
I -	未就学児均等		栗人金		28,586,000	30,646,894	2,060,894
l F	職員給与費等				848,661,000	803,297,794	<b>▲</b> 45,363,206
	産前産後保険				100,000,000	1,656,068	1,656,068
		金等繰入3 			100,000,000	90,533,332	<b>▲</b> 9,466,668
1 -	国保財政安定を		<b>卡</b> 樑人金		72,052,000	89,865,516	17,813,516
$\vdash$	その他一般会	T (			2,558,000,000	2,558,000,000	
操	全繰入金 ————————————————————————————————————	越		金	331,000,000	331,000,000	706 773
器		収		<u></u> 入	100,000 154,300,000	896,772 163,487,827	796,772 9,187,827
пĦ	<u>歳</u> み		∄		51,914,000,000	50,202,255,497	<b>1,711,744,503</b>

**<歳 出>** (単位:円)

区		分		予 算 現 額(A)	支 出 済 額(B)	不用額(A)-(B)
総	務		費	870,600,497	820,835,379	49,765,118
保 険	給	付	費	34,844,000,000	33,160,832,096	1,683,167,904
療養給付費				30,000,083,724	28,370,872,446	1,629,211,278
一般被保	険者分			29,999,983,724	28,370,872,446	1,629,111,278
退職被保	険者等分			100,000	0	100,000
療養費				282,100,000	277,858,264	4,241,736
一般被保	険者分			282,000,000	277,858,264	4,141,736
退職被保	険者等分			100,000	0	100,000
審査支払手数	枚料			70,980,000	66,786,042	4,193,958
高額療養費				4,289,900,000	4,265,336,470	24,563,530
一般被保	険者分			4,289,800,000	4,265,336,470	24,463,530
退職被保	険者等分			100,000	0	100,000
高額介護合算	算療養費			7,016,276	6,916,276	100,000
一般被保	険者分			6,916,276	6,916,276	0
退職被保	険者等分			100,000	0	100,000
移送費				350,000	0	350,000
一般被保	険者分			300,000	0	300,000
退職被保	険者等分			50,000	0	50,000
出産育児諸費	ŧ			150,070,000	136,485,182	13,584,818
葬祭諸費				36,000,000	35,500,000	500,000
傷病手当金				7,500,000	1,077,416	6,422,584
国民健康	保険事業	美費 納	付 金	15,525,700,000	15,525,615,308	84,692
医療給付費分	<del>)</del>			10,165,860,000	10,165,791,923	68,077
一般被保	険者分医療給	付費分		10,162,130,000	10,162,070,401	59,599
退職被保	険者等医療給	付費分		3,730,000	3,721,522	8,478
後期高齢者支	<b>支援金等分</b>			3,952,510,000	3,952,502,835	7,165
一般被保	険者分後期高	齢者支援	金等分	3,952,510,000	3,952,502,835	7,165
退職被保	険者等後期高	齢者支援	金等分	0	0	0
介護納付金分	<del>)</del>			1,407,330,000	1,407,320,550	9,450
共 同	事 業 :	拠 出	金	100,000	1,404	98,596
その他共同事	<b>事業事務費拠出</b>	出金		100,000	1,404	98,596
保 健	事	業	費	489,600,000	452,088,235	37,511,765
うち特定健康	表診査等事業費	ŧ		473,650,000	438,119,319	35,530,681
諸	支	出	金	96,142,000	85,563,944	10,578,056
予	備		費	87,857,503	0	87,857,503
歳	出 合	Ħ		51,914,000,000	50,044,936,366	1,869,063,634

歳入・歳出差引残額 157,319,131 円 財政調整基金積立 157,000,000 円 翌年度繰越 319,131 円

## (3) 年度別決算状況

**<歳 入>** (単位:円・%)

区	分	Į.	令和 2 年			令和3 <b>5</b>		
		dul	決 算 額	構成比	前年比	決 算 額	構成比	前年比
国民 健		<b>角料</b>	10,859,220,615	21.97	0.37	10,651,457,899	20.90	<b>▲</b> 1.
一般被保険	T		10,856,323,983	21.97	0.42	10,649,119,721	20.90	<b>1</b> .
現年	医療給付費分		7,020,243,742	14.20	1.61	6,868,276,317		<b>▲</b> 2.
分	介護納付金分		591,627,991	1.20	<b>▲</b> 1.19	587,986,086	1.15	<b>▲</b> 0.
	後期高齢者支持	爰金分	2,560,261,706	5.18	<b>▲</b> 1.96	2,505,768,517	4.92	<b>A</b> 2.
滞納	医療給付費分		457,044,900	0.92	<b>▲</b> 1.58	460,876,557	0.90	0.
繰越	介護納付金分		54,062,448	0.11	▲ 0.59	53,387,956	0.10	<b>▲</b> 1.
分	後期高齢者支持	爱金分	173,083,196	0.35	▲ 0.01	172,824,288	0.34	<b>A</b> 0.
退職被保険	者等分		2,896,632	0.01	▲ 63.37	2,338,178	0.00	<b>▲</b> 19.
現年	医療給付費分		30,830	0.00	▲ 98.87	0	0.00	皆
分	介護納付金分		7,030	0.00	▲ 98.84	0	0.00	皆
	後期高齢者支持	爰金分	11,949	0.00	▲ 98.86	0	0.00	皆
滞納	医療給付費分		1,803,821	0.00	<b>▲</b> 18.25	1,535,912	0.00	<b>1</b> 4.
繰越	介護納付金分		385,524	0.00	▲ 21.14	278,212	0.00	<b>▲</b> 27.
分	後期高齢者支持	爱金分	657,478	0.00	▲ 20.59	524,054	0.00	<b>▲</b> 20.
国 庫	支 出	金	89,873,000	0.18	1,114.34	26,730,000	0.05	<b>▲</b> 70.
総務費国庫	補助金		36,630,000	0.07	428.50	2,621,000	0.01	<b>▲</b> 92.
健康保険組合	·等出産育児一時金	臨時補助金	-	-	-	-	-	
災害等臨時	特例補助金		53,243,000	0.11	11,228.30	24,109,000	0.05	<b>▲</b> 54.
<del></del>	: 出	金	33,412,059,563	67.61	▲ 5.63	35,125,455,700	68.94	5.
健康増進事	 業費補助金		190,000	0.00	▲ 31.46	15,891,000	0.03	8,263.
保険給付費	等交付金		33,411,869,563	67.61	▲ 5.63	35,109,564,700	68.91	5.
普通交	付金		32,616,949,563	66.00	▲ 5.83	34,324,598,700	67.36	5.
 特別交	付金		794,920,000	1.61	3.79	784,966,000	1.54	<b>1</b> .
<u>l                                      </u>	収	λ	36,285	0.00	<b>▲</b> 61.01	22,809	0.00	<b>▲</b> 37.
<del></del> 呆	λ	金	4,432,534,296	8.97	▲ 9.87	5,000,770,198	9.81	12.
一般会計繰	 入金		4,361,334,296	8.82	▲ 7.98	4,928,770,198	9.67	13.
保険基	盤安定繰入金		1,962,340,979	3.97	3.72	1,980,179,186	3.89	0.
(保険	料軽減分)		1,129,545,718	2.29	5.70	1,150,265,885	2.26	1.
(保険	者支援分)		832,795,261	1.69	1.15	829,913,301	1.63	<b>A</b> 0.
	児均等割保険料	繰入金	-		-			
l	与費等繰入金		782,108,632	1.58	<b>▲</b> 1.76	786,628,230	1.54	0.
	後保険料繰入金		702,100,002			700,020,200		
	児一時金等繰入		101,138,666	0.20	<b>▲</b> 9.53	96,042,666	0.19	<b>1</b> 5.
田庄日	政安定化支援事		99,746,019	0.20	<b>▲</b> 0.76	89,920,116	0.13	<b>▲</b> 9.
国促財								
	その他一般会計繰入金		1,416,000,000	2.87	▲ 23.00	1,976,000,000	3.88	39.
その他				0.14	A CO 11	70 000 000	0 1 4	4
その他 基金繰入金			71,200,000	0.14	<b>▲</b> 60.11	72,000,000	0.14	
その他		金入		0.14 0.00 1.27	▲ 60.11 ▲ 74.08 ▲ 1.98	72,000,000 120,482 148,987,549	0.14 0.00 0.29	1. ▲ 81. ▲ 76.

※構成比は小数点第2以下を四捨五入をしているため、合計は必ずしも100%にならない

(単位:円・%)

令和 4 年	丰度		令和 5 1	丰度		E.	Λ	
決 算 額	構成比	前年比	決 算 額	構成比	前年比	区	分	
11,013,994,327	22.02	3.40	10,352,483,252	20.62	▲ 6.01	国 民 健	康 保	険 料
11,013,048,632	22.01	3.42	10,352,076,121	20.62	<b>▲</b> 6.00	一般被保険者分		_
7,177,575,440	14.35	4.50	6,729,968,741	13.41	▲ 6.24	医療給付費分	現3	<u> </u>
605,011,295	1.21	2.90	579,790,741	1.15	<b>▲</b> 4.17	介護納付金分	分	
2,488,305,006	4.97	▲ 0.70	2,365,978,449	4.71	<b>▲</b> 4.92	後期高齢者支援金分		
497,232,376	0.99	7.89	458,577,297	0.91	▲ 7.77	医療給付費分	滞約	衲
58,998,717	0.12	10.51	51,183,977	0.10	▲ 13.25	介護納付金分	繰	
185,925,798	0.37	7.58	166,576,916	0.33	▲ 10.41	後期高齢者支援金分	分分	`
945,695	0.00	▲ 59.55	407,131	0.00	▲ 56.95	退職被保険者等分		
0	0.00	-	0	0.00	-	医療給付費分	現3	
0	0.00	-	0	0.00	-	介護納付金分		
0	0.00	-	0	0.00	-	後期高齢者支援金分		
603,588	0.00	▲ 60.70	260,465	0.00	<b>▲</b> 56.85	医療給付費分	滞約	衲
111,426	0.00	▲ 59.95	48,212	0.00	▲ 56.73	介護納付金分	繰続	<b>逃</b>
230,681	0.00	▲ 55.98	98,454	0.00	▲ 57.32	後期高齢者支援金分	分分	
919,000	0.00	▲ 96.56	18,591,996	0.04	1,923.07	国 庫	支出	出 金
809,000	0.00	▲ 69.13	17,140,996	0.03	2,018.79	総務費国庫補助金		
-	-	-	1,242,000	0.00	皆増	健康保険組合等出産育	児一時金臨	持補助金
110,000	0.00	▲ 99.54	209,000	0.00	90.00	災害等臨時特例補助	协金	
34,239,188,820	68.44	▲ 2.52	33,674,887,699	67.08	<b>▲</b> 1.65	県 支	出	金
14,745,000	0.03	<b>▲</b> 7.21	13,697,000	0.03	<b>▲</b> 7.11	健康増進事業費補助	协金	
34,224,443,820	68.41	<b>▲</b> 2.52	33,661,190,699	67.05	<b>▲</b> 1.65	保険給付費等交付金	È	
33,401,201,820	66.77	<b>▲</b> 2.69	32,944,051,699	65.62	<b>▲</b> 1.37	普通交付金		
823,242,000	1.65	4.88	717,139,000	1.43	<b>▲</b> 12.89	特別交付金		
5,014	0.00	▲ 78.02	37,594	0.00	649.78	財 産	収	入
4,593,519,543	9.18	▲ 8.14	5,991,870,357	11.94	30.44	繰	λ	金
4,423,519,543	8.84	▲ 10.25	5,660,870,357	11.28	27.97	一般会計繰入金		_,
2,152,518,471	4.30	8.70	2,086,870,753	4.16	▲ 3.05	保険基盤安定繰入金	È	<u> </u>
1,272,672,329	2.54	10.64	1,243,495,234	2.48	▲ 2.29	(保険料軽減分)		
879,846,142	1.76	6.02	843,375,519	1.68	<b>▲</b> 4.15	(保険者支援分)		
33,831,167	0.07	皆増	30,646,894	0.06	<b>▲</b> 9.41	未就学児均等割保障	食料繰入金	
739,128,862	1.48	▲ 6.04	803,297,794	1.60	8.68	職員給与費等繰入金	È	<u></u>
-	-	-	1,656,068	0.00		産前産後保険料繰り		
80,546,666	0.16	<b>▲</b> 16.13	90,533,332	0.18	12.40	出産育児一時金等網	<b>朵</b> 入金	
86,622,377	0.17	▲ 3.67	89,865,516	0.18	3.74	国保財政安定化支援	爰事業繰入	金
1,330,872,000	2.66	▲ 32.65	2,558,000,000	5.10	92.20	その他一般会計繰り	\金	
170,000,000	0.34	136.11	331,000,000	0.66	94.71	基金繰入金		
252,399	0.00	109.49	896,772	0.00	255.30	繰	越	金
178,665,395	0.36	19.92	163,487,827	0.33	▲ 8.49	諸	収	λ
50,026,544,498	-	▲ 1.82	50,202,255,497	-	0.35	合	計	

**<歳 出>** (単位:円・%)

	_				令和2	年度		令和 3 5	丰度	
	区		分		·····································	構成比	前年比		構成比	前年比
総		務		費	837,332,256	1.70	2.52	789,527,752	1.55	▲ 5.71
保	険	給	付	費	32,854,499,867	66.65	▲ 5.95	34,538,648,024	67.97	5.13
一舟	股被保険者	分			32,596,669,862	66.13	▲ 5.89	34,285,429,707	67.47	5.18
	療養給付	費			28,169,906,158	57.15	▲ 6.24	29,668,379,134	58.39	5.32
	療養費				306,668,304	0.62	<b>▲</b> 14.80	310,214,562	0.61	1.16
	高額療養	費			4,113,843,854	8.35	▲ 2.66	4,301,586,519	8.47	4.56
	高額介護	合算	療養費		6,251,546	0.01	6.44	5,249,492	0.01	▲ 16.03
	移送費				0	0.00	-	0	0.00	-
退耶	職被保険者	等分			397,287	0.00	▲ 97.04	0	0.00	皆減
	療養給付	費			225,491	0.00	▲ 98.09	0	0.00	皆減
	療養費				11,548	0.00	▲ 96.79	0	0.00	皆減
	高額療養	費			157,506	0.00	▲ 87.38	0	0.00	皆減
	高額介護	合算	療養費		2,742	0.00	皆増	0	0.00	皆減
	移送費				0	0.00	-	0	0.00	-
出產	産育児諸費	Ì			152,987,379	0.31	▲ 8.94	145,093,718	0.29	▲ 5.16
葬祭	祭諸費				36,800,000	0.07	3.66	35,800,000	0.07	▲ 2.72
傷症	<b></b>				760,425	0.00	皆増	2,593,381	0.01	241.04
審査	查支払手数	料			66,884,914	0.14	▲ 13.28	69,731,218	0.14	4.26
国民	健康保	険 事	業費組	內 付 金	14,637,512,667	29.70	▲ 1.32	14,881,345,069	29.29	1.67
医療	療給付費分 ————	•			9,951,388,787	20.19	▲ 1.80	10,107,466,902	19.89	1.57
	一般被保	険者	分		9,951,388,787	20.19	<b>▲</b> 1.67	10,107,466,902	19.89	1.57
	退職被保	除者?	分		0	0.00	皆減	0	0.00	-
後期	胡高齢者支	援金等	<b>等分</b>		3,625,259,034	7.35	▲ 1.11	3,683,107,117	7.25	1.60
	一般被保	険者	分		3,625,259,034	7.35	▲ 0.97	3,683,107,117	7.25	1.60
	退職被保	除者?	分		0	0.00	皆減	0	0.00	-
介記	護納付金分	•			1,060,864,846	2.15	2.59	1,090,771,050	2.15	2.82
共	同 事	業	拠	出金	6,015	0.00	▲ 24.43	828	0.00	▲ 86.23
保	健	事	業	費	869,978,103	1.76	▲ 14.59	495,123,432	0.97	▲ 43.09
保優	建事業費				14,359,187	0.03	▲ 22.47	14,334,318	0.03	▲ 0.17
特別	定健康診査	等事	業費		855,618,916	1.74	<b>▲</b> 14.45	480,789,114	0.95	<b>▲</b> 43.81
諸	支		出	金	91,992,139	0.19	20.02	107,647,133	0.21	17.02
予		備		費	0	0.00	-	0	0.00	-
	合		計		49,291,321,047	-	<b>▲</b> 4.62	50,812,292,238	-	3.09
ı	収支差引發	桟(歳	入-歳出	<b>;</b> )	130,120,482	-	15.51	141,252,399	-	8.56
		に関え制度改			・保険料の5割・2割軽減の3 ・保険料限度額の引上げ ・保険料均等割額の引上げ		広大	・平成30年度税制改正にお 引下げ及び基礎控除の引上 ・基礎控除の引上げに伴うの 改正 ・出産育児一時金の見直し	<u>-</u> げ	

(単位:円・%)

				(半四	:円・%)					
令和4:	年度		令和5年	度			区		分	
決 算 額	構成比	前年比	決 算 額	構成比	前年比				,,	
740,211,185	1.49	▲ 6.25	820,835,379	1.64	10.89	総		務		費
33,631,535,744	67.50	▲ 2.63	33,160,832,096	66.26	▲ 1.40	保	険	給	付	費
33,396,873,763	67.02	▲ 2.59	32,920,983,456	65.78	▲ 1.42	一般被	保険者分			
28,906,483,931	58.01	▲ 2.57	28,370,872,446	56.69	<b>▲</b> 1.85	療養給	付費			
301,677,072	0.61	▲ 2.75	277,858,264	0.56	<b>▲</b> 7.90	療養費				
4,182,777,843	8.39	▲ 2.76	4,265,336,470	8.52	1.97	高額療	養費			
5,824,367	0.01	10.95	6,916,276	0.01	18.75	高額介	護合算療:	養費		
110,550	0.00	皆増	0	0.00	皆減	移送費				
0	0.00	-	0	0.00	-	退職被	保険者等	分	•	
0	0.00	-	0	0.00	-	療養給	付費			
0	0.00	-	0	0.00	-	療養費				
0	0.00	-	0	0.00	-	高額療	養費			
0	0.00	-	0	0.00	-	高額介	護合算療	養費		
0	0.00	-	0	0.00	-	移送費				
121,146,168	0.24	▲ 16.50	136,485,182	0.27	12.66	出産育	児諸費		•	
35,200,000	0.07	▲ 1.68	35,500,000	0.07	0.85	葬祭諸	費			
9,911,001	0.02	282.17	1,077,416	0.00	▲ 89.13	傷病手	当金			
68,404,812	0.14	▲ 1.90	66,786,042	0.13	▲ 2.37	審査支	払手数料			
14,915,348,185	29.93	0.23	15,525,615,308	31.02	4.09	国月	足健 康 保	<b>承険事</b>	業費納	付金
10,012,456,828	20.09	▲ 0.94	10,165,791,923	20.31	1.53	医療給	付費分			
10,008,472,470	20.09	▲ 0.98	10,162,070,401	20.31	1.53	一般被	保険者分			
3,984,358	0.01	-	3,721,522	0.01	<b>▲</b> 6.60	退職被	保険者分			
3,651,820,358	7.33	▲ 0.85	3,952,502,835	7.90	8.23	後期高	齢者支援:	金等分		
3,651,820,358	7.33	▲ 0.85	3,952,502,835	7.90	8.23	一般被	保険者分			
0	0.00	-	0	0.00	-	退職被	保険者分			
1,251,070,999	2.51	14.70	1,407,320,550	2.81	12.49	介護納	付金分			
980	0.00	18.36	1,404	0.00	43.27	共	同事	業	拠出	金
460,045,176	0.92	▲ 7.08	452,088,235	0.90	▲ 1.73	保	健	事	業	費
14,155,967	0.03	▲ 1.24	13,968,916	0.03	▲ 1.32	保健事	業費			
445,889,209	0.89	▲ 7.26	438,119,319	0.88	<b>▲</b> 1.74	特定健	東診査等	事業費		
80,506,456	0.16	▲ 25.21	85,563,944	0.17	6.28	諸	支		出	金
0	0.00	-	0	0.00	-	予		備		費
49,827,647,726	-	▲ 1.94	50,044,936,366	-	0.44		合		計	
198,896,772	-	40.81	157,319,131	-	▲ 20.90		収支差引	残(歳	入-歳出)	
保険料の5割・2割軽減の対 保険料限度額の引上げ	対象世帯の抗	太大	・保険料の5割・2割軽減の対象 ・保険料限度額の引上げ	世帯の拡え	t					

198,896,772 - 40.81	157,319,131 - ▲ 20.	90 収支差引残(歳入-歳出)
・保険料の5割・2割軽減の対象世帯の拡大 ・保険料限度額の引上げ ・未就学児に係る保険料(均等割額)の減額措置 の導入 ・保険料均等割額の引上げ	・保険料の5割・2割軽減の対象世帯の拡大 ・保険料限度額の引上げ ・出産育児一時金の見直し ・健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金の導入(令和5年度限り) ・産前産後期間に係る保険料の減免措置の導入	収支に関わる 主な制度改正等

## (4) 年度別決算における被保険者1人当たり諸費の状況

(単位:円/人)

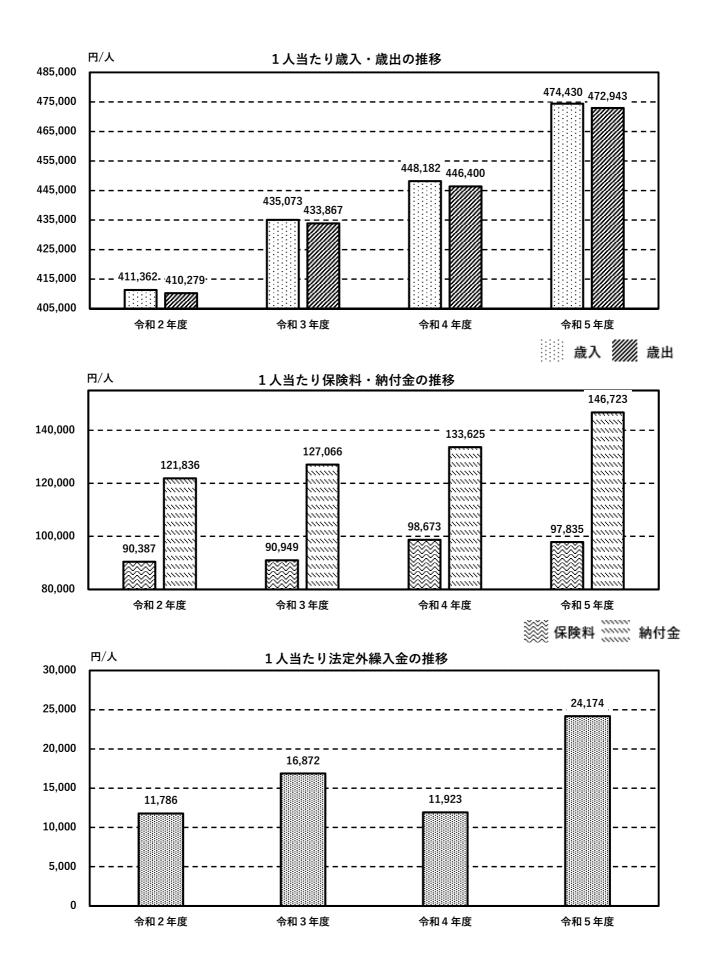
		区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		全 体	90,387	90,949	98,673	97,835
	保 険	医療	62,253	62,594	68,763	67,937
	料	後期	22,757	22,876	23,960	23,935
		介護	5,378	5,479	5,950	5,963
	国	庫 支 出 金	748	228	8	176
歳入	県	支 出 金	278,107	299,923	306,745	318,240
	— 舟	设 会 計 繰 入 金	36,302	42,085	39,630	53,497
		うち法定外	11,786	16,872	11,923	24,174
	基	金繰入金	593	615	1,523	3,128
	そ	の他の歳入	5,224	1,273	1,603	1,554
		合 計	411,362	435,073	448,182	474,430
	保	険 給 付 費	273,466	294,912	301,301	313,382
	国保	事業費納付金	121,836	127,066	133,625	146,723
歳出	保	健 事 業 費	7,241	4,228	4,121	4,272
	そ	の他の歳出	7,736	7,661	7,353	8,566
		合 計	410,279	433,867	446,400	472,943
年 度	平均	被保険者総数	120,141	117,115	111,621	105,816

### (5) 基金の状況

## (ア) 財政調整基金保有額の状況

(単位:円)

	区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度当初保有額		71,200,116	112,000,116	170,000,116	141,000,116
積立	剰余金 (前年度より)	112,000,000	130,000,000	141,000,000	198,000,000
額	運用収入	0	0	0	0
	取崩し額	71,200,000	72,000,000	170,000,000	331,000,000
	年度末保有額	112,000,116	170,000,116	141,000,116	8,000,116



### (イ) 高額療養費貸付基金保有額の状況

			基金の額			運	用
度	区分	現金	債権	Ħ	区分	前年度末 現在高	年度中 貸付高
令和	年度中 増減高	<b>▲</b> 2,997,500	2,997,500	0	件数(件)	6	100
元	年度末 現在高	35,734,000	4,266,000	40,000,000	金額(円)	1,268,500	18,135,200
令和 2	年度中 増減高	1,268,400	▲ 1,268,400	0	件数(件)	23	93
年度	年度末 現在高	37,002,400	2,997,600	40,000,000	金額(円)	4,266,000	15,245,100
令和 3	年度中 増減高	1,043,700	<b>▲</b> 1,043,700	0	件数(件)	15	90
年度	年度末 現在高	38,046,100	1,953,900	40,000,000	金額(円)	2,997,600	12,372,400
令和 4	年度中 増減高	1,528,400	▲ 1,528,400	0	件数(件)	14	77
年度	年度末 現在高	39,574,500	425,500	40,000,000	金額(円)	1,953,900	11,419,600
令和 5	年度中 増減高	<b>▲</b> 2,232,900	2,232,900	0	件数(件)	6	66
年度	年度末 現在高	37,341,600	2,658,400	40,000,000	金額(円)	425,500	13,372,100

## (ウ) 国民健康保険出産費資金貸付基金保有額の状況

		基金(	の額			運	用
度	区分	現金	債権	計	区分	前年度末 現在高	年度中 貸付高
令和 元	年度中 増減高	230,169	▲ 230,169	0	件数(件)	1	0
年度	年度末 現在高	10,000,000	0	10,000,000	金額(円)	230,169	0
令和 2	年度中 増減高	0	0	0	件数(件)	0	0
年度	年度末 現在高	10,000,000	0	10,000,000	金額(円)	0	0
令和 3	年度中 増減高	0	0	0	件数(件)	0	0
年度	年度末 現在高	10,000,000	0	10,000,000	金額(円)	0	0
令和 4	年度中 増減高	0	0	0	件数(件)	0	0
年度	年度末 現在高	10,000,000	0	10,000,000	金額(円)	0	0
令和 5	年度中 増減高	0	0	0	件数(件)	0	0
年度	年度末 現在高	10,000,000	0	10,000,000	金額(円)	0	0

				運用				
]		年度末現在高	:			償 還 高		
区分	計	年度中 貸付分	前年度末 未償還分	欠損分	計	年度中 貸付分	前年度末 未償還分	
件数(件)	23	22	1	0	83	78	5	
金額(円)	4,266,000	4,222,900	43,100	0	15,137,700	13,912,300	1,225,400	
件数(件)	15	14	1	0	101	79	22	
金額(円)	2,997,600	2,954,500	43,100	0	16,513,500	12,290,600	4,222,900	
件数(件)	14	13	1	0	91	77	14	
金額(円)	1,953,900	1,910,800	43,100	0	13,416,100	10,461,600	2,954,500	
件数(件)	6	5	1	0	85	72	13	
金額(円)	425,500	382,400	43,100	0	12,948,000	11,037,200	1,910,800	
件数(件)	14	13	1	0	58	53	5	
金額(円)	2,658,400	2,615,300	43,100	0	11,139,200	10,756,800	382,400	

			運用				
	償 還 高				年度末現在高		
前年度末 未償還分	年度中 貸付分	計	欠損分	前年度末 未償還分	年度中 貸付分	計	区分
1	0	1	0	0	0	0	件数(件)
230,169	0	230,169	0	0	0	0	金額(円)
0	0	0	0	0	0	0	件数(件)
0	0	0	0	0	0	0	金額(円)
0	0	0	0	0	0	0	件数(件)
0	0	0	0	0	0	0	金額(円)
0	0	0	0	0	0	0	件数(件)
0	0	0	0	0	0	0	金額(円)
0	0	0	0	0	0	0	件数(件)
0	0	0	0	0	0	0	金額(円)

<sup>※ 1</sup>件の貸付金を分割にて償還しているため、全額償還された際に償還高の件数を1件とする

# 1 3 . 事 業 年 報

## 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表 (令和 5年度)

都 道 府 県 名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

昭和29年 4月 1日

事業開始年月日

#### 0

)一般状況							
スの出場院会会は	出産育児	葬	祭	傷病手当	出産手当	そ O.	)他
その他保険給付	999, 999, 999, 999円		50,000円	999, 999, 999, 999円	0円		0 円

			本年度末現在				
			1111201000	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
				未就学児	前期高齢者	70歳以上一般	70歳以上現役 並み所得者
t	世帯	数	73, 687				
被保	総	数	102, 670	2, 162	40, 624	23, 126	2, 412
険	退職被保险	食者等	0	0			
者数	一般被保	· 険 者	102, 670	2, 162	40, 624	23, 126	2, 412

			年 度 平 均				
				(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
				未就学児	前期高齢者	70歳以上一般	70歳以上現役 並み所得者
t	世帯	数	75, 264				
被保	総	数	105, 816	2, 096	42, 669	24, 327	2, 544
険	退職被保險	<b>養者等</b>	0	0			
者数	一般被保	険 者	105, 816	2, 096	42, 669	24, 327	2, 544

	本年度末現在	年 度 平 均
介護保険第2号被保険者数	35, 309	35, 944
介護保険第2号世帯数	31, 168	31, 662
	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	本年度末現在	年度平均 0

	年 度 平 均
標準負担額の減額状況	3, 598
	本年度中

	本年度中増	転	入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出	生	後期高齢者 離脱	その他	計
被保険者			6, 455	4, 498	17, 738	247		264	2	840	25, 546
増減内訳	本年度中減	転	出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死	亡	後期高齢者 加入	その他	計
			5, 172	3, 209	15, 540	574		812	6, 702	1, 357	30, 157

本年度末現在	専	任	兼	任	計
事務職員数		57		0	57

一部負担割合	法定割合	その他	
	1	0	

備	作成者	
考	氏 名	

#### 様式14(市町村) 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)(市町村)

○経理状況 1. 収支状況及び資産・負債等の状況

.\_

(令和 5年度)

都道府県名 千葉県 保険者名 船橋市

[1] 収入状況及び支出状況 都道府県・保険者番号 0 0 1 出 (再掲)後期高齢者 (再掲)介護分 (再掲)介護分 収入額 科 目 支出額 支援金等分 円 円 円 円 Щ 7. 188. 546. 038 820, 835, 379 医療給付費分 楘 費 険 般 **と**者分 松被保 2, 532, 555, 365 2, 532, 555, 365 28, 370, 872, 446 保険料<税> 後期高齢者支援金分 療養給付費 630, 974, 718 630, 974, 718 介護納付金分 277, 858, 264 10, 352, 076, 121 2, 532, 555, 365 630, 974, 718 28, 648, 730, 710 ·般被保険者分計 高額療養費 260, 465 4, 265, 336, 470 医療給付費分 98, 454 高額介護合算療養費 6, 916, 276 98, 454 被保 後期高齢者支援金分 職 被 介護納付金分 48, 212 48, 212 移 送 費 分 険者 出産育児諸費 退職被保険者等分計 407, 131 98 454 48, 212 136, 432, 892 険 10. 352. 483. 252 2, 532, 653, 819 631, 022, 930 35, 500, 000 葬祭諸費 18, 591, 996 育児諸費 保険給付費等交付金(普通交付金) 32, 944, 051, 699 その他 1,077,416 保険者努力支援分 214, 010, 000 一般被保険者分計 33, 093, 993, 764 ↑交 保 特交 険 120.803.000 療養給付費 特別調整交付金分 付 膱 都道府県繰入金(2号分) 262, 520, 000 療養費 0 府県支出 被保 小 計 0 特定健康診查等負担金 119, 806, 000 費 0 険者 高額療養費 保険給付費等交付金 717, 139, 000 0 (特別交付金)計 高額介護合算療養費 金 移 送 費 財政安定化基金交付金 ٥ 分 退職被保険者等分計 ത 13 697 000 計 33, 674, 887, 699 審查支払手数料 66, 838, 332 合 会 支 出金 計 33, 160, 832, 096 保険基盤安定 (保険料(税)軽減分) 1, 243, 495, 234 241, 422, 809 92.591.389 -般被保険者分 10, 162, 070, 401 退職被保険者等分 保険基盤安定(保険者支援分) 843 375 519 202 088 034 49 739 906 3, 721, 522 事国 未就学児均等割保険料(税) 30, 646, 894 6, 429, 053 業民 医療給付費分計 10, 165, 791, 923 費健康 숲 職員給与費等 803, 297, 794 一般被保険者分 3, 952, 502, 835 計 退職被保険者等分 産前産後保険料(税) 1, 656, 068 425, 693 繰 後期高齢者支援金等分計 出産育児一時金等 90, 533, 332 3, 952, 502, 835 3, 952, 502, 835 介護納付金分 財政安定化支援事業 89, 865, 516 1, 407, 320, 550 1, 407, 320, 550 2, 558, 000, 000 の 計 15, 525, 615, 308 3, 952, 502, 835 1, 407, 320, 550 計 5, 660, 870, 357 450, 365, 589 142, 331, 295 財政安定化基金拠出金 保健事業費 直診勘定繰入金 13, 968, 916 健 特定健康診査等事業費 の他の収入 163, 525, 421 438, 119, 319 健康管理センター事業費 計 452, 088, 235 保険給付費等交付金償還金 直診勘定繰出金 その他の支出 85, 565, 348 小 計 ( 単年度収入 773, 354, 225 小 計( 単年度支出 ) B Α 49, 870, 358, 725 2, 983, 019, 408 50, 044, 936, 366 3, 952, 502, 835 1, 407, 320, 550 単 年 度 収 支 差 (A-B) -174, 577, 641 -969, 483, 427 -633, 966, 325 331, 000, 000 C 基金積立金 0 繰 越 金 D 896, 772 前年度繰上充用金 G 0 町 村 倩 Ε 0 公 債 費 Н 0 市 うち財政安定化基金貸付金 0 うち財政安定化基金償還金 合 計 (A+C+D+E)50, 202, 255, 497 支 出 合 計 (B+F+G+H) 50 044 936 366 157, 319, 131 収支差引残(収入合計-支出合計) うち次年度への繰越金 319, 131 <u>うち基金積立金</u> 157, 000, 000 [2] 基金保有額及び市町村債の状況 349, 000, 116 0 基金保有額(前年度末) K 市町村債残高 うち財政安定化基金貸付金残高 C 331, 000, 000 金 繰 入 金 余 穑 立 余 0 収支差引残のうち基金積立金 157, 000, 000 他 加 0 の 他減 0 基金保有額 (K-C+F+J+L-M)175, 000, 116 [3] 資産・負債等の状況 (年度末現在) 債 産 及 び 純 資 産 金額(円) 金額(円) 額 繰上充用金(当年度赤字額) 金 保 有 а 175, 000, 116 次年度への繰越金 市町村債残高 b 319, 131 0 うち財政安定化基金貸付金残高 その他の負債 0 貸 付 金 С 0 の他の負 の他 の 0 d 0 合 (e+f+g) 産 合 (a+b+c+d)175, 319, 247 計 0 純 資 産 (資産合計 負債合計) 175, 319, 247

備 考 氏 名

#### 様式14(市町村)(つづき)

### 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)(続)(市町村) (令和 5年度)

都道府県名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

#### 〇経理状況

#### 2. 保険料(税)収納状況(一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保	現年分	10, 448, 559, 690	9, 639, 938, 991	35, 798, 940	6, 240	808, 614, 459	0
険料	滞納繰越分	2, 151, 624, 231	675, 021, 669	1, 316, 521	319, 158, 415	1, 157, 444, 147	0
(税)	計	12, 600, 183, 921	10, 314, 960, 660	37, 115, 461	319, 164, 655	1, 966, 058, 606	0

#### 3. 保険給付費等支払状況

(円)

			支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
$\wedge$	療養給付費	計	28, 328, 788, 910	28, 370, 872, 446	38, 644, 199	3, 439, 337	0
一保	<b>惊食和刊</b> [1]	現年度分(再掲)	28, 328, 788, 910	28, 370, 872, 446	38, 644, 199	3, 439, 337	0
般被険	療養費	計	277, 782, 403	277, 858, 264	75, 861	0	0
	惊 食 貝	現年度分(再掲)	277, 782, 403	277, 858, 264	75, 861	0	0
保給険	高 額	療養費	4, 260, 373, 797	4, 265, 336, 470	4, 381, 357	581, 316	0
者付	高額介語	護合算療養費	6, 916, 276	6, 916, 276	0	0	0
分費	移	送費	0	0	0	0	0
٧	その他の	の保険給付費	172, 377, 416	173, 010, 308	420, 000	1, 000, 000	787, 108

#### 4. 市町村標準保険料(税)率

医療給付費分							
所得割	資産割	均等割	平等割				
%	%	円	円				
7. 17	0.00	42, 952	0				

後期高齢者支援金分						
所得割 資産割 均等割 平等割						
%	%	円	円			
2. 90	0. 00	16, 819	0			

介護納付金分							
所得割	資産割	均等割	平等割				
%	%	円	円				
2. 50	0.00	18, 316	0				

#### 5. 備考

収	納	率			
現年分	滞納繰越分	計			
92. 26 %	31. 37 %	81.86 %			
備			ν.	作成者	
考			E	氏 名	

## 様式14-2 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(2) (令和 5年度)

都道府県名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

#### 4. 保険料(税) (医療給付費分) 賦課徵収状況(一般被保険者分)

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課 [ ]

保険料 の別 保険税	1 料	(2) 税	保険料	学(税) 5式	(1) 4方s		2) 方式		方式	(4) そのf					険料( 収回数	10
保険料(税)	保険料(税軽減額)	軽	의(税) 咸額 学児分)	保険料 軽減 (産前産	額	災害等		その減免			艮度額える額		符号	增減		保険料(税)調定額
千円 9, 777, 969	<del>千</del> 920, 1	-	千円 22, 676		千円 0	Ξ	千円 510	2	千円 24, 280	1, 4	千円 21, 706	1 ±	曾 • ②減	13	千円 1,854	千円 7, 256, 78
	保険	料(税)	税)算定額内訳						料		( }	税)  率				
所得割	資産	割	均等	等割	平等	等割		所得語	割	資産割		均等割		平等割		
6, 284, 6°	·円 75	千円 0	3,	千円 493, 294		千	円 0		% 6. 50		0	% 00		円 32, 360		P (
64. 27	%	0. 00 %	3	5. 73 %		0.00 %	6		0.00		0.			,2, 000		
課税対	象額	課税対		)		料(税) 付世帯数			災害によ		その他	也の	賦課限度額 を超える		说対象	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数	(低	所得者分	(未就学	学児分)(	産前層	産後分)	減免世	世帯数	減免世	帯数	世帯数	被保	:険者数	
千円 96, 701, 225	千円 0	76,	346	38, 90	6	1, 562		0		11		576	1, 06	66	107, 951	千円 650
所得割の 算定基礎	①課税約 (基礎	総所得金額 控除)	額	② 課税(各)	総所得種控除)		③ ₫	<b></b> 市町村」	民税の	所得割	額 4	市町	村民税額等	<b>\$</b> 5	その他	·  -
資産割の 算定基礎	① 固定資	資産税額	等 ———	2	固定資	産税の・	うちま	上地家儿	屋に係	る部分	·の額		<u>③</u> その	他		

備	作成者	
考	氏 名	

## 様式14-3 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(3) (令和 5年度)

都道府県名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

#### 5. 保険料(税) (後期高齢者支援金分) 賦課徴収状況(一般被保険者分)

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課 [ ]

保険料 の別 保険税	1 料	(2) 税	保険料賦課プ	科 (税) 5式	(1) 4方s		2) 方式		方式	(4) その(					以 以 以 以 以 以 以 り り り り り り り り り り り り り		10
保険料(税)	保険料(税 軽減額 (低所得者:	軽	料(税) 減額 学児分)	保険料 軽減 (産前産	額	災害等 よる減免		その 減免			限度額 える額		符号	增源	找額	保険料調定	
千円 3, 470, 159	<del>千</del> 244, 2		千円 6, 020		千円 0		千円 174		千円 8, 392	6	千円 14, 617		曾· <b>②</b> 咸	3	千円 39,631	2, 55	千円 57, 068
	保険	料(税)	算定額	内訳			料 ( 看				税)		率				
所得割	資產	割	均等	等割	平:	等割		所得	割	資産割			均等割		3	平等割	
<del>1</del> 2, 542, 80	·円 60	千円 0	!	千円 927, 299		千	円 0		% 2. 63		% 0.00		8 5		円 , 590		円 0
73. 28 '	%	0. 00 %	2	6. 72 %		0.00 9	6				-			5, 555			·
課税対	<b>象</b> 額	課税対		) ) ) () ) () ) () ) () ) () ) () ) ()		料(税) 出帯数 !		料(税) 世帯数	災害 によ		その作	その他の 賦課限度額 を超える			兇対象	賦課隊	限度額
所得割	資産割	世帯数	女 (低	所得者分	(未就等	学児分)(	産前原	産後分)	減免世	世帯数	減免世	:帯数	世帯数	被保	以除者数	t	
千円 96, 701, 225	千円 0	76,	346	38, 90	6	1, 562		0		11		576	1, 3	58	107, 951		千円 220
所得割の 算定基礎	①課税約(基礎	総所得金 控除)	額	② 課税 (各	总総所得 種控除)		3 7	<b>市町村</b> 」	民税の	所得割	額 4	市町	村民税額	等 ⑤	その他	!	
資産割の 算定基礎	① 固定資	資産税額	等	2	固定資	産税の <sup>・</sup>	5 ち土地家屋に係る部分の額 ③その他										

備	作成者	
考	氏 名	

## 様式14-4 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(4) (令和 5年度)

都道府県名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

#### 6. 保険料(税)(介護納付金分)賦課徵収状況(介護保険第2号被保険者分)

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課[  ]

保険料 の別 保険税	1 料	)	(2) 税	保険料賦課プ	料(税) 5式	(1 4方		(2) 3方		方式	(4) その他	<u> </u>				以 以		10		
保険料(税)	保険料 (軽減額)	湏	軽減	料(税) 咸額 学児分)	保険料 軽減 (産前産	額	災害等			_	賦課限を超え		符号		符号		増洞	域額	保険料調気	
千円 845, 736		<del>千</del> 円 , 198		千円 0		千円 0		∓F {	刊 53	千円 1, 174	11	千円 5, 054	1 均	曾· <b>②</b> 咸		千円 552	60	千円 34, 705		
保険料(税)算定額				内訳						料		( ₹	锐 )		率					
所得割	資	産割		均等	等割	2	P等割		所得割	訓	資	産割	割		削 平等割					
<del>1</del> 497, 79	·円 96		千円 0		千円 347, 940		7	f円 0		% 1. 20		0.00				円 9, 610		円 0		
58. 86	%	0.0	00 %	4	1.14 %		0. 00	%		1.20		0.0						v		
課税対	象額	部	₹税対	税対象 保険料(税			) 保険料(税) 保 (軽減世帯数 軽		保険料(税) 災害 経滅世帯数 によ				賦課限度額 課税を超える		脱対象	賦課	限度額			
所得割	資産割		世帯数						前産後分)			<b></b>	帯数		被保	除者数	1			
千円 41, 493, 763			31,	798	15, 60	15, 604 0			0		5		86	25	52	36, 206	6	千円 170		
所得割の 算定基礎 (基礎控除)		額		② 課税総所得金額 (各種控除)		3	③ 市町村民税の所得割額		額 4	④ 市町村民税額等		· 5	うその他							
資産割の 算定基礎 ① 固定資産税額等			2	② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額 ③その他				他												

備	作成者	
考	氏 名	

## 様式15

## 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(1) (令和 5年度)

都道府県名 千葉県

$\overline{}$	/=	1604人人上上2日						州 木 山	1 * 7			
Ò		<b>以及</b>					保険	者 名	船橋市	ī		
		療給付の状況					都道府県・	保険者番号	1 2	2  _	0 0	) 4
(1	)	全体					HFX2/17/K	PNIX II II J		_		
			件	数	費用額	保険:	者負担分	一部負担	金	他	法負担	分
療	ŧ	養の給付等		件 1, 698, 315	四 38, 590, 552, 171	28, 3	28, 788, 910	9, 108, 9	n 16, 755	1,	152, 84	⊞ 16, 506
	1	食事療養・生活療養 (再掲)		19, 580	551, 415, 343	2	98, 614, 487	245, 5	32, 716		7, 21	8, 140
		食事療養・生活療養		0			0		0			0
		診療費		1, 863	42, 644, 534		31, 014, 468	11, 6	30, 066			0
		補装具		784	29, 211, 701		21, 716, 134	7, 4	95, 567			0
療		柔道整復師		32, 909	236, 114, 216	1	71, 753, 713	64, 3	60, 503			0
養	療業	アンマ・マッサージ		1, 499	43, 764, 755		32, 630, 553	11, 1	34, 202			0
療養費等	療養費	ハリ・キュウ		1, 784	27, 199, 082		20, 178, 537	7, 0	20, 545			0
寺	晃	そ の 他		37	686, 220		488, 998	1:	97, 222			0
		小 計		38, 876	379, 620, 508	2	77, 782, 403		38, 105			0
		海外療養費 (再掲)		69	6, 463, 644		4, 664, 688	1, 7	98, 956			0
		移 送 費		0	0		0		0			0
		計		1, 737, 191	38, 970, 172, 679	28, 6	06, 571, 313	9, 210, 7	54, 860	1,	152, 84	16, 506
(2	2)	前期高齢者分再掲			•				•			
			件	数	費用額	保険:	者負担分	一部負担	金	他	法負担	分
療	ŧ	養の給付等		件 951, 558	四 22, 753, 311, 581	17, 2	四 25, 839, 105	5, 271, 9	<sup>円</sup> 64, 978		255, 50	™ 07, <b>49</b> 8
	1	食事療養・生活療養(再掲)		11, 470	293, 609, 154	1	48, 072, 817	144, 5	86, 667		94	19, 670
痻		食事療養・生活療養		0			0		0			0
療養費等		療 養 費		18, 013	192, 180, 462	1	46, 580, 950	45, 5	99, 512			0
費		海外療養費(再掲)		0	0		0		0			0
寺		移 送 費		0	0		0		0			0
		計		969, 571	22, 945, 492, 043	17, 3	72, 420, 055	5, 317, 5	64, 490		255, 50	7, 498
(3	3)	70歳以上一般分再	掲		,							
			件	数	費用額	保険:	者負担分	一部負担	金	他	法負担	分
療	₹	養の給付等		件 569, 955	13, 745, 141, 744			2, 702, 5				⊞ 05, 078
		食事療養・生活療養 (再掲)		7, 154	184, 563, 137		96, 024, 450	87, 8	92, 987		64	15, 700
痻		食事療養・生活療養		0			0		0			0

		件 数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
瘏	聚養の給付等	件 569, 955	™ 13, 745, 141, 744	10, 944, 404, 006	2, 702, 532, 660	四 98, 205, 078
	食事療養・生活療養(再掲)	7, 154	184, 563, 137	96, 024, 450		645, 700
痻	食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等	療 養 費	10, 363	114, 443, 624	92, 172, 764	22, 270, 860	0
費	海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
等	移 送 費	0	0	0	0	0
	計	580, 318	13, 859, 585, 368	11, 036, 576, 770	2, 724, 803, 520	98, 205, 078

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件 数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
,rai	<b>美多外分</b>	件	円	円	円	円
1 %	聚養の給付等	60, 605	1, 429, 604, 896	994, 716, 776	416, 838, 166	18, 049, 954
	食事療養・生活療養(再掲)	714	14, 267, 796	3, 980, 896	10, 182, 940	103, 960
痻	食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等	療養費	1, 164	11, 542, 894	8, 079, 894	3, 463, 000	0
費	海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
等	移 送 費	0	0	0	0	0
	計	61, 769	1, 441, 147, 790	1, 002, 796, 670	420, 301, 166	18, 049, 954

(5) 未就学児分再掲

		件 数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
,r≠	 ・養の給付等	件	円	円	円	円
療	養の給付等	35, 756	462, 860, 042	368, 608, 988	25, 300, 189	68, 950, 865
	食事療養(再掲)	264	3, 180, 232	865, 142	21, 550	2, 293, 540
痻	食 事 療 養	0		0	0	0
療養費等	療 養 費	214	4, 045, 536	3, 205, 293	840, 243	0
費	海外療養費(再掲)	7	1, 401, 597	1, 121, 276	280, 321	0
等	移 送 費	0	0	0	0	0
	計	35, 970	466, 905, 578	371, 814, 281	26, 140, 432	68, 950, 865

備 作成者 考

## 様式15-2 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(2) (令和 5年度)

都 道 府 県 名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

#### 2. 高額療養費の状況

			合 拿	算 分		単独	虫 分				
			多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他	他法併用分	合 計	<b>現物給付分</b> (再掲)
⟨/\\ ¥+	件	数	3, 766	28, 933	5, 243	6, 479	12, 020	20, 557	4, 714	81, 712	36, 327
総数	高額療養殖	費(円)	82, 377, 163	229, 431, 720	656, 550, 214	595, 392, 189	1, 810, 423, 780	466, 703, 461	419, 495, 270	4, 260, 373, 797	3, 789, 833, 699
(再掲) 前期	件	数	2, 427	28, 173	2, 652	3, 406	7, 607	16, 916	2, 761	63, 942	
高齢者分	高額療養	費(円)	48, 829, 950	204, 213, 779	307, 669, 622	296, 891, 210	1, 124, 027, 709	335, 751, 114	180, 320, 930	2, 497, 704, 314	
(再掲)	件	数	1, 065	27, 223	638	1, 788	5, 167	15, 766	2, 177	53, 824	
70歳以上 一般分	高額療養	費(円)	10, 415, 188	175, 576, 598	52, 531, 552	138, 911, 718	642, 587, 403	272, 957, 733	87, 681, 858	1, 380, 662, 050	
(再掲) 70歳以上現役	件	数	339	455	191	99	345	134	107	1, 670	
並み所得者分	高額療養	費(円)	10, 344, 285	9, 974, 889	29, 546, 843	8, 612, 162	66, 901, 310	7, 722, 887	10, 215, 747	143, 318, 123	
(再掲)	件	数	0	16	0	0	57	104	60	237	
未就学児分	高額療養	費(円)	0	546, 710	0	0	3, 949, 668	2, 380, 990	11, 642, 567	18, 519, 935	
						長期高額	[特定疾病該	5当者数		423 人	

#### 3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	266
給付額 (円)	6, 916, 276

#### 4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	277	710	35	0	0	1, 022
給付額(円)	135, 800, 000	35, 500, 000	1, 077, 416	0	0	172, 377, 416

備	作成	诸	
考	氏	名	

## 様式15-3 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(3) (令和 5年度)

#### 5. 療養の給付等内訳

(1)全体

都道府県名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

			件数	日 数	費用額
		<b>5.</b>	。 - 4件	0.10.100日	
診	人	院	20, 561''	318, 103	13, 574, 790, 360
療	入	院 外	832, 590	1, 198, 649	13, 669, 147, 788
費	審	科	233, 176	370, 980	2, 964, 029, 079
Ĺ	小	計	1, 086, 327	1, 887, 732	30, 207, 967, 227
	調	剤	606, 435	( 695, 348 枚)	7, 359, 159, 061
食	事療養	• 生活療養	( 19, 580)	(835,847回)	551, 415, 343
	訪問	看 護	5, 553	40, 765	472, 010, 540
	合	計	1, 698, 315	1, 928, 497	38, 590, 552, 171

(2) 前期高齢者分再掲

			件数	日 数	費 用 額				
診	入	院	件 11, 943	171, 085 <sup>日</sup>	8, 371, 063, 676円				
療	入	院 外	470, 702	689, 474	8, 082, 040, 082				
費	歯	科	127, 776	204, 285	1, 607, 019, 870				
^`	小	計	610, 421	1, 064, 844	18, 060, 123, 628				
	調	剤	339, 381	( 385, 732 枚)	4, 220, 515, 729				
食	事療養	• 生活療養	( 11, 470)	( 438, 634 回)	293, 609, 154				
	訪問	看 護	1, 756	14, 259	179, 063, 070				
	合	計	951, 558	1, 079, 103	22, 753, 311, 581				

(3) 70歳以上一般分再掲

	, , O <sub>1</sub> ,		יו ניי					
				件	数	日	数	費用額
l _,	7	院	.		7, 489 <sup>件</sup>		108, 317 日	5, 217, 575, 446 <sup>円</sup>
診	人	עו	C .		7, 409		100, 31 <i>1</i>	3, Z17, 373, 440
療	入	院か	<b> </b>		282, 141		415, 543	4, 811, 734, 252
費	歯	科	1		74, 638		119, 525	947, 777, 580
^`	小	言	h		364, 268		643, 385	10, 977, 087, 278
	調	剤			204, 613	(	233, 137 枚)	2, 462, 778, 919
食	事療養	• 生活療養	Ē	(	7, 154 )	(	276, 428 回)	184, 563, 137
	訪問	看 護			1, 074		9, 250	120, 712, 410
	合	計			569, 955		652, 635	13, 745, 141, 744

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

			件    数	日数	費 用 額
診	入	院	件 726	8, 451	507, 674, 090 <sup>円</sup>
療	入	院 外	30, 042	42, 803	532, 812, 630
費	歯	科	8, 247	13, 396	101, 585, 960
Ĺ	小	計	39, 015	64, 650	1, 142, 072, 680
	調	剤	21, 515	( 24, 185 枚)	266, 361, 320
食	事療養	• 生活療養	( 714)	( 21, 143 回)	14, 267, 796
	訪問	看 護	75	552	6, 903, 100
	合	計	60, 605	65, 202	1, 429, 604, 896

(5)未就学児分再掲

				件	数	日	数	費用額
診	入	[:	院		4 331		2, 241 日	159, 980, 070円
療	入	院	々		18, 009		23, 838	188, 942, 300
費	歯	ž	村		2, 583		3, 151	29, 810, 790
Ĺ	小	Ī	計		20, 923		29, 230	378, 733, 160
	調	剤			14, 723	(	18, 394枚)	73, 135, 860
	食 事	療養		(	264)	(	5, 059 回)	3, 180, 232
	訪問	看 護			110		663	7, 810, 790
	合	計			35, 756		29, 893	462, 860, 042

備 作成者 考 氏 名

#### 様式17(市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報)E表(1)(市町村) 退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(令和 5年度)

都道府県名 千葉県 保 険 者 名 船橋市 都道府県・保険者番号 1 2 **-** 0 0 4

#### 〇一般状況

							本年度末現在	(再掲)未就学児
世帯数	米石	単	独	世	帯	0		
	щ.	<del>3</del> X	混	合	世	帯	0	
			退	職被	保 険	者	0	
退職被保険者等数		被	扶	養	者	0	0	
				Ī	†		0	0

							年	度	平	均	
							+	泛		1-1	(再掲)未就学児
世帯数		坐石	単	独	世	帯				0	
		<del>3</del> X	混	合	世	帯				0	
			退	職被	保険	者				0	
退職被保険者等数		被	扶	養	者				0	0	
				ī	†					0	0

#### 〇経理状況

#### 1. 収入状況及び支出状況

1	又		入		
	科	目		収入額(円)	
保険料(税)	医療	給付費	分	260, 465	
保険給付費	等交付金	(普通交付	金)	-36, 145	医
その	他の	収	入	1, 153, 407	療
合			計	1, 377, 727	給
					付

	支			出
	科	E	1	支 出 額 (円)
	療養	<b>給付</b>	費	0
医	療	養	費	0
療	小		計	0
給	高額	療 養	費	0
付	高額介	護合算療	0	
費	移	送	費	0
		計		0
国	民健康保険事業費網	呐付金 (医療約	合付費分)	3, 721, 522
	その他	也 の 支	出	0
	前年度編	0		
	合		計	3, 721, 522

#### 2. 保険料(税)収納状況

(円)

	調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
現 年 分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	725, 441	407, 131	0	18, 012	300, 298	0
計	725, 441	407, 131	0	18, 012	300, 298	0

#### 3. 医療給付支払状況

(円)

			支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未 払 額
療養給付費		計	-18, 480	-18, 480	0	0	0
原 (銀1	<b>党和</b> 刊	現年度分(再掲)	-18, 480	-18, 480	0	0	0
療	養費	計	0	0	0	0	0
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	食 貝	現年度分(再掲)	0	0	0	0	0
	高 額	療養費	-3, 910	-3, 910	0	0	0
	高額介	護合算療養費	0	0	0	0	0
	移	送費	0	0	0	0	0

#### 4. 備考

収納率	現 年 分 滞納線	繰越分 計		
4人 村 平	0.00 % 56	6. 12 % 56. 12 %		
備			作成者	
考			氏 名	

## 様式17-2

## 国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報) E表(2) (令和 5年度)

都道府県名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

#### 4. 保険料(税) (医療給付費分) 賦課徴収状況

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課 [ ]

保険料(税)	保険料(税 軽減額 (低所得者分	軽減額	1				減免額 おおおおおおおおおおおおおお		<b>根度額を</b> る額	~~~~	<del>]</del> 号	増減額	保険料調定額	(税)
千円 0	千日	円 0	千円 0		千円 0		千円 0		千円 0	①增	• 2 減	千円 0		千円 0
保険料(税)算定額内訳							,		·		·			
所得割	所得割 資産割 均等割 平等割													
千P ()		千円 0		円 0	千	円 0								
0.00 %	0. 0	0 %	0.00	%	0.00 %	6							_	
課税対	課税対象額 課税対象 保険料(税)			保険料		災害等による		その他の		武課限度額 を超える				
所得割	所得割 資産割 世帯数 (低所得者分) (未就学児:			減免世帯		減免世帯		世帯数	被保険者数	7	/			
千円 0	千円 0	(	)	0		0		0		0		0	0	

	—— 備	作	成者	
:	考	氏	: 名	

## 様式17-3

## 国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報) E表(3) (令和 5年度)

都道府県名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

#### 5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課 [ ]

保険料(税)	保険料(税 軽減額 (低所得者分	軽洞	科(税) 域額 学児分)			減免額 超え		限度額を	符号	増減額	保険料(税)調定額
千円 0	千	T 0	千円 0		千円 0	千円 0		千円 0	1 増・2減	千円 0	千円 0
保険料(税)算定額内訳					•						
所得割	所得割 資産割 均等割 平等割										
∓F (		千円 0	7	<del>-</del> 円 0	千P ()						
0.00 %	0.0	0 %	0. 00	%	0.00 %						
課税対	課税対象額 誤			料(税)	保険料 ( 軽減世帯			その他の	賦課限度		
所得割	所得割 資産割			(百市致 所得者分)	程 / 成 巴 市 (未就学 ! 「			減免世帯		被保険者数	t /
千円 0	千円 0		0	0		0	0		0	0	0

	—— 備	作	成者	
:	考	氏	: 名	

## 様式 1 8 国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報) F表(1) 退職者医療にかかる医療給付状況

(令和 5年度)

都 道 府 県 名	千葉県
保 険 者 名	船橋市
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4

#### 〇 保険給付状況

#### 1. 医療給付の状況

#### (1)全体

			件 数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
握	¥ 3	養の給付等	件 <b>0</b>	─────────────────────────────────────	⊢ 18, 480	-7, 920	円
		食事療養 (再掲)	0	20, 400	0	0	0
		食 事 療 養	0		0	0	0
		診 療 費	0	0	0	0	0
		補装具	0	0	0	0	0
療	.==	柔 道 整 復 師	0	0	0	0	0
療養費等	療養費	アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
費	費	ハリ・キュウ	0	0	0	0	0
一寺		その他	0	0	0	0	0
		小 計	0	0	0	0	0
1		海外療養費 (再掲)	0	0	0	0	0
	Ŧ	多 送 費	0	0	0	0	0
		計	0	-26, 400	-18, 480	-7, 920	0

#### (2) 未就学児分再掲

		件 数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療	長養の給付等	件 0	Ħ 0	⊞ 0	⊞ 0	円 <b>0</b>
	食事療養(再掲)	0	0	0	0	0
痻	食事療養	0		0	0	0
養	療養費	0	0	0	0	0
療養費等	海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
等	移 送 費	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0

#### 2. 高額療養費の状況

			算 分		単独	虫 分				
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他	他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)
4/\\ *h	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総数	高額療養費(円)	0	0	0	0	-3, 160	-750	0	-3, 910	-3, 910
(再掲)	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	
未就学児分	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0	
					長期高額	<b>頁特定疾病</b> 詞	亥当者数		0人	

#### 3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	0
給付額(円)	0

備	作月	大者	
考	氏	名	

## 様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報)F表(2) 退職者医療にかかる医療給付状況

(令和 5年度)

都 道 府 県 名	千葉県	П
保 険 者 名	船橋市	
都道府県・保険者番号	1 2 - 0 0 4	4

#### 4. 療養の給付等内訳

#### (1)全体

				ì	艮職 被保険者	分	初	按 扶 養 者 分	}
			件	数	日 数	費用額	件 数	日 数	費用額
診	入	院		件。	日。	円 -8, 200	件 0	。 日 0	円 -5, 000
療	入	院外		0	0	-11, 400	0	0	-1, 800
費	ෂ	科		0	0	0	0	0	0
Ĺ	小	計		0	0	-19, 600	0	0	-6, 800
	調	剤		0	( 0枚)	0	0	( 0枚)	0
	食 事	療 養	(	0)	( 0回)	0	( 0)	( 0回)	0
	訪問	看 護		0	0	0	0	0	0
	合	計		0	0	-19, 600	0	0	-6, 800

#### (2) 未就学児分再掲

						被扶	養者分		
				件	数	日	数	費	用額
	-		7,4		件		日		円
診	入		院		0		0		0
療	入	院	外		0		0		0
費	歯		科		0		0		0
箕	小		計		0		0		0
	調	斉	FIJ		0	(	0 枚)		0
	食 事	療	£	(	0)	(	0 回)		0
	訪問	看調	隻		0		0		0
	合	青	+		0		0		0

備	作成者	
考	氏 名	

# 高齢者医療の概要

# 1 4 . 高 齢 者 医 療

## 14. 高齢者医療

#### (1) 老人医療の概要

国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保及び疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、国民保健の向上と老人福祉の増進を図ることを目的とする老人保健制度は、昭和58年2月に老人保健法が制定され発足しました。

老人保健制度のうち、75歳以上の者を対象とする老人医療は、医療に要する費用を国民が公平に負担するものとされ、受給者に一部負担を求めるとともに、国や地方公共団体が一定の負担を行い、また各医療保険者が公平に拠出する仕組みとなっていました。

老人医療費の公費負担率は、受給者の一部負担金を除いた額の50%で、国・都道府県・市町村がそれぞれ4:1:1を負担していました。

#### (2) 「後期高齢者医療制度」の創設

健康保険法の一部を改正する法律(平成 18 年 6 月 21 日法律第 83 号)が成立したことにより、老人保健医療制度に代わり、平成 20 年 4 月 1 日から「後期高齢者医療制度」が施行されました。

これにより、老人医療受給者は引き続き新制度の被保険者となり、医療費等から本人負担額を差し引いた医療給付費等の5割を公費、4割を健保・国保等の保険者、1割を後期高齢者医療制度の被保険者からの保険料で賄います。

都道府県単位で設置されている後期高齢者医療広域連合が主体(保険者)となり、市町村との業務分担により運営されています。

#### ※ 対象者(被保険者)

75歳以上の者。また65歳以上75歳未満の一定の障害のある者(例:身体障害者手帳1~3及び4級の一部の者、精神障害者保健福祉手帳1・2級の者等)で加入を希望する者は、広域連合から認定を受けることにより対象になります。

# (3) 船橋市の高齢者医療のあゆみ

年月日	事項						
昭和							
47. 4. 1	70 歳以上老人医療費支給制度開始(市の制度)						
48. 1. 1	70 歳以上老人医療費支給制度開始(国の制度)所得制限あり						
48.10. 1	(1) 65 歳以上 70 歳未満のねたきり老人等(身障者)老人医療費支給制度開始						
	(国の制度)所得制限あり						
	(2) 65 歳以上 70 歳未満のねたきり老人等(身障者)老人医療費支給制度開始						
	(市の制度)国の制度の所得制限額を超えるもの						
50. 4. 1	老人医療付添看護料の助成制度開始(市の制度)助成限度額の制限あり						
54. 4. 1	(1) 老人医療付添看護料の助成限度額の撤廃(市の制度)						
	(2) 65歳以上70歳未満のひとり暮らし老人及び6ヶ月以上ねたきり老人医療費助成制度						
	開始(市の制度)						
58. 2. 1	老人保健法の施行に伴い、老人医療費助成制度の一部変更(70歳以上、65歳以上 70歳						
	未満のねたきり老人等(身障者)の老人医療費支給制度(国及び市の制度)が移行した)						
62. 1. 1	老人保健法の一部改正						
	(1) 一部負担金の改正						
	(2) 加入者按分率の引上げ						
	(3) 老人保健施設の創設						
62. 4. 1	老人医療付添看護料の助成制度の一部改正						
	(市の制度)所得制限 国民年金法の老齢福祉年金が全部停止となる所得以上の者						
平成							
元.10.1	老人付添看護料資金貸付制度開始(実施主体 船橋市社会福祉協議会)						
3. 4. 1	人工水晶体等費用助成制度開始						
4. 1. 1	老人保健法の一部改正						
	(1) 一部負担金の改正						
	(2) 公費負担割合の引上げ						
	(3) 老人保健施設入所対象者の拡大						
4. 4. 1	老人保健法の一部改正						
	(1) 公費負担割合の引上げ						
	(2) 老人訪問看護制度の創設						
4.12. 1	老人医療費助成制度の一部改正(市の制度)						
	(1) 助成対象者の拡大 68歳、69歳の老人						
	(2) 所得制限 本人の所得が老齢福祉年金の全部が支給停止となる本人の所得限度額						
	の 1.5 倍の額以下						

年月日	事項
5. 4. 1	(1) 老人保健法の一部改正 一部負担金の改正
	(2) 老人医療付添看護料の助成制度の一部改正(市の制度)所得制限の緩和
	(3) 特殊眼鏡等費用助成制度の一部改正(市の制度)
	① 補助眼鏡の新設 ② 所得制限の緩和
6. 4. 1	老人医療費助成制度の一部改正(市の制度) 助成開始日の改正
6.10. 1	老人保健法の一部改正
	(1)標準負担額の創設
	(2)入院時食事療養費の創設
	(3)付添看護療養費の廃止(経過措置あり)
7. 4. 1	(1) 老人保健法の一部負担金の改正
	(2) はり、きゅう費用助成制度の一部改正(市の制度)
	あんま、マッサージ、指圧の施術を助成対象に新設
	老人保健法の一部負担金の改正
8.10. 1	老人保健法の入院時食事療養費負担額の改正
9. 9. 1	老人保健法の一部改正
	(1) 一部負担金の改正
	(2) 外来時薬剤費の創設
9.10. 1	老人医療付添看護料の助成制度の廃止(市の制度)
10. 3.31	老人付添看護料資金貸付制度の終了(実施主体 船橋市社会福祉協議会)
10. 4. 1	老人保健法の一部負担金(入院時)の改正
10. 7. 1	組織改正により、高齢者医療係が高齢者福祉課から国民健康保険課へ
11. 4. 1	老人保健法の一部負担金(外来時・入院時)の改正
11. 7. 1	国の制度における薬剤費一部負担金が、臨時特例措置として免除化を実施
	平成 12.6.30 まで
12. 4. 1	老人保健法の一部改正 老人保健施設療養費等の廃止(介護保険制度へ移行)
12. 7. 1	国の制度における薬剤費一部負担金免除化の継続
13. 1. 1	老人保健法の改正 一部負担金の定率化・薬剤一部負担金の廃止
	高額医療費支給制度の創設
14. 4. 1	老人保健法の一部改正
	(1) 一部負担金限度額の改正
44404	(2) 診療報酬の改定
14.10. 1	老人保健法の一部改正
	(1) 患者負担の見直し(定率負担の徹底・自己負担限度額の見直し)
15 4 1	(2) 対象年齢の引上げ(70歳以上から75歳以上に段階的引上げ)
15. 4. 1	健康保険法の一部改正   (1) 3歳以上 70歳未満、3割負担に統一
	(1) 3 威以上 70 威木満、3 割負担に統一 (2) 薬剤一部負担金の廃止
	(4) 木州 叩見担並や先止

年月日	事項
15. 8. 1	老人医療費助成制度の一部改正(市の制度) 所得要件の見直し
	① 68、69歳 ②ひとり暮らし③ねたきりの所得要件を市民税非課税世帯に改正
18. 4. 1	老人医療費助成制度の一部改正(市の制度)
	税制改正に伴う激変緩和措置策を講じた
	(1) 公的年金等控除額の縮減及び老年者の非課税措置の廃止に対する措置
18. 6.21	健康保険法等の一部改正
	平成 20 年 4 月 1 日より新たな「後期高齢者医療制度」が施行される
18.10. 1	老人保健法の一部改正
	(1) 一定以上所得者の一部負担金割合を2割から3割に変更
20. 4. 1	老人保健法の一部改正(「高齢者の医療の確保に関する法律」に名称変更)
	後期高齢者医療制度の創設
	後期高齢者医療保険料軽減措置の実施
22. 4. 1	後期高齢者医療保険料の所得割率の変更
24. 4. 1	後期高齢者医療保険料限度額の変更(50 万円から 55 万円へ)
	「限度額適用・標準負担額減額認定証」の外来適用
26. 4. 1	後期高齢者医療保険料限度額の変更(55 万円から 57 万円へ)
	後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率の変更
	低所得者に対する保険料の減額規定を一部変更(均等割額の2割減及び5割減の基準を
	変更し適用範囲を拡大)
26. 8. 1	老人医療費助成制度(市の制度)の廃止・経過措置(令和 3.7.31 まで)
27. 4. 1	低所得者に対する保険料の減額規定を一部変更(均等割額の2割減及び5割減の基準を
	変更し適用範囲を拡大)
28. 4. 1	後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率の変更
	低所得者に対する保険料の減額規定を一部変更(均等割額の2割減及び5割減の基準を
00 4 1	変更し適用範囲を拡大)
29. 4. 1	低所得者等に対する保険料の減額規定を一部変更(均等割額の2割減及び5割減の基準
	を変更し適用範囲を拡大、並びに後期高齢者医療で国が行っている上乗せ分のうち所得     割の軽減割合及び元被扶養者の均等割の軽減割合の縮小)
30. 4. 1	後期高齢者医療保険料限度額の変更(57 万円から 62 万円へ)
30. 4. 1	後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率の変更
	低所得者等に対する保険料の減額規定を一部変更(均等割額の2割減及び5割減の基準
	を変更し適用範囲を拡大、並びに後期高齢者医療で国が行っている上乗せ分のうち所得
	割軽減の廃止及び元被扶養者の均等割の軽減割合の縮小)
31. 4. 1	低所得者等に対する保険料の減額規定を一部変更(均等割額の2割減及び5割減の基準
	を変更し適用範囲を拡大、並びに後期高齢者医療で国が行っている上乗せ分のうち均等
	割の軽減割合の縮小及び元被扶養者の均等割の軽減期間の縮小)

年月日	事項
令和	
2. 4. 1	後期高齢者医療保険料限度額の変更(62 万円から 64 万円へ)
	後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率の変更
	低所得者等に対する保険料の減額規定を一部変更(均等割額の2割減及び5割減の基準
	を変更し適用範囲を拡大、並びに後期高齢者医療で国が行っている上乗せ分のうち均等
	割の軽減割合の縮小)
2. 5. 1	コンビニでの保険料収納業務の開始
2. 8. 1	ペイジー口座振替受付サービスの開始
2.10. 1	W e b 口座振替受付サービスの開始
3. 4. 1	後期高齢者医療保険料均等割額の軽減判定所得基準の変更
	特殊眼鏡等費用助成制度の廃止 (令和 2.7.1 廃止から延長)・経過措置 (令和 5.3.31 まで)
3. 7. 31	老人医療費助成制度(市の制度)の経過措置の終了
4. 4. 1	後期高齢者医療保険料限度額の変更(64 万円から 66 万円へ)
4. 10. 1	現役並み所得者を除く一定以上所得者の一部負担金割合を1割から2割に変更
5. 3. 31	特殊眼鏡等費用助成制度の経過措置の終了
5. 4. 1	スマートフォンアプリによる保険料収納業務の開始
	後期高齢者医療保険料均等割額の軽減判定所得基準の変更
6. 4. 1	後期高齢者医療保険料限度額の変更(66 万円から 80 万円へ)
	(激変緩和措置により令和6年度は限度額73万円(令和6年度に75歳に到達して被保
	険者となる者は 80 万円))
	後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率の変更
	後期高齢者医療保険料均等割額の軽減判定所得基準の変更

#### (4)後期高齢者医療制度の給付内容

#### ① 一部負担金割合及び自己負担限度額

令和5年4月1日時点

区分	一部負担金 の割合	外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		
現役並み所得者Ⅲ		252,600 円 + (医療費 - 84	2,000円)×1%		
(課税所得 690 万円以上)		(140,100 円 <sup>※1</sup>	1)		
現役並み所得者Ⅱ	3 割	167,400 円 +(医療費 - 55	8,000円)×1%		
(課税所得 380 万円以上)	3 剖	(93,000 円*1)	)		
現役並み所得者Ⅰ		80,100 円 +(医療費 - 267,000 円)× 1%			
(課税所得 145 万円以上)		(44,400 円*1)	)		
		6,000 円+(医療費 - 3万円)×10%			
éл. II	2 割	または、18,000 円の			
一般Ⅱ	2 刮	いずれか低い方を適用**4	57,600 円		
		(年間上限 144,000 円 <sup>※3</sup> )	(44,400 円 <sup>※2</sup> )		
40.		18,000 円			
一般I		(年間上限 144,000 円 <sup>※3</sup> )			
区分Ⅱ	1割		24 000 [		
(市民税非課税世帯)	Ⅰ刊	0.000 [7]	24,600 円		
区分Ⅰ		8,000 円	15 000 FB		
(市民税非課税世帯)			15,000 円		

- ※1 過去 12 ヶ月以内に高額療養費の支給を 3 回受けた時の 4 回目以降の限度額。
- ※2 過去 12 ヶ月以内に「外来+入院(世帯単位)」の高額療養費の支給を 3 回受けた時の 4 回目以降 の限度額。
- ※3 1年間(毎年8月1日から翌年7月31日)のうち所得区分が「一般」または「市民税非課税世帯」であった月の外来(個人単位)の自己負担額の合計額の上限額。
- ※4 新設された一部負担金割合が2割の区分に対し、負担を抑えるための配慮措置を適用した限度額。 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間、1割と比較した場合の1ヶ月の負担増加額 を3,000円に抑えるもの(入院の医療費は対象外)。

#### ② 区分の判定基準

#### (ア) 現役並み所得者

本人及び同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者のいずれかの市民税課税所得(課税標準額)が、145万円以上の被保険者。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、申請等により「一般」 の区分に変更となる。

- a. 本人を含め同じ世帯に、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がおり、世帯内の被保険者全員の賦課のもととなる所得金額\*の合計が210万円以下の場合。
- b. 同一世帯に、70歳~74歳の者や他の後期高齢者医療制度の

被保険者がいない場合は、本人の収入額が 383 万円未満の 場合。

c. 同一世帯に、70歳~74歳の者や他の後期高齢者医療制度の 被保険者がいる場合は、それらの者の収入額の合計が520 万円未満の場合。

※賦課のもととなる所得金額=総所得金額等〈前年の総所得金額および 山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計〉-43万円(基礎控除)

#### (イ) 一般 ||

市民税課税所得(課税標準額)が28万円以上145万円未満かつ、 以下の要件を満たす被保険者およびその者と同じ世帯にいる被保 険者。

- a. 同一世帯に被保険者が 1 人の場合、その者の「年金収入+ その他の合計所得金額」が 200 万円以上。
- b. 同一世帯に被保険者が複数の場合、被保険者全員の「年金 収入+その他の合計所得金額」が 320 万円以上。

#### (ウ) 一般 I

市民税課税世帯で、同一世帯に現役並み所得者または一般IIに該当する被保険者がいない者。

#### (エ) 区分Ⅱ

世帯員全員が市民税非課税で、区分Ⅰ以外の被保険者。

#### (オ) 区分 |

世帯員全員が市民税非課税で、その世帯全員の個々の所得(年金収入は、控除額80万円として計算)が0円となる被保険者。

世帯員全員が市民税非課税であり、かつ、被保険者本人が老齢福祉年金を受給している者。

#### ◎入院時の食事代

区	分	内	容
現役並み所得る	者および一般	1食	460 円 <sup>※2</sup>
区 分॥*1	90 日までの入院の場合	1食	210 円
	過去 12 ヶ月の間で 入院日数が 90 日を超える入院の場合 <sup>※3</sup>	1食	160 円
区 分   *1		1食	100 円

- ※1 「区分 II 」「区分 I 」の人が適用を受けるには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要。
- ※2 特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている者は260円。
- ※3 長期入院該当の認定には申請が必要。申請月から過去 12 ヶ月の区分 II の入院日数が 91 日以上となった場合、申請月の翌月から該当。

#### ◎ 療養病床入院時の食事代・居住費

区分	食事代	居住費
現役並み所得者および一般	1食460円**1	1日370円
区 分Ⅱ※2	1 食 210 円	1日370円
区 分 I **2	1 食 130 円	1日370円
老齢福祉年金受給者	1食100円	1日 0円

- ※1 保険医療機関の施設基準等により、420円となる場合有。
- ※2 「区分 II 」「区分 I 」の人が適用を受けるには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要。

### (5)後期高齢者医療保険料等の状況

年 度	均等割額	所得割率	賦課限度額
平成 20・21 年度	37,400 円	7.12%	500,000 円
平成 22・23 年度	37,400 円	7.29%	500,000 円
平成 24・25 年度	37,400 円	7.29%	550,000 円
平成 26・27 年度	38,700 円	7.43%	570,000 円
平成 28・29 年度	40,400 円	7.93%	570,000 円
平成 30・31 年度	41,000 円	7.89%	620,000 円
令和2・3年度	43,400 円	8.39%	640,000 円
令和4・5年度	43,400 円	8.39%	660,000 円
令和6・7年度	43,800 円	9.11%**1	800,000 円 <sup>※2</sup>

<sup>※</sup>後期高齢者医療保険料の料率は、広域連合にて決定し、2年に1度見直しを行う。

<sup>※1</sup> 令和6年度は、令和5年中の賦課のもととなる所得金額が58万円以下の者は、8.45%。

<sup>※2</sup> 令和6年度は730,000円。(令和6年度に75歳に到達して被保険者となる者は800,000円)

# (6)後期高齢者医療制度 被保険者数

**令和5年度** (単位:人)

	75歳以上	障害 認定	合計	対前月 増減率	現役並み 所得者	一般Ⅰ	一 般	区分丨	区分Ⅱ
令和5年4月	86,534	344	86,878	0.33%	8,372	22,637	24,042	13,422	18,405
5月	86,709	332	87,041	0.19%	8,455	22,639	24,070	13,430	18,447
6月	86,901	325	87,226	0.21%	8,528	22,684	24,091	13,448	18,475
7月	87,209	318	87,527	0.35%	8,599	22,771	24,152	13,467	18,538
8月	87,496	311	87,807	0.32%	7,925	23,114	23,922	13,629	19,217
9月	87,797	311	88,108	0.34%	7,995	23,168	23,981	13,775	19,189
10月	87,982	304	88,286	0.20%	8,072	23,193	24,015	13,843	19,163
11月	88,289	298	88,587	0.34%	8,169	23,256	24,029	13,955	19,178
12月	88,363	293	88,656	0.08%	8,227	23,264	24,024	13,946	19,195
令和6年1月	88,759	289	89,048	0.44%	8,338	23,356	24,113	13,961	19,280
2月	88,874	281	89,155	0.12%	8,383	23,391	24,104	13,967	19,309
3月	89,171	280	89,451	0.33%	8,458	23,478	24,143	13,995	19,377
年度平均	87,840	307	88,147	0.27%	8,293	23,079	24,057	13,737	18,981

## (7)後期高齢者医療事業特別会計決算状況

**歳入** (単位:円)

		区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	後期	期高齢者医療保険料	6,365,384,960	6,857,297,100	6,912,705,670	7,281,188,240	7,439,185,540
		後期高齢者医療保険料	6,365,384,960	6,857,297,100	6,912,705,670	7,281,188,240	7,439,185,540
		特別徴収保険料	3,865,245,300	4,202,905,600	4,219,437,800	4,293,115,000	4,430,653,100
		現年度分特別徴収保険料	3,865,245,300	4,202,905,600	4,219,437,800	4,293,115,000	4,430,653,100
		普通徴収保険料	2,500,139,660	2,654,391,500	2,693,267,870	2,988,073,240	3,008,532,440
		現年度分普通徴収保険料	2,469,202,500	2,626,831,000	2,666,609,410	2,964,619,950	2,979,718,100
		滞納繰越分普通徴収保険料	30,937,160	27,560,500	26,658,460	23,453,290	28,814,340
	使月	用料及び手数料	6,900	3,900	5,100	6,900	6,300
		手数料	6,900	3,900	5,100	6,900	6,300
		証明手数料	6,900	3,900	5,100	6,900	6,300
	国原	車支出金	0	945,000	0	0	0
歳		国庫補助金	0	945,000	0	0	0
		総務費国庫支出金・補助金	0	945,000	0	0	0
		総務費国庫支出金・補助金	0	945,000	0	0	0
	繰え	λ金	1,067,142,465	1,184,112,895	1,220,006,714	1,301,327,728	1,390,145,082
		他会計繰入金	1,067,142,465	1,184,112,895	1,220,006,714	1,301,327,728	1,390,145,082
		一般会計繰入金	1,067,142,465	1,184,112,895	1,220,006,714	1,301,327,728	1,390,145,082
		職員給与費等繰入金	60,269,377	58,310,440	62,723,752	77,346,526	76,005,446
		事務費繰入金	60,877,577	70,298,792	62,867,979	67,106,358	70,665,294
		保険基盤安定繰入金	945,831,711	1,055,503,663	1,094,414,983	1,156,874,844	1,243,274,142
		その他繰入金	163,800	0	0	0	200,200
入	<u> </u>	越金	35,379,155	5,480,960	6,997,340	9,059,280	13,900,510
	諸  	以入	20,074,512	23,763,589	28,645,885	27,412,935	29,279,862
		延滞金・加算金及び過料	1,326,800	1,418,100	1,400,300	1,375,700	1,637,600
		延滞金 / <del></del>	1,326,800	1,418,100	1,400,300	1,375,700	1,637,600
		過料	0	0	0	0	0
		償還金及び還付加算金	11,858,300	15,440,900	20,185,100	17,973,400	19,253,200
		保険料還付金	11,827,700	15,414,000	20,171,600	17,957,500	19,244,600
		還付加算金	30,600	26,900	13,500	15,900	8,600
		受託事業収入	6,889,412	6,855,885	7,046,318	7,886,434	8,266,805
		雑入	0	48,704	14,167	177,401	122,257
		滞納処分費 	0	0	0	0	0
		雑入	0	48,704	14,167	177,401	122,257
		歳入合計	7,487,987,992	8,071,603,444	8,168,360,709	8,618,995,083	8,872,517,294

**歳出** (単位:円)

				区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
	総務費				128,043,266	136,428,021	132,657,316	152,523,619	155,066,102
歳		総	務管	理費	110,908,729	119,233,695	113,751,080	131,468,080	132,296,147
			一般管理費		110,908,729	119,233,695	113,751,080	131,468,080	132,296,147
				一般職人件費	60,269,377	58,324,444	62,737,919	65,182,462	63,195,532
				会計年度任用職員報酬※	-	-	-	12,221,736	12,932,171
				一般管理諸経費	50,639,352	60,909,251	51,013,161	54,063,882	56,168,444
		徴」	徴収費		17,134,537	17,194,326	18,906,236	21,055,539	22,769,955
			徴収費		17,134,537	17,194,326	18,906,236	21,055,539	22,769,955
	後	期高齢者医療広域連合納付金		<b>者医療広域連合納付金</b>	7,342,436,066	7,912,742,783	8,006,459,013	8,434,597,554	8,688,392,062
		後	後期高齢者医療広域連合納付金		7,342,436,066	7,912,742,783	8,006,459,013	8,434,597,554	8,688,392,062
			後	期高齢者医療広域連合納付金	7,342,436,066	7,912,742,783	8,006,459,013	8,434,597,554	8,688,392,062
				保険料等負担金	7,342,436,066	7,912,742,783	8,006,459,013	8,434,597,554	8,688,392,062
	諸	支出	出金		12,027,700	15,435,300	20,185,100	17,973,400	19,453,400
		償i		及び還付加算金	12,027,700	15,435,300	20,185,100	17,973,400	19,453,400
l.,,			保	険料還付金 	11,997,100	15,408,400	20,171,600	17,955,400	19,444,800
出				保険料還付金	11,997,100	15,408,400	20,171,600	17,955,400	19,444,800
				<b>険料還付加算金</b>	30,600	26,900	13,500	18,000	8,600
			償泊	<b>景金</b>	0	0	0	0	0
				国庫金等返還金	0	0	0	0	0
	予備		<b>備費</b>		0	0	0	0	0
歳出合計				歲 出 合 計	7,482,507,032	8,064,606,104	8,159,301,429	8,605,094,573	8,862,911,564

収 支 差 引	5,480,960	6,997,340	9,059,280	13,900,510	9,605,730

<sup>※</sup>会計年度任用職員報酬については、令和4年度予算より後期高齢者医療事業特別会計に計上

# 令和6年度国民健康保険の概要(令和5年度実績) 付:高齢者医療の概要

令和6年12月発行

編集・発行 船橋市健康福祉局健康部国保年金課

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

 $T\ E\ L \quad \ 0\ 4\ 7\ -4\ 3\ 6\ -2\ 3\ 9\ 5$ 

FAX 047-436-2405

e-mail kokuho@city.funabashi.lg.jp